

平成 1 7 年

## 第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 7 年 6 月 1 4 日開会

平成 1 7 年 6 月 2 3 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 4 日

## 1. 議事日程

平成17年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成17年6月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 市長施政方針・議案説明  
（常任委員会付託）

日程第4 請願第2号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願書

## 2. 出席議員は、次のとおりである。（37名）

1番 坂本 一	2番 植松 一雄
3番 篠原 眞清	4番 千野 秀一
5番 五味 良一	6番 利根川 昇
7番 渡邊 陽一	8番 鈴木今朝和
9番 浅川 哲男	10番 秋山 九一
11番 小尾 直知	12番 日向 万仁
13番 風間 利子	14番 田中勝海
15番 浅川富士夫	16番 小林元久
17番 小澤 寛	18番 篠原 珍彦
19番 保坂多枝子	20番 内田俊彦
21番 鈴木 孝男	22番 細田 哲郎
23番 林 泰一	24番 坂本 治年
25番 中村 隆一	26番 中村 勝一
27番 岡野 淳	28番 小林 忠雄
29番 小澤 宜夫	30番 内藤 昭
31番 秋山 俊和	32番 小野喜一郎
33番 渡邊 英子	34番 中嶋 新
35番 小林 保壽	36番 古屋 富藏
37番 清水 壽昌	

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

13番 風間利子

14番 田中勝海

15番 浅川富士夫

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 三枝基治

議会書記 小澤永和

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

ただいまから、平成17年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成17年第2回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご壮健にてご出席をいただき、ご同慶に存じます。

円滑な議会運営によって、所期の目的を十二分に発揮させ、市民の負託に応えたいと思っております。

予定されております議事日程につきましては、精力的なご審議をお願い申し上げます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は報告7案件、承認17案件、同意2案件、議案17案件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布の請願第2号であります。

次に今定例会において受理した陳情は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に今定例会において受理した要請書は、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に平成17年4月分の月例出納検査および行政監査について、監査委員から報告がありましたので、写しをお手元に配布いたしました。

次に4月25日に、甲府市において第71回関東市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

5月25日、東京日比谷公会堂において、第81回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長、副議長が出席いたしました。

同月31日、都留市において第233回山梨県市議会議長会定期総会が開催され、議長、副議長が出席いたしました。

次に本定例会におきまして、報道関係者から撮影の申し入れがありましたので、これを許可したいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告事項を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月24日までの11日間に決定しました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第79条の規定により、議長より指名いたします。

13番議員 風間利子君

14番議員 田中勝海君

15番議員 浅川富士夫君

以上3名を、本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長から施政一般に対する説明および、提出案件に対する説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

市議会議員各位には、ご健勝にてご出席を賜り、また日ごろから市民のためにご活躍をいただき、心から敬意を表します。

平成17年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

北杜市が発足し、7カ月が経過いたしました。いまだ体制は万全とは申せませんし、合併前からの課題も山積しております。一日も早く体制を確立するとともに、山積する諸課題の解決に向け、職員と一丸となり、全力で努力してまいり所存であります。

さて、去る6月1日に全国市長会や全国市議会議長会等、地方6団体により「分権改革日本」全国大会が開催されました。この大会では平成16年度、17年度の改革が、国の財政再建を一方的に地方に押しつけるものとなったため、生活保護費の国庫負担率の引き下げや税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の廃止は、断固として受け入れられないこと、国庫補助負担金の統合や交付金化は、国に権限と財源を残すものであり認められないこと、平成18年度の地方交付税総額を確実に確保することなどを決議し、政府関係者や国会議員へ要望活動を行ったところであります。

さらに、8日に開催された全国市長会議には、私も出席いたしましたが、この大会でも真の地方分権改革に向けた三位一体改革の推進や国民健康保険制度の抜本改革、生活保護費や児童扶養手当に係る、国庫負担割合の引き下げ反対などの決議がされたところであります。

地方自治体が財政面での自立を図り、自由度と裁量権を拡大することが真の地方分権改革であります。ハードルは高く地方分権が容易に進むとは考えられません。

また、全国的に少子化が問題になっておりますが、北杜市がこれから新市として各種の事業を進めていく上で、人口の推移が政策決定の大きな要素の一つになると思います。将来の本市の人口構造がどうなるのかをしっかりと見極め、少子化の問題を今後の政策決定や、行財政改革にしっかりと反映していかなければならないと考えております。

こうしたことから、本市といたしましても行政改革を強力に進めていく必要があります。そ

のため、まず公の施設の見直しを行うことといたしました。本市は、7町村が合併しましたため、多くの類似した公の施設があります。単なる経費の削減だけでなく、すべての施設についてゼロから見直す考えであります。

また、事務事業や組織機構の見直し、行政システムの能率化、財政の健全化などを盛り込んだ「行財政改革アクションプラン」を本年度策定することとしており、本市の将来を見据えた「北杜市再建のための行革」と位置づけ、行政改革に積極的に取り組む所存であります。

この行政改革は、全庁を挙げて行う必要がありますので、庁内組織として私を本部長とする行政改革推進本部を設置するとともに、諮問機関として学識経験者等で構成する行政改革推進委員会を設置し、ご意見を伺う考えであります。

簡素にして効率的な市政を実現するため、また、市民の皆さまが求めている質の高いサービスを実現するため、構造的な行革を実施しなければなりません。増やすもの、増やせないもの、減らすもの、減らせないもの、なくすもの、なくせないもの、新しくつくらなければならないもの、新しく作り変えなければならないものなど、様々なことが出てきます。できるものは今すぐにでも、改革に取り組んでまいります。

次に、小淵沢町との合併について申し上げます。

6月1日に第6回合併協議会が開催され、平成17年度は合併協議会を3回開催すること、その結果については「協議会だより」を発行し公表すること、合併に伴う両市町の経費負担割合は5対5の均等とすること、例規などにおける「小淵沢町」の表記については、旧町村の建制順とし、大泉町と白州町の間位置することなどが決定されました。

また、本年度に入り、北杜市・小淵沢町の職員による企画総務・文教厚生・建設産業環境の3つの専門部会を設置し、事務事業の一元化や条例、規則の整備などの課題に取り組んでいるところであります。

合併に伴い、必要となる電算システム統合などの経費につきましては、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に一斉滞納整理について、申し上げます。

ご承知のとおり、三位一体改革の推進により、補助金及び交付金の減額が続く状況下において、安定した市行財政運営を進めるためには、これらの自主財源の確保が最重要課題であります。

こうした現状をふまえ、税等の未納者に対して納入を求めることで、納税者との公平性を確立すること、そして市職員には、自主財源確保の重要性をより一層認識してもらうため、去る4月25日から5月20日の間、市税をはじめ国民健康保険税や保育料、上下水道料、住宅使用料など11項目につきまして、全職員による一斉滞納整理を行いました。この滞納整理には、延べ1,120人の職員を動員し、700万円余りの徴収ができました。

今後も、行政需要に応えるべく自主財源確保のため、定期的に滞納整理を行っていきたいと考えております。

次に、峡北地域最終処分場についてであります。

峡北地域最終処分場整備検討委員会が去る5月25日に開催され、県から示された水道水源から半径1キロメートル以上離れていること、活断層から25メートル以上離れていること、主要道路から2キロメートル以内であることの3つの数値基準により、新たに明野町内3カ所で現地調査を行うことが了承されました。

また、同日の検討委員会では水質工学の中村山梨大学名誉教授と環境工学の金子同大学教授のお二人の意見も伺ったところであります。

私といたしましては、議員各位ならびに関係者のご理解をいただく中で、一日も早く建設地が決定され、最終処分場問題が決着することを強く望むものであります。

また、計画規模の縮小を含め、安全・安心な施設となるよう、県当局に全力で働きかけてまいる決意であります。

次に介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画について、申し上げます。

介護保険制度は3年ごとに見直すことになっており、現在国会において、平成18年度介護保険法の改正に向けた議論がされているところであります。

本市におきましても、介護保険法に基づき平成18年度から20年度までの第3期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の策定に向けて作業を進めておりますが、来年3月には小淵沢町との合併が予定されておりますので、この計画は小淵沢町を加えた計画とする必要があります。このため、小淵沢町に計画策定の協力をいただくとともに、策定経費の一部を負担していただくこととしております。

次に、子育て支援についてであります。

厚生労働省が先ごろ発表した2004年の人口動態統計で、1人の女性が産むとされる子どもの数が1.29人となり、4年連続して過去最低となり、依然として少子化に歯止めがかからない状況であります。

本市におきましては、昨年度「北杜市次世代育成支援行動計画」を策定いたしました。この計画策定に当たり、就学前と小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施いたしました。その中で、行政に望む子育て支援については、双方とも第1位が「安心して、子どもが医療機関にかかれる体制の整備」でありました。

保護者の皆さまの、小児医療体制の充実を求める声を改めて深く認識したところであります。

現在、組合立山梨甲陽病院へは、週2日の午前中、山梨大学医学部附属病院から小児科医の派遣をいただいておりますが、今後さらに充実できるよう山梨大学に対しまして、要請してまいりたいと考えております。

また、小淵沢町との合併をふまえながら、甲陽病院、塩川病院のそれぞれの特色、役割分担等も検討してまいります。

次に、工場誘致についてであります。

先ごろ、日銀甲府支店が発表した「県内金融経済概観」では「回復に向けた動きは維持しているが、生産は引き続き横ばい」との景気判断を示しました。また「情報技術関連の生産調整は最終局面に近づいていて、上向きになる素地は整いつつある」との見方も示されたところであります。

こうした中、小淵沢町に本社のありました光学単結晶メーカーの株式会社オキサイドが市内武川町に本社を移転することになり申請がありましたので、本市工場誘致条例に基づき、5月6日に誘致工場第1号として指定し、去る7日には竣工式が行われたところであります。

今後も、地域の雇用拡大と産業の振興を図るため、企業誘致を積極的に進めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

4月9日に信玄公祭りが開催されましたが、市民の皆さまにはご協力をいただき、信玄公本陣の武田太郎義信隊として参加をいたしました。北杜市として初の参加でありましたが、北杜



市役所周辺でのパレードや出陣式で、市内各地の太鼓や踊りなどで激励をいただき、市民の皆さまの熱意に胸を打たれました。

また、甲府の平和通りでの出陣では、本市の誇りである太陽と水をPRするとともに、大八車に乗せた武川米とミネラルウォーターをイメージした酒樽が観光客の目を引き、大きな成果があったものと思っております。

ゴールデンウィーク中の観光客の入り込み状況については、天候にも恵まれたことから、県フラワーセンター、まきば公園、清泉寮、名水公園「べるが」などを中心に入り込み数が増加し、峡北地域は昨年に比べ、8.3%の伸びがありました。今後も大勢の観光客に来ていただき、楽しんでもらえるよう、積極的な事業展開を図ってまいります。

また、昨年大ヒットした映画「いま、会いにゆきます」で共演した中村獅童さんと竹内結子さんの結婚が決まり、映画のクライマックス部分のロケ地となった明野町のひまわり畑が、再び脚光を浴び「あのひまわり畑はどこですか」などの問い合わせも数多くきています。

市といたしましては、誘客活動を行う絶好の機会と捉え、早速、市のホームページへ掲載するとともに、7月中旬からのサンフラワーフェスティバルを活用し「幸せの縁結びの地」として、全国にPRすることとし、市全体への観光客の誘客にもつなげてまいりたいと考えております。

なお、映画で好評だったことから、TBSテレビでも11回連続ドラマとして「いま、会いにゆきます」を7月3日から放映する予定になっており、市内各地において今月からロケに入っております。

このドラマもぜひ高視聴率となり、合併間もない北杜市の名が全国に高められることを願っております。

また、5月16日には、明野のひまわりを絵柄にした、ふるさと切手も発行されました。日本郵政公社からも、明野のひまわりが認知されたことになり、ここまでひまわりを定着させた関係者の皆さまに深く敬意を表する次第であります。

次に、故金田一春彦先生のご遺族からの寄附について申し上げます。

国語学者として、日本語の研究に生涯をかけ、国内外で活躍された金田一春彦先生は、昨年5月19日にお亡くなりになりましたが、この度、ご遺族のご厚意により、今までの資料約2万点に加え、和書、書籍、自筆原稿、講演会テープなど、大変貴重な資料約2千点が本市に寄贈されました。心から敬意と感謝を申し上げます。

早期に大泉金田一春彦記念図書館の内部改装を行い、皆さまにご覧いただけるよう準備を進めてまいります。

なお、図書館に併設しております放課後児童クラブである大泉ふれあい教室は、利用者も多く施設が狭隘となってきました。このため、図書館の内部改装と併せ、大泉ふれあい教室を泉小学校敷地内の木然館に移転することとし、所要の予算を計上いたしております。

木然館は小学校の多目的施設として、また地域との交流施設として建設したものでありますので、施設の利用目的にも適合しております。移転後は、指導員を中心に、汗をかくことの尊さや、協調性をしっかり育む子どもたちに育てていきたいと考えております。

次に、故富士錦関の遺品の寄贈についてであります。

大相撲で幕内優勝をし、引退後は六代目高砂親方として活躍された、故元小結富士錦関の奥さまである一宮きみ子さまから優勝カップや化粧まわし、高砂部屋看板など96点の貴重な遺

品の寄贈申し出がありました。

有り難くお受けすることとし、富士錦関が幼少期に旧武川村で過ごし、武川小学校を卒業していることから、武川町の「むかわの湯」に展示することといたしました。多くの方々にご覧いただければ、誠にありがたいと存じます。

なお、本日午後、武川小学校体育館におきまして贈呈式を計画いたしておりますので、議員各位のご出席をよろしく願います次第であります。

さらに、このたび、長坂ライオンズクラブおよび須玉・明野ライオンズクラブから災害支援資金として金員を寄贈していただきました。尊い浄財でありますので、防災備蓄物品の充実など防災対策のため、有効に活用させていただく考えであります。

次に提出案件について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は、専決処分案件17件、条例案9件、補正予算案件6件、人事案件2件、その他9件の併せて43件であります。

最初に、報告案件であります。

一般会計、特別会計を併せて、繰越明許費繰越計算書の報告が3件、事故繰越が3件、継続費が1件であります。

次に、専決処分承認案件であります。

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行ったものであります。

次に承認第2号の北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例であります。文化財保護法の一部を改正する法律および山梨県文化財保護条例の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものであります。

続きまして、平成16年度補正予算の専決処分について、ご説明申し上げます。

まず、承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)であります。7億2,194万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ189億6,868万5千円と定めたものであります。

歳入は地方交付税4億447万4千円。市税1億6,834万8千円ほかであります。

歳出は事業費の確定による不用額の整理に伴い、生じた余剰金16億2,605万9千円を基金へ積み立てることとしたものであります。

次に承認第4号 国民健康保険特別会計補正予算(第2号)であります。6,745万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,272万6千円と定めたものであります。

次に承認第5号 老人保健特別会計補正予算(第2号)であります。6,480万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億9,178万6千円と定めたものであります。

次に承認第6号の介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。70万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億3,680万4千円と定めたものであります。

次に承認第7号 簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。2,173万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,535万1千円と定めたものであります。

次に承認第8号 下水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。6,768万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億547万4千円と定めたものであります。

次に承認第9号 農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)であります。4,999万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,434万円と定めたものであります。

次に承認第10号 辺見診療所特別会計補正予算(第2号)であります。30万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,662万1千円と定めたものであります。

次に承認第11号 白州診療所特別会計補正予算(第2号)であります。311万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,556万5千円と定めたものであります。

次に承認第13号 白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号)であります。110万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,745万1千円と定めたものであります。

次に承認第14号 ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)であります。490万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,167万3千円と定めたものであります。

次に承認第15号 温泉事業特別会計補正予算(第2号)であります。歳入科目の構成であります。

次に、承認第16号の居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)であります。40万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,885万7千円と定めたものであります。

次に承認第17号 白州財産区特別会計補正予算(第1号)であります。14万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154万6千円と定めたものであります。

以上、申しあげました特別会計の減額補正におきましては、事業費の確定に伴う不用額の整理を行ったものであります。

なお、承認第12号の土地開発事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、2,565万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,025万9千円と定めております。これは合併時における一般会計からの歳計現金繰り替え流用額の調整を図ったものであります。

次に、議案第73号の基盤整備促進事業(農地維持保全型)須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件であります。

この案件につきましては、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決をいただくものであります。

次に議案第74号 北杜市道路線の認定であります。県道の移管に伴うものであり、道路法の規定により、議会の議決をいただくものであります。

次に、条例案件であります。

議案第75号 北杜市行政改革推進委員会条例の制定であります。社会情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するために制定するものであります。

次に議案第76号の北杜市名誉市民条例の制定であります。政治・経済・文化・その他を通じて、広く社会の発展に卓絶な功績があった者に対し、その功績を称えて、これを顕彰するため、制定をするものであります。

次に議案第77号 北杜市情報公開個人情報保護審査会条例の制定であります。北杜市情報公開条例および北杜市個人情報保護条例に規定する審査会を一本化して、調査審議の迅速化と経費節減を図るため、制定するものであります。

次に、議案第78号の北杜市情報公開条例の一部を改正する条例および議案第79号の北杜

市個人情報保護条例の一部を改正する条例であります。北杜市情報公開個人情報保護審査会の設置および指定管理者の情報公開に関する事項を規定するものであります。

次に議案第80号 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例であります。北杜市長職務執行者の職の廃止に伴うものであります。

次に議案第81号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例であります。須玉保育園に関する事項を規定するため、所要の改正をするものであります。

次に議案第82号の北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例であります。水道の使用開始等に伴う届け出および水道基本料金について、所要の改正を行うものであります。

次に議案第83号 北杜市証紙条例の一部を改正する条例であります。北杜市廃棄物の減量化および適正処理に関する条例第52条および、第53条に規定する手数料を新たに規定するため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、平成17年度補正予算について、ご説明申し上げます。

まず議案第84号 一般会計補正予算(第1号)であります。11億3,969万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ270億8,969万9千円と定めるものであります。

歳入の主なものは、市債3億4,210万円。繰入金3億円。分担金及び負担金1億8,940万1千円のほか、地方交付税、国・県支出金などであります。

歳出の主なものは、まちづくり交付金事業、清里地区に2億658万9千円。金田一春彦記念図書館改修事業に6,197万6千円。北杜市小淵沢町合併準備費として、3億7,500万円。新エネルギー計画策定事業に478万9千円。指定校取り組み事業に354万5千円などあります。

次に議案第85号 白州診療所特別会計補正予算(第1号)であります。1,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,511万4千円と定めるものであります。主なものは、レントゲン医療機器の購入経費であります。

次に議案第86号 白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)であります。795万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,135万9千円と定めるものであります。主なものは、消費税の納付金であります。

次に議案第87号 武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第1号)であります。193万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億97万4千円と定めるものであります。主なものは、加工用機材の購入経費であります。

次に議案第88号 浅尾原財産区特別会計補正予算(第1号)であります。85万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,814万3千円と定めるものであります。主なものは、財産区管理地内の不法投棄物の撤去費であります。

次に議案第89号 病院事業会計補正予算(第1号)であります。資本金収入に2,640万円を追加し、総額2億3,314万6千円に資本金支出においては2,643万9千円を追加し、総額を2億4,625万円と定めるものであります。主なものは、医療設備費であります。

次に人事案件について、ご説明申し上げます。

同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員および同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産管理委員会委員を選任する必要が生じたもので、それぞれの委員の選任について同意をお願いするものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題になっております、日程第12 承認第1号から日程第28 承認第17号までの17案件と、日程第34 議案第78号および日程第35 議案第79号の2案件と、日程第37 議案第81号から日程第45 議案第89号までの9案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 請願第2号 請願の件 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

26番議員、中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

それでは、平成17年5月24日受理されました義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等および水準の維持向上を求めるための請願書趣旨の説明を紹介させていただきます。

なお、請願人の意を尊重するため、全文の朗読をもって紹介したいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、請願第2号 平成17年5月24日、義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願書。

請 願 人

北 杜 市 P T A 連 合 会 会 長 中 込 巖

北 杜 市 武 川 町 柳 沢 5 9 1 - 2

北 巨 摩 郡 公 立 小 中 学 校 校 長 会 会 長 堀 内 弘

北 杜 市 白 州 町 白 須 5 8 - 1

北 巨 摩 郡 公 立 小 中 学 校 教 頭 会 会 長 平 井 美 充

北 杜 市 長 坂 町 白 井 沢 1 4 8

山 梨 県 教 職 員 組 合

北 巨 摩 支 部 執 行 委 員 長 中 田 慶 一

北 杜 市 武 川 町 宮 脇 6 7 1

## 紹介議員

北杜市長坂町中丸 1 7 8 0 鈴木今朝和

北杜市高根町小池 5 8 5 中村勝一

北杜市議会議長 清水壽昌殿

請願趣旨

請願事項

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保とするために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

請願の理由

今、「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となっています。義務教育は憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティーネットです。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが、義務教育国庫負担制度です。

義務教育国庫負担制度は昭和 2 8 年以降、制度化され、我が国の義務教育の推進と充実に大きな貢献をしてきました。

現行の義務教育費国庫負担制度は、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与費を中心に構成されています。これは、学校教育は一人ひとりの子どもの教育を受ける権利を保障し、次代を担う主権者を育成するためには、教員のみならず、学校の管理事務部門を司る学校事務職員や学校給食に携わる学校栄養職員の存在と協力があって、はじめて達成されることを財政上保障し、地方公務員公共団体の財政能力によって格差が生じないように法制化されたものです。

こうした義務教育費国庫負担制度の意義をふまえ、昨年も山梨県議会をはじめ、県下各市町村からも、義務教育国庫負担制度堅持に関する意見書が提出されています。さらに全国的な調査でも、市町村教育委員会のほとんどが現行の同制度を必要と回答しています。

税源移譲がされれば、義務教育費国庫負担制度は廃止して構わないとの指摘があります。しかし、私どもの調査では国庫負担制度が廃止され、全額都道府県に税源移譲されたとしても、旧都府県を除いて、現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。山間地の多い山梨県においては、現在の額よりも 2 5 % 程度も減額されるという試算もあります。多くの県では財源が確保できずに、4 0 人学級など現在の教育条件の維持すらも危惧される時代になります。本県の財政を圧迫し、ひいては市町村財政にも影響を与えることにもつながるおそれがあります。

さらに教材、教具費などの教育予算全額に影響を与え、保護者負担の増額につながる可能性もあります。また、現行制度が地方分権を阻害しているとの指摘があります。必ずしも、その指摘は正しいとは言えません。なぜなら、現在 3 0 人学級などの学級定員規模を縮小する措置が都道府県単費で行われており、現行制度でも自治体の裁量権は一定程度保障されているからです。国民に等しく義務教育を保障するという観点から言えば、本来、このような施策は国の財政負担と責任において行われるべきです。言い換えれば、現行の 4 0 人学級を財政的に最低保障として下支えしているのが、この義務教育費国庫負担制度なのです。このように義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請を受け、国の責任として国民に対し、一定水準の義務教育を補償するものとして、極めて重要で不可欠な制度です。学校運営を支えている、学校事務職員および学校栄養職員を国庫負担の対象外とすることは、義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校運営にも大きな影響を及ぼすものです。

山梨県においては、山本知事も、この制度の必要性を明言されており、私どもといたしましても、大変、心強く感謝しているところですが、北杜市議会としても、ぜひご決議いただき、義務教育費国庫負担制度の現行水準を維持し、教育の機会均等が引き続き確保されるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、覚え書を提出していただくようお願いいたします。

提出先

文部科学大臣 中山成彬

財務大臣 谷垣禎一

総務大臣 麻生太郎

以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

以上で、趣旨説明の紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託し、審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 請願第2号 請願の件 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願書については、文教厚生常任委員会に付託し、審査することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の会議は6月20日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前10時56分

平成 1 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 0 日



## 1. 議事日程

平成17年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成17年6月20日  
午前10時00分開議  
於 議 場

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第1  | 報告第1号  | 平成16年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件            |
| 日程第2  | 報告第2号  | 平成16年度北杜市一般会計事故繰越繰越計算書報告の件             |
| 日程第3  | 報告第3号  | 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件       |
| 日程第4  | 報告第4号  | 平成16年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件       |
| 日程第5  | 報告第5号  | 平成16年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件        |
| 日程第6  | 報告第6号  | 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件    |
| 日程第7  | 報告第7号  | 平成16年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件              |
| 日程第8  | 議案第73号 | 基盤整備事業（農地維持保全型）須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件 |
| 日程第9  | 議案第74号 | 北杜市道路線の認定について                          |
| 日程第10 | 議案第75号 | 北杜市行政改革推進委員会条例の制定について                  |
| 日程第11 | 議案第76号 | 北杜市名誉市民条例の制定について                       |
| 日程第12 | 議案第77号 | 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について             |
| 日程第13 | 議案第80号 | 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について      |
| 日程第14 | 同意第3号  | 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件    |
| 日程第15 | 同意第4号  | 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件   |

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員

12番 日向 万仁

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
高根総合支所長	深沢袈裟雄	長坂総合支所長	小沢孝文
大泉総合支所長	藤原宝	白州総合支所長	植松治雄
武川総合支所長	福井俊克	秘書室参事	藤巻正一
農業委員会事務局長	浅川清朗	監査事務局長	小澤功宜
行革調整室長	小松正寿		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美



再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

12番議員、日向万仁君につきましては、申し入れにより当分の間、会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 報告第1号 平成16年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件

日程第2 報告第2号 平成16年度北杜市一般会計事故繰越繰越計算書報告の件

日程第3 報告第3号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件

日程第4 報告第4号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第5 報告第5号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件

日程第6 報告第6号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件

日程第7 報告第7号 平成16年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件

以上7案件を一括議題といたします。

ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第1 報告第1号から日程第7 報告第7号までの7案件を一括議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

報告第1号 平成16年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市一般会計予算の繰越明許費は、北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

報告第2号 平成16年度北杜市一般会計事故繰越繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市一般会計予算の事故繰越は、北杜市一般会計事故繰越繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

報告第3号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計予算の事故繰越は、北杜市簡易水道事業特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

次に報告第4号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、北杜市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

次に報告第5号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市下水道事業特別会計予算の事故繰越は、北杜市下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

報告第6号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計予算の繰越明許費は、北杜市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

次に報告第7号 平成16年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件。

平成16年度北杜市一般会計予算の継続費は、北杜市一般会計継続費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、議会に報告します。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、報告が終わりました。

○議長（清水壽昌君）

日程第8 議案第73号 基盤整備促進事業（農地維持保全型）須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件を議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第73号 基盤整備促進事業（農地維持保全型）須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件

基盤整備促進事業（農地維持保全型）須玉町大蔵地区農地改良事業計画を、次のように定める。

事業名 基盤整備促進事業 須玉町大蔵地区

主要工事計画 農業用排水路

その他

事業量 用水路278メートル

測量試験費ほか

事業費 1,100万円

受益面積 5.2ヘクタール

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第73号の基盤整備促進事業（農地維持保全型）須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

県知事に基盤整備促進事業計画の協議をするにあたり、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、産業観光部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

部長。

○産業観光部長（植松好義君）

基盤整備促進事業農地維持保全型のご説明を申し上げます。

この事業ですけれども、団体土地改良事業としまして、須玉町大蔵地区の農業用排水路の整備を行うものでございます。その排水路の整備278メートル、事業費1,100万円、受益面積5.2ヘクタールでございます。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を許します。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

( な し )

討論なしと認めます。

日程第 8 議案第 7 3 号 基盤整備事業(農地維持保全型)須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件を採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第 8 議案第 7 3 号 基盤整備事業(農地維持保全型)須玉町大蔵地区土地改良事業計画の議決を求める件は原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第 9 議案第 7 4 号 北杜市道路線の認定についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第 7 4 号 北杜市道路線の認定について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり、市道路線を認定する。

平成 1 7 年 6 月 1 4 日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第 7 4 号の北杜市道路線の認定について、ご説明を申し上げます。

県道の移管に伴う認定であり、道路法の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

内容につきましては、建設部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

部長。

○建設部長(真壁一永君)

それでは、議案第 7 4 号の北杜市道路線の認定について、要点を説明申し上げます。

路線名につきましては、増富若神子線でございます。

起点は、須玉町比志字下平 4 9 3 2 - 8。

終点につきましては、須玉町小尾字大柴 5 5 3 5 - 2。

幅員につきましては、6 メートルから 2 5 メートル。

延長につきましては、2 , 1 5 6 . 5 メートルでございます。

これにつきましては、県の廃道処分計画についての協議により、平成 1 6 年度までに、この路線の危険個所の整備が終了し、去る 5 月 2 5 日に建設部と現地の確認を行い、整備について



最終確認を行った路線でございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第9 議案第74号 北杜市道路線の認定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第9 議案第74号 北杜市道路線の認定については原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第10 議案第75号 北杜市行政改革推進委員会条例の制定についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第75号 北杜市行政改革推進委員会条例の制定について

北杜市行政改革の推進委員会条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第75号の北杜市行政改革推進委員会条例の制定について、ご説明申し上げます。

社会情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進する必要があるため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、行革調整室長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

室長。

○行革調整室長（小松正寿君）

それでは、議案第75号の北杜市行政改革推進委員会条例の制定につきまして、ご説明させていただきます。

この条文につきましては、8条で構成されておりまして、第1条で設置。北杜市行革推進委員会を置くものでございます。

任務につきましては、市長の諮問に応じまして、本市の行革推進に関する重要な事項を調査し、審議するものでございます。

それから第3条の組織でございますが、委員会10人以内で組織する。

第4条の任期、それから第5条の会長、それから第6条の会議、第7条の庶務、第8条の委任ということで、8条で構成されております。

この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

先日、全員協議会場で、この行革推進室は教育とか福祉とか住民サービスに関わるところを聖域にすべきと、私は質問しましたけれども、聖域を設けないということですので、この行政改革推進委員会の設置に対して、反対いたします。

先に合併した東京のあきる野市は、同様の行政改革推進委員会を設けました。そして、合併前のサービスは高く、負担は低くなどと言っていられないということで、国保税の値上げをはじめ、教育福祉などに関わる住民サービスが次々と切り捨てられた例があります。

私は、無駄を省く行政改革には反対ではありませんけれども、行政改革の論議は住民の代表である37名の議員がいますので、この中で十分、論議をすべきものと考えています。

行政改革推進室の提案を、ただ認めるだけの審議会になりかねない、そういう危惧がありますので、反対をいたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はございますか。

秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

去る6月17日の全員協議会でも意見が交わされ、制定については賛成意見が大多数でございました。

以上の理由で、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（ な し ）

討論を終わります。

これより、本件に対する採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案は原案どおり可決することに、賛成の方はご起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立多数です。

よって、日程第10 議案第75号 北杜市行政改革推進委員会条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第11 議案第76号 北杜市名誉市民条例の制定についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第76号 北杜市名誉市民条例の制定について

北杜市名誉市民条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第76号の北杜市名誉市民条例の制定について、ご説明申し上げます。

政治、経済、文化、その他を通じて、広く社会の発展に卓絶な功績があった者に対し、その功績を称えて、これを顕彰するため、条例を制定するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

部長。

○総務部長（小林奎吾君）

北杜市名誉市民条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

第1条につきましては目的でありまして、第2条は名誉市民について、規定してございます。

本市の市民、または本市に縁故の深い者で、広く社会の発展に卓絶な功績があり、市民から郷土の誇りとして、尊敬を受ける者に対して、北杜市名誉市民賞を贈る。

3条でございますが、名誉市民は議会の同意を得て決定する。

4条から7条につきましては顕彰、待遇、称号の取り消し、委任を定めたものであります。

全条文7条で構成されております。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を行います。

( な し )

討論なしと認めます。

日程第 1 1 議案第 7 6 号 北杜市名誉市民条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 1 議案第 7 6 号 北杜市名誉市民条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第 1 2 議案第 7 7 号 北杜市情報・公開個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第 7 7 号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成 1 7 年 6 月 1 4 日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第 7 7 号の北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明を申し上げます。

北杜市情報公開条例に規定する情報公開審査会および北杜市個人情報保護条例に規定する個人情報保護審査会について、調査審議の迅速化と経費節減を図るため、両審査会を廃し、新たに条例を制定するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

部長。

○総務部長(小林奎吾君)

北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この条例は北杜市情報公開審査会および北杜市個人情報保護審査会を廃止しまして、新たに条例を制定するものであります。

情報公開等におきまして、不服申し立てがあった場合、この審査会で審議するものでござい

ます。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第 1 2 議案第 7 7 号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第 1 2 議案第 7 7 号 北杜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第 1 3 議案第 8 0 号 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第 8 0 号 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり、定めるものとする。

平成 1 7 年 6 月 1 4 日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第 8 0 号の北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

北杜市長職務執行者の職の廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

部長。

○総務部長（小林奎吾君）

北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例

条例を廃止する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

平成16年11月28日をもって、市長職務執行者の職の廃止に伴いまして、今回、条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

（ な し ）

討論なしと認めます。

日程第13 議案第80号 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第13 議案第80号 北杜市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第14 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会に次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例（平成16年北杜市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

住所、氏名、生年月日の順で朗読いたします。

北杜市大泉町西井出224番地、浅川晃暉、昭和11年4月20日生まれ。

北杜市大泉町西井出8341番地3、浅川良司、昭和14年4月25日生まれ。

北杜市大泉町谷戸2351番地、谷戸昭一、昭和8年4月15日生まれ。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第3号の大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市大泉町西井出224番地、浅川晃暉、昭和11年4月20日生まれ。同じく西井出8341番地3、浅川良司、昭和14年4月25日生まれ。同じく谷戸2351番地、谷戸昭一、昭和8年4月15日生まれの3名について、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第14 同意第3号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第15 同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員に、次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例(平成16年北杜市条例第244号)第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成17年6月14日 提出

北杜市長 白倉政司

住 所 北杜市大泉町西井出1835番地

氏 名 藤森征雄

生年月日 昭和13年11月30日生まれ

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

同意第4号の石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について、議会の同意を求める件については、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、新たに管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市大泉町西井出1835番地、藤森征雄、昭和13年11月30日生まれについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第15 同意第4号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月21日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時36分



平成 1 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 1 日

## 1. 議事日程

平成17年第2回北杜市議会定例会(3日目)

平成17年6月21日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 日程第1 一般質問

- |     |        |
|-----|--------|
| 9番  | 浅川哲男君  |
| 23番 | 林 泰・君  |
| 36番 | 古屋富藏君  |
| 33番 | 渡邊英子君  |
| 2番  | 植松一雄君  |
| 16番 | 小林元久君  |
| 7番  | 渡邊陽一君  |
| 34番 | 中嶋 新君  |
| 13番 | 風間利子君  |
| 10番 | 秋山九一君  |
| 1番  | 坂本 ・君  |
| 27番 | 岡野 淳君  |
| 21番 | 鈴木孝男君  |
| 22番 | 細田哲郎君  |
| 15番 | 浅川富士夫君 |
| 5番  | 五味良一君  |

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員

12番 日向 万仁

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	秘書室参事	藤巻正一
農業委員会事務局長	浅川清朗	監査事務局長	小澤功宜
行革調整室長	小松正寿		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和



再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

12番議員、日向万仁君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨、届け出がありました。

本日の一般質問は16人の議員が市政について、質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問であります。通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間が15分でありますので申し添えます。

9番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

9番、浅川哲男です。

本年、平成17年度は北杜市にとって、今後の行財政運営についての基礎づくりの元年の年であると思います。

合併前からの各町村の山積する未処理、また地域からの要望、課題事業などを処理・調整を進めながら、本年度は総合計画の策定事業、今議会に提出をされました行政改革推進委員会条例の制定により、いよいよ、その策定作業が進められますが、北杜市が抱える厳しい財政状況は、市民は承知していると思います。

これから進む少子高齢化時代を迎える中で、北杜市の明るい将来像が見えるように白倉市長自ら本部長となり、計画改革策定に積極的に取り組みをされる体制ができますので、改革元年と位置づけ、市民はその策定内容に関心と期待を持つところでございます。

次に2件について、私の質問を伺います。

まず第1件ですが、圃場整備地内の道路舗装をでございます。

大泉町においては、県下でもいち早く昭和53年から県営圃場整備に着手し、20年の歳月をかけ、300ヘクタールのうち260ヘクタールで、事業費は40億6千万円を要し、平成8年に完成されました。この間、北杜市合併までに、ほとんどの道路が舗装されましたが、一部未舗装道路が残されております。合併後に舗装することになってはいますが、受益者は早急に舗装されることを望んでおりますので、次の点について伺います。

まず第1点ですが、北杜市内の各地方における圃場整備の面積、また未舗装の状況と今後の舗装計画は、どのようになっているか、お伺いします。

2点としまして、圃場整備の中で欠陥工事とも見られる水路等がございしますが、これは合併前の前任者は周知しておりますが、現地を確認した中で、ぜひ改修工事をしてもらいたい、どうかお伺いします。

次に2件目は、道路用地等の未登記の整備でございます。

北杜市各町の道路、水路の新設、拡幅工事は本来なら、登記が済んでから着手すべきですが、国土調査後における工事について、未登記で工事がされている個所が各町村ともあると聞いておりますが、未登記にはいろいろの事情があると思っておりますが、登記を放置しておく、相続の問題、税金等の問題も生じます。

大泉町においても、未登記個所があり、地権者からは早く登記をしてもらいたい苦情が以前から寄せられております。

次の点について、伺います。

まず1点として、北杜市内の各町の未登記の状況はどんなふうになっているか。

2番として登記をする事務体制と、今後の整理はどのように取り組みをされているか。市長ならびに担当部長にお伺いします。

以上、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

9番、浅川哲男議員のご質問にお答えします。

まず、圃場整備地内の道路舗装についてであります。

市内各町の圃場整備面積は、明野町270ヘクタール、須玉町270ヘクタール、高根町550ヘクタール、長坂町384ヘクタール、大泉町260ヘクタール、白州町300ヘクタール、武川町198ヘクタールであり、全体で2,232ヘクタールであります。歴史的な大事業を行ったなど、いまさらながら思います。

道路の未舗装の状況であります。明野町を除き6町で64路線、その延長は約19キロメートルになります。

今後の舗装計画につきましては、現地調査を行い、舗装の必要性を検討して、随時整備をしていきたいと考えておりますが、財政厳しい折ですので、国・県の補助事業を取り入れるとともに、さらに地元受益者負担についてもお願いし、事業を実施したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に水路等の改修についてであります。県営圃場整備事業で、平成8年に完成していることから、この事業での改修は無理と判断します。

欠陥の水路工事とのことでありますが、調査の上、改修が必要であれば、補助率3分の2の市単独土地改良事業補助金を活用して整備することを考えたいと思っております。

次に、道路用地等の未登記整備についてであります。

北杜市の未登記筆数は全体で約3千筆あり、未登記理由としては主に相続および抵当権解除等の問題があり、未処理となっております。

次に登記の事務体制と今後の整理ですが、現在、登記担当職員は建設部道路河川課用地管理担当4名と産業観光部農林整備課用地管理担当2名がおり、それぞれ1名が専門に登記事務を行っております。

今後も各関係部署や各総合支所とも連携する中で、未登記の解消に向け、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

9番議員、再質問はございませんか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

まず、総務部長にお伺いしたい点がございませう。

自分の申しあげました1件、2件の件でございませうが、これは各町村それぞれあると思ひませうが、事務の引き継ぎでせうね、例えば町村において工事をしたけれども、登記はまだしてない。そういうあれは、事務の引き継ぎでせうることになってございませう。

新市におきまして、事務処理規定の40条でせうが、そこに事務の引き継ぎ表をつくって、総務課長に提出し、総務部長にやり、市長にやるという内容でございませうが、それは1つの例でせうが、各旧町村において、いろいろの引き継ぎ事項があると思ひませう。それをしておかないと、なんでもそうでせうが、前任者が代わって知りませうよ、そうしますと、市民に対して非常に不信感を、今までも持つ状況でせうがございませう。

そんな点で、総務課長に今までの引き継ぎ状況と今後について、まずお伺ひします。

そして、次に市長にお伺ひしますが、圃場整備地内の舗装道路の未舗装分が相当あるようでせうが、大泉においても、一部小さいところが何力所か残ってございませう。

今までは、受益者の負担なくやってきて、今度はそれをそうするには、地元の負担となると、市民は承知しない状況でせうがございませう。そんな中で、それはというと、合併前にいろいろ残ったものについては、今までと同じようなあれで、3年ないし10年はやりませうよということと市民は承知してございませうが、ここで舗装するから負担金を出せということ、ちょっと市民は、いろいろの不信感やら、今までやってきた行政がどうしたかという、いろいろの問題点でせうがございませうので、そこらはその町村の状況によって、よろしくお伺ひしたいと思ひませう。

まず、それだけをお伺ひします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めませう。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

浅川議員のご質問にお答えを申しあげるところでございませうけども、事務引き継ぎはどうなっているかというような、お話かと思ひませう。

合併が昨年11月1日に行われたところとございませうが、旧体制の各担当の方から、新体制の、新北杜市の担当の方に10月の末にすべて、詳細にわたりまして、項目ごとに事務引き継ぎをさせていたいでいるところとございませう。

そうした中で、現在、山積している問題等というお話もございませうが、各現在の担当は旧町村の担当から引き継いでいるという、理解をしているところとございませう。

なお、大きな問題につきましては、旧町村長が11月1日、北杜市の市長職務執行者に、大きな課題につきましては引き継ぎをしていると、こういう状況とございませう。

以上とございませう。

○議長（清水壽昌君）

市長。



○市長（白倉政司君）

自席で失礼させていただきます。

まだ未舗装地域のお話でありますけども、先ほどお話ししましたとおり、明野町では全部終わっているようでありますけども、残った6町では64路線、延長にして19キロあるわけがあります。これはどうしても、これからの舗装については、受益者負担はやむを得ないと思います。

ただ、今舗装になっているところも、基本的には圃場整備事業推進の中で、その舗装の分も受益者に包含されていると思うわけです。7カ町村平均的には1割の受益者負担があったはずであります。これから未舗装のところを舗装するにつけ、平均的にはどこの地域も、旧7カ町村は、受益者負担が過去もあったし、これからも一定の負担はご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

今、市長が申されたこともよく分かりますが、大泉の場合において、各受益者はみんな土地を出して、減歩率も同じように出して、そして早く舗装したところは、その間の人は楽ですね。そうでないところは、同じ負担をしながら、道路の上の草を刈ったり、いろいろやって、非常に道路管理等をしているわけですが、そんな中で、今までは圃場整備に対する事業費の負担は国、県市町村のその負担は個人の受益者もやりましたよ。それ以外に舗装については、全部、大泉の場合は無償というか、全部やりました。そんな中で、一部残っているところが、地域にあるんですが、それを今度は負担を出せということになると、いろいろ問題もあるし、今までやってきた執行部の職員は公平にやったかどうか、いろいろ問題が出ますが、そこらは市長の考えも分かりますが、今後、いろいろの事情を察知していただきたいと、こんなように思います。

そして、もう1点。未登記の関係ですが、これは早くしないと、税金が、現実には道路になっていて、みんなが供用していますよ。そして分筆もしない、登記もしない、そんなで公図上には個人の名があって、税金も納めているところもあるようです。そういうところは早くしないと、やっぱり、いろいろ今までが今度は新市に、そんなものを持ち込まれて、大変迷惑というか、以前から早くすべき問題がここに残っているのも、これもやむを得ませんが、それが大至急、各町村にそういうところがあれば、現地調査をして、登記はいろいろ、今の登記は難しいようです。相続があれば、なおさら難しいけれども、分筆するとなれば、そのほかの向こうまで同意をもらうとか、いろいろあるわけですが、とりあえず、その税金の問題がどうなっているかは、大至急、調査をして、非課税にしてあげるなり、今まで掛けていたものを還付するところまでいくかどうか知りませんが、いろいろの問題が生じますので、それだけは、人件費がかかろうとどうしようと、大至急していただきたいと思えますが、市長の考えをお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

圃場整備の未舗装については、大泉は大泉の個性として、受益者負担なくやってきたのかも

知れませんが、これからは北杜市という、全体の中で考えたときには、統一的な負担を求めなければならないと思っていますので、ご理解をしていただきたいと思います。

それから、先ほど未登記のことについては、浅川議員のご質問のとおりだと思います。私も大変、心配をいたしております。未登記の解消に向けて、全力で職員にもお願いしますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで9番、浅川哲男議員の一般質問を終わります。

次に23番、林泰・君。

林泰・君。

○23番議員（林泰・君）

23番、林泰・です。

当面している農政課題の中で、2つほど市長にお伺いします。

まず、第1に中山間地域等直接支払い制度事業の成果と見直し対策の推進についてであります。

ご承知のとおり、平成11年7月に新たに食料・農業・農村基本法が施行され、その法35条第2項において、国は中山間地域等においては適正な農業生産活動が適切に行われるよう、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るため、施策を講ずるものとする規定されました。この規定に基づき、国は平成12年度から中山間地域等直接支払い制度が開始されました。

北杜市は、中山間地域等に位置する地域が多くあり、生産条件が不利で、耕作放棄地が増え、農業生産や水源涵養、自然のやすらぎの場など、多面的な機能が低下する傾向が見られるところから、こうした経営に対する保全対策の重要な制度として導入、活用されてきました。

例えば、1事例として、私の住む集落においても、平成12年8月に集落の臨時総会を開き、この制度活用のため、集落協定への参加を決議し、交付金の支払い対象となる水田耕作者は各自の水田の管理に万全を尽くし、集落全体としては耕作放棄地の復活や未然の防止に支援し、また農地保全のため、農業用排水路や農道など、非農家を含めた全戸による定期的な共同管理作業を実行してきております。

この制度活用の成果として挙げられることは、集落で一番困っていたシカ、イノシシ、サルなどによる獣害で農地保全や農業生産意欲の低下が見られることへの防止対策に、まず取り込んだのであります。

それは10年ぐらい前に、いち早く電柵を設置しておりましたが、初期で簡易なため、次第に効果が薄れて困り果てていたところでありました。

そこでまず、シカ、イノシシの常住侵入地域の山沿いに延長285メートル、高さ2メートルの鉄パイプ防護柵を設置いたしました。しかし、他の区域から侵入するようになってきたので、その後、2年計画で集落をほとんど囲む約2,500メートルに、電気網柵を全戸出資で設置し、その管理も分担して実施しております。また、交付金対象となっていた耕作放棄水田の耕作復活に努め、耕作のできる状況を保つよう、支援を行ってきました。しかしながら、獣害は依然として発生しており、生息数の減少対策は喫緊の課題であります。

このような事例は、本市の中には相当数あると思いますが、市長は実施5年後には集落の取り組み状況の評価をすることとされておりますので、北杜市における実績と成果をどのように評価されておられるのか、お伺いします。

また、今後においても中山間地域等を抱える北杜市では、この制度が継続され、有効に活用することが大切であります。幸い、平成17年度から見直し対策として、国が実施されることになりましたが、見直しとなった主な内容はどんなことなのか、伺います。

さらに見直し対策を推進するにあたって、その概要について、すでに市では説明会をもたれましたが、現地では、その活用にあたって、厳しさと難しさのある達成項目をどう理解してよいのか、迷っておられる事情もあります。集落ごとに一層のきめ細かい指導・支援が望まれますが、その対応について、伺います。

次に2つ目として、平成17年度水田農業構造改革対策の進捗状況についてであります。

ご案内のとおり、国において平成14年12月、決定された米政策改革大綱に基づき、平成16年度から始まった水田農業構造改革対策について、平成17年度は北杜市にとって合併後、初めての推進であります。

北杜市としても、米作りの本来のあるべき姿の実現を目指し、水田農業経営の安定と発展を図るため、農業者、農業団体と行政が一体となって取り組むことが課せられております。合併によって、本市としての地域水田農業ビジョン策定を進め、特色ある総合的な産地づくりが求められております。

本市にとって、水稲作は主幹作物であり、配分された生産目標の達成は大きな課題であります。そこで平成17年産米については、北杜市へ県から配分された水稲目標生産数量9,811.3トン、換算水稲目標生産面積1,761.4ヘクタールについて、すでに各町、各農家へ配分され、市内各地では田植えが終了しております。

7月には現地確認が行われると思いますが、現時点で、市内の生産面積の目標達成への見込みをどう見ておられるか、お伺いします。

また、米の主産地として誇る本市では、米の目標生産数量を確実に達成することが重要であります。最近の実績では生産者の高齢化が原因か、水稲生産目標に達しない実態にあるのではないかと。水田転作に苦しんだときは逆の現象で、まだまだ水稲生産可能面積が残されているような傾向が見られるように思います。

平成17年産の配分にあたっては、市内での地域内調整により、配分に工夫をされておりますが、水稲の生産に向けた強化対策が新たな行政課題として必要と思いますが、その対策について、お伺いします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

23番、林泰・議員のご質問にお答えします。

最初に中山間地域等直接支払い事業の成果と、見直し対策の推進についてであります。

中山間地域直接支払い制度は、平成12年度から5年間実施され、多面的機能の確保や集落の活性化等の効果について、評価されているところであります。

北杜市においても、荒廃農地の防止、地域での共同参加の活発化、農道や水路整備の推進、集落での担い手育成への取り組み等、大きな成果を挙げております。

旧町村単位の平成16年度の状況を見ますと、明野町は34協定、交付金額4,929万円。須玉町は28協定、2,923万円。高根町は30協定、9,096万円。長坂町は41協定、5,918万円。大泉町は12協定、5,697万円。白州町は17協定、5,353万円。武川町は15協定、1,882万円。北杜市全体では177協定、3億5,800万円が交付されております。この地域に5年間、安定して交付されたことになり、十分な経済効果も発揮されています。

次に、次期対策の主な見直し内容についてであります。

大きな変更点は、集落の話し合いの推進と将来計画の策定、計画の実現に向けた共同取り組みの実施です。

平成12年度から取り組んでいる取り組み内容で継続した場合は、交付金が8割単位での交付となります。集落の話し合いを行い、将来計画を策定し、将来計画に向けた共同取り組みを5年間継続して行うことにより、通常単位で交付されます。

急傾斜地の田を例にしますと、基本単価、通常単価ですが、10アール当たり2万1千円。8割単位ですと1万6,800円となります。さらに農地の規模拡大等の、特に積極的な活動に対しては加算単価も創設されています。

次に集落への指導、支援策についてであります。

すでに各総合支所単位での全体説明会は終了しており、現在、各集落単位での説明会を開いているところであります。各総合支所と連携し、すべての集落で通常単価での取り組みが行えるよう、各地域に出向き、集落に合った取り組み内容を指導しているところであります。

市としましては、16年度に取り組みをした、すべての集落で、17年度から通常単価での取り組みができるよう、全力で指導、支援を行っていく所存であります。

また、今まで取り組みのできなかった集落についても、新たに取り組みができるよう、積極的に指導、支援をしていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。この制度、この事業は集落ごとの話し合いと団結が大変必要であると思います。

次に、平成17年度水田農業構造改革対策の進捗状況についてであります。

近年、米生産農家には厳しい状況が続いており、全国的にも米が作れる量が制限され、作付け配分が減少傾向にあります。山梨においても平成17年度は昨年比2.2%、数量にして670トンの減量配分となりました。

市では県内一の米生産地域である北杜市への重点的な傾斜配分を要請し、林議員のご指摘のように、平成17年度はおかげさまで昨年比1%、数量にして10トン増の9,811.3トンを確認することができました。また、できるだけ多くの面積で、水稻の作付けができるよう、平均的反収の見直しを行い、反産水稻生産面積1,761.4ヘクタール、前年比で37ヘクタールの増といたしました。

市内の配分については、合併協議の中での分科会議論では結論が出なかった地域内調整についても、積極的に取り入れ、明野、白州、武川の米どころに増加配分をしたところです。

また、昨年の作付け状況を考慮し、地域全体で自己保全管理田や調整水田への水稻作付けを推進し、生産目標面積の達成を推進してきたところであります。

しかし、3月に調査した水稻生産実施計画書の集計結果からは、これまでの転作推進施策の

影響等から、大幅な生産目標面積の割り込みが予想され、総合支所、農協を通じて、水稻作付けの推進を機会あるごとにお願ひしてまいりました。

当然、苗や肥料等の準備で3月からの水稻作付けへの転換は難しい状況はありましたが、5月からの作付け状況を見ますと、一定の成果が表れていると考えています。7月11日から北杜市一斉に水稻の作付け状況や転作作物の現地確認を行い、集計を行いますので、8月末ごろには水稻の作付け状況が明らかになるものと思います。

次に、今後の生産強化対策についてであります。

平成18年度作付けに対しては、今年度の現地確認集計結果等を参考に、転作推進から水稻作付け推進に切り替え、年内に北杜市の水稻の作付け面積の仮配分を行い、水稻の生産目標面積の達成を推進したいと思います。

生産者の高齢化に伴う将来の米作り対策については、県と協力し、集落営農の核となる中核生産組織を各町単位で立ち上げ、担い手の確保と作業を委託体制の整備を図り、生産組合への支援策や担い手への農地の集積を積極的に推進する中で、水稻生産の強化と遊休農地の防災対策を進めていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

23番議員、再質問はございますか。

林泰・君。

○23番議員（林泰・君）

ただいま、市長の考え方をお伺いしたわけですが、中山間地につきましては、今、各集落を指導していただいているようでございますけども、できれば県の指導機関、普及センターとか、あるいは農業委員会、あるいは農協等が一つの指導体制を組んでいただいて、市で進める中へ、さらにそういった人たちの力を借りながら、ぜひ16年度まで実施したところが継続して行われるように、きめ細かい指導に意を尽くしていただければと思います。

次に水稻作付けのことですが、ある資料によりますと、北杜市の16年度の実績で見ても、まだ作付け面積が122ヘクタールほどあるというようなことで、先ほど市長は17年度の状況を見て、18年度については早い時点で調整をしていくという、前向きな答弁をいただきましたが、やはり逆に米を作ってもらふことの指導が集落の単位の中でも、最近必要になってきておりますので、そういった点で作れるところについては、十分作れるような地域配分の中で、市全体の平均反収がいかどうかも含めて、各旧町村のそれぞれ反収のきめ細かさを持ちながら配分して、できるだけ、県からの配分が少なくなってきたおるといような状況ではございますけども、生産数量に達しないというような現実が生産地として、非常に寂しい話です。そういった点も考慮して、今後の配分に意を尽くしていただきたいと、こんなふうに思います。よろしく答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

お詫びをまず、させてもらいたいと思いますけど、私、先ほどの答弁の中で、平成17年度の私どもに割り当てが数量にして、10トン増の9,811.3トンと答弁したようでありま

すけども、10トンではなくて100トンでありました。修正させていただきたいと思います。

また、ただいまは林議員から、県庁職員の時も、大変汗をかかれたわけでありますので、大変うんちくのあるご質問をいただいておりますけれども、私がいまさら申すまでもないわけでありますけれども、国策も減反政策でなくて、売れる米、食べられる米を作れという時代変化になってきているわけであります。

私どもからすれば、武川米と言わず、なんとかブランド米といいたまうか、消費者に喜ばれる、売れる米作りのためには、これからギアチェンジしていかなければならないと考えております。

こういう中で、これからの市場競争に勝てる米作りのために全力で、また当たりたいと思っております。当面、このような問題については、先ほども答弁をいたしたつもりでありますけれども、地域の連帯感の中で、この政策を推進してきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

23番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで23番、林泰・議員の一般質問を終わります。

次に36番議員、古屋富藏君。

古屋富藏君。

○36番議員（古屋富藏君）

36番、古屋富藏です。

3点、5項目について一般質問をさせていただきます。

第1点といたしまして、行財政改革について。

市長は昨年、市政を担うにあたり、行政改革について、行政改革は地域の総合的経営主体である自治体が責任を持って、市民のためのまちづくりを進め、市民サービスの向上に資するため、常に取り組まなければならない自治体の大命題である。三位一体の改革など、厳しい財政運営のもと、まちづくりの事業を遅滞なく、計画的に推進するための財源を確保するとともに、限られた財源をいかに有効に使われているかを、確認する行政評価のもとで、事務事業の見直しを図っていくと、12月定例会において表明されました。

そして、3月定例会において、事務の効率化を図るために、行政組織の改正を行い、行革調整室を設け、積極的に行財政改革に取り組まれています。そのことについて、次の2点を質問いたします。

1つ、行政改革の大綱について。行政改革の重点目標は。財政改革の重点目標は。

2といたしまして、自主財源の確保として。

1つ、ミネラルウォーター税の導入について。検討されている現況は。導入についての基本的な見通しは。

次に第2点目といたしまして、シンボルツリー「やまなし」の木の植栽について。

環境日本一の潤いの杜づくりの中で、緑豊かな郷づくりのため、北杜市の名称となった、やまなしの木を北杜市のシンボルツリーとして北杜市の公共施設や公園に植栽し、環境資源とするとともに、市民の憩いのスポットとする計画を策定中であると、合併協議会準備室だよりN

○ 13号にあります。現在の進捗状況について、お伺いをいたします。

3点目。基盤を整備し、豊かな杜づくりについて、2点伺います。

1つ、中央自動車道長坂高根インター東京方面行きの駐車場は極めて狭く、数台しか駐車できません。駐車場への道路は行き止まりでありまして、しかも道路幅も狭く、Uターンも難しい状態です。駐車場の整備と通り抜けできる道路の改良をしてはと思いますが、市長の所見を伺います。

2つ目。中山間地ふれあい支援農道は北杜市の北部を国道141号線の箕輪地内から、主要地方道小淵沢葦崎線の長坂までの約6キロで計画され、工事が進められています。この道路は北杜市の北部を横断する道路として、市民より大変期待されています。

そこで高根町小池以西の道路整備について、伺います。

以上、よろしくご理解をいただき、ご答弁をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

36番、古屋富藏議員のご質問にお答えいたします。

まず、行財政改革についてであります。

行政改革の大綱については、合併前の7町村では平成8年から平成11年にかけて策定しております。市では本年度行財政改革アクションプランを策定することとしており、このプランに合わせ、行政改革大綱を策定する予定であります。大綱のキーワードとなる行政改革の重点目標および財政改革の重点目標につきましては、これからの行政改革推進体制の中で協議、検討を重ね、改革の基本理念、改革の基本目標を定め、事務事業や組織機構の見直し、行政システムの効率化、財政の健全化などを盛り込み、北杜市行政改革大綱を策定する考えであります。

次に自主財源の確保についてであります。現在、我が国の行財政制度は大きな転換期にあります。国も地方も大きな負債を抱え、一方では厳しい経済状況の中で、これまでのような右肩上がりの成長を前提とした行財政の運用は通用しなくなっています。

ご承知のとおり、北杜市においても少子高齢化の急速な進行に伴う福祉政策の多様化、保育園等の拡充等による働く主婦のための環境整備、そして市民意識の多様化による新たな多くの行政需要など、社会経済情勢の変化に伴って、さまざまな行政課題が生じています。

一方、北杜市歳入の基本をなす税収入は景気の低迷や国の政策的な減税などにより、伸び悩んでおり、これまでと同じ行財政運営の手法によって、多くの行政課題に対応していくことは、非常に困難な状況になっています。

すなわち自己決定、自己責任の原則に基づく行財政運営を行うことが不可欠であり、そのためにはまず自主財源の確保と無駄をなくす行財政改革を早急に行われなければならないと考えております。

私は就任後、一貫して北杜市における豊かな自然を誇りとし、これを末永く利活用していきたいと発言してきています。水も然りであります。しかし、この素晴らしい自然環境を守っていくためには、多額の経費が必要となることから、企業、法人等に応分の協力、負担を求めていく考えであります。自然の恵みを一部の企業等が独占するのは、いかがなものかと思うわけでありまして。

一方で、釜無川の水量が以前に比べ減ったという多くの声も耳にしています。ご承知のとおり、県においても、ミネラルウォーター税を検討中であり、同じ思いだと考えます。

こうした中、去る6月13日、都内においてミネラルウォーター税の第三者検討会が発足し、公平に意見を聞く場が設けられたことは一定の評価をしております。法定外目的税において、新市、県によるダブル課税はないわけであり、これからも総合的に判断をして、ミネラルウォーター税を引き続き、検討してまいります。

次に北杜市シンボルツリー「やまなし」の植栽についてであります。北杜市建設計画において、地域の特性や個性の確保を図るための主要事業の1つとして、シンボルツリー計画の推進がございします。

合併協議会だより13号に掲載された、やまなしの木であります。峡北地方の標高800メートル以上の山野に自生しているとされております。

北杜市合併前の旧町村においては、それぞれの町村において、町村の木、花、鳥などが制定され、それぞれの町村のシンボルになっていました。

北杜市におきましても、今後、小淵沢町との合併をふまえる中で、市の木、市の花、市の鳥などを制定していきたいと考えており、シンボルツリーについても、やまなしの木も含め、本市にふさわしい、象徴の樹木を合わせて検討してまいりたいと考えております。

次に基盤を整備し、豊かな杜づくりについてであります。

まず中央自動車道、長坂高根インターチェンジの東京方面行きの駐車場整備と道路の通り抜けできる道路改良につきましては、近年高速バスを利用する市民も数多くなり、駐車場が狭いことは認識しております。

市内には明野、須玉、長坂、そして小淵沢町にあります。できるものなら、長坂、高根をはじめ、駐車場の拡大整備をしてみたいと思います。また、通り抜けできる道路改良につきましても、必要性は高いと思っております。しかしながら、これらの整備には土地所有者や近隣の皆さんの協力が不可欠でありますので、関係者とも協議する中で整備してまいりたいと考えております。

次にふれあい支援農道整備についてであります。

この道路は八ヶ岳から見て、東西を結ぶ意義ある道路で、市民の大変な期待があると、私も承知をいたしております。今年度は高根工区の小池から県道八ヶ岳公園線までの240メートルの改良舗装を完成し、来年度には高根町箕輪の国道141号の分岐点から、県道八ヶ岳公園線までを供用開始する予定です。

また、長坂工区につきましては、鳩川から高根方面へ1,004メートル、長坂中学校南側から西へ向かっての895メートルの新設工事施工する予定です。国の予算配分も厳しい中ではありますが、県と連携を図りながら、中央自動車道の横断工事、残りの用地買収等に努め、平成20年度の全線開通を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、再質問はございませんか。

古屋富藏君。



○36番議員（古屋富藏君）

行政改革につきまして、ご答弁をいただいたわけですが、今後計画ということですが、改革にあたっては当然、地域において、リスクが生じると思うわけですが、こういったことに対して、十分説明をするということが、市民からの行政への積極的な応援がいただけるというふうに思うわけでありますけれども、そういった点で、あらゆるメディア、あるいは情報、インターネット等を使って、あるいは地域に説明会を設けるというふうなことをして、十分、納得をしていただいた中で、この改革が進められれば、大変ありがたいと思うんですが、その点について、行政改革についてはお伺いしたいと思います。

財政改革でございますが、自主財源というふうなことの確保のために、このところ、市の職員をはじめとして、滞納整理がされているようでございますが、その成果等について教えていただければというふうに思います。

それから、その次にミネラルウォーターの導入、自主財源のことでございますが、市長がよく言っておられます。山梨は全国の水のミネラルウォーターの40%の生産量があるんだと。高根においては30%なんだというふうなことで、大変な生産量があるわけでございますので、先ほども、6月12日のお話が出ましたけれども、ひとつ財源確保のために、今後も尽力していただきたいということで、この点について、一言付け加えて回答していただければというふうに思います。

その次に北杜市のシンボルツリー「やまなし」でございますけれども、北杜市の名称となった木で、大変素晴らしい木であるというふうに思います。本年度の終わりには、小淵沢も入ってくるわけでありますが、合併完成元年を迎えた、このときに種をまくなり、あるいはバイオで増殖をするなりして、観光地や公共用の施設に植えていったならば、年輪とともに、市の発展ぶりが分かってくるのではないかなというふうに思いますので、記念樹として植えるようお願いをしたいと、こういうふうに思います。

次は地方道の駐車場、あるいは道路のことでございますが、私も北杜市の中における、いろんなところを見てまいりましたけれども、インターチェンジのところを見てきましたけれども、長坂のインターの上り線の区間が一番、どうもよく整備されていないというような状況下であります。今後、地権者ということでございますけれども、私たちとしても地元として、地権者へのお願いをしてまいりますので、どうも今後とも、この点については、さらに進めていただけるよう、お願いをしたいと思うんですが、市長の所見をお伺いし、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

いくつか再質問をいただいているようでありますけれども、行政改革につきましては、私がいまさら申すまでもないわけでありますけれども、今日的には市民に向かって、説明責任はすべての行政にあるはずであります。

したがって、私どもとしては行政改革を推進する、いろいろのプロセスの中で、ときに地域委員会、ときに区長会、あるいはまた関係団体等々に対しては、説明してご理解を求めていきたいと思っております。

また、報道といわず、メディア等々の活用方法もあると思っておりますので、説明していくよう、

機会あるごとに承知をしたいと思います。

ただ、議員もご指摘のとおり、どうしてもこういう改革というのは、ときに地域市民のリスクが伴うわけでありますので、逆に言えば、市民や地域に理解を得なければならないということ承知しながら頑張りたいと思います。

2つ目の質問については、総務部長のほうから、お答えします。

それからミネラルウォーター税につきましてですけども、私がいまさら申すまでもないわけでありますけども、地方分権が進み、ときに三位一体の改革の中でも、それぞれの自治体が自主財源を研究せよ、取れと、こういう時代であります。逆にまた、承知するならば、自主財源が確保できない自治体は、今までのような活力が維持できないぞという感じにも見えるわけでありますので、私どもからすれば、ミネラルウォーター税は、そういう意味からすれば、先ほどの答弁の中にも入れたわけでありますけども、なんとか関係者にご理解をしていただいて、これを確保できるよう、全力でこれからも頑張る決意であります。

それからシンボルツリーにつきましては、議員からもご指摘がありましたとおり、本市にふさわしくて、そしてまた、象徴できる樹木を、これから先言いました花とか鳥とかと合わせて、できるだけ早く定めていきたいと思っております。

最後にバス停駐車場のお話でありますけども、明野の駐車場は8台とか10台くらい、須玉町もそのくらいありそうであります。長坂、須玉のバス停の上り線はどういうわけか4、5台くらいであります。そういう意味からすれば、長坂、須玉のバス停の駐車場は喫緊性が高いのかもしれない。なんとか駐車場、せめて10台くらい、願わくは、12台くらいの思いで、早く確保してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

財源確保についてということで、滞納整理の状況はと、こんなお話かと存じます。4月の下旬から全職員で滞納整理を行ってきたところでございますが、税目的には市税、それからほかに市税、いただく税、住宅とか介護保険等々、すべてのものに対しまして、全職員で徴収をしてまいりました。金額的には750万円余という金額ではございますけども、税の不公平感をなくしていきたいと、こんな思いでやったところでございます。

前回、3月にもちょっと、ご答弁をさせていただいた経過があらうかと思いますが、1円でも多く徴収していきたいと、こんな思いでいるわけでございますが、今後も、この徴収体制につきましては、形を変えながら、また徴収強化に努めてまいりたいと、こんなふうに思います。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

36番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで36番、古屋富藏議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

33番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

33番、渡邊英子。

6月議会にあたり、2点、質問をさせていただきます。

まず、不妊治療対策についてであります。

平成16年における出生者数は、北杜市の場合250人ですが、山梨県の場合は7,720人で、全国では下から6番目に子どもが生まれず、生まない県であり、人口減少時代の到来は必至であります。

私は、この課題解決にあたりましては、民間も含め、多くの方々からのアイデアや意見をもとに、多様な施策を組み立てるなど、並々ならぬ努力と早急な取り組みが必要ではないかと考えております。

幸いにして、今年3月、北杜市次世代育成支援構造計画が策定されました。白倉市長も3月定例議会において、少子化対策については、喫緊の課題として取り組んでいくとの表明があり、今後の施策の展開を大いに期待しているところであります。また、新年度予算の中で結婚祝金や出産祝金制度をはじめ、保育料の見直しなど、より充実した目に見える事業への取り組みも始まりました。

しかしながら、このような動きの中で、少子化対策をさらに加速していくためには、出生に至るまでの問題として、不妊治療対策に積極的に取り組んでいく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、北杜市では不妊治療に対してどのような対応をとられておられるのか、まず伺います。

時代の流れとともに、女性の社会進出によって、第1子を生む年齢も年々上がり、全国平均では28.6歳であり、1家庭における子どもの数も1.3人を割り込み、1.29人となっております。

一方、子どもがほしくても子どもができず、病院に通っている家庭も多く、体外受精を選択する人もおり、日本産科婦人科学会の調査によりますと、日本国内で体外受精によって生まれた子どもは2002年には1万5千人を超え、全出生児の70人に1人を占めています。しかし、体外受精には保険が適用されず、費用も1回平均で13万円から21万円程度かかり、大きな負担となっております。

このような背景をふまえて、山梨県では平成15年に不妊で悩んでいる人1,018人にアンケート調査を行いました。その中で、不妊のことは公にしたくないと思っている人がほとん

どであり、診査時間が勤務時間と重なることが精神的に負担となっていることや高額な医療負担への悩みを持つ人が多く、その中で治療を断念しようかと悩んでいる人が多いことなどから、特定不妊治療費事業や不妊相談センター、ルピナスを立ち上げました。また、大月市や葦崎市、甲府市、南アルプス市では医師やカウンセラーによる相談室を開設し、電話や対面方式による相談を行っております。

北杜市では、先ごろ策定した北杜市次世代育成支援構造計画におきまして、出産に対する相談体制の充実を図ることが明示されておりますが、安心して子どもを生み、育てられる環境を北杜市が親身になって考え、取り組む時期に来ているのではないのでしょうか。

なんと言っても、子どもの声は元気が出ます。これからの北杜市の将来を担う子どもたちを生んで育てていただき、この地を反映させていくためにも、不妊治療の費用助成や相談窓口の開設などについて、早期に実現できるよう、最善の努力が必要だと考えております。そこで、このことについて、市長のご所見を伺いたいと思います。

次に支所機能の重要性について、お尋ねします。

私は支所機能の充実について、3月の一般質問でも、このことについて触れ、市長から住民サービスが低下しないよう配慮することを基本に、支所は証明機能や相談に重点を置くとの答弁をいただきました。

4月の人事異動を経て、各部署に適材適所の配置がなされ、17年度事業が本格的にはじまったわけではありますが、この新たな体制によって、住民サービスは十分なのか。これで支所機能の充実が図られるのか、甚だ疑問に思っているところであります。

合併後、市民からサービス低下の声が多く寄せられる中で、支所の役割が軽視されていると感じているのは、私一人ではないのではないのでしょうか。

例を挙げますと、道路工事の発注やとりまとめは本庁、苦情や要望は支所、苦情や要望への答えを求めるときは本庁といったように、処理機能があっちこっちに広がっているために回答に時間がかかり、1カ月かかるのが当たり前、最悪の場合は回答が返ってこない場合があるとも伺っております。

また、税金納入で支所を訪れ、通知のとおり、納入しましたが、何日か経って、再度、納入通知書が届いたので支所に問い合わせ、確認したところ、分からないという回答があったとのことでした。なぜ、同じ北杜市なのに分からないのか、市民の皆さんは支所においても本庁と同じ機能を持っているものと理解しているのです。

一方では中山間地域など、直接支払い制度の説明会など人員も少ない中で、職員が毎晩遅くまで懸命に対応しているのにも関わらず、事務の延長だからとして残業手当が支給されないという事実も承知いたしております。

このような状況の中で、市民の要望に迅速に対応できない原因は何か。徹底的に検証する必要があると思います。

人手不足なのか、決断力に欠けているのか、はたまた組織体制の問題なのか、何が原因なのか、まずお伺いしたいと思います。

一方、本庁は7つの町の総括に努めており、より充実したスピード感のある事務運営のために、4月に各支所から職員を吸い上げましたが、これではますます住民サービスが低下しないか。地域委員会だけで市長がよく言う7つの味が出せるのか、危惧しているところであります。

限られた予算の中で、人的な配置もままならないのは承知いたしておりますが、だからといっ

て、住民サービスが低下してもよいということにはならないと思います。

私は3月議会でも提案いたしました。仕事の内容によっては多くの市民の方々が利用する支所に本所が持つ権限を下ろす必要があると思っています。職員が意欲を持って働ける環境を整えるためにも、また特徴ある7つの味を出すためにも、支所機能をさらに充実させるべきだと思いますが、さらに市長のご所見をお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

33番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

まず、不妊治療対策についてであります。

所信でもお話ししましたが、厚生労働省が発表した日本女性1人が生むとされる子どもの数が1.29人、4年連続して過去最低となり、依然少子化に歯止めがかからない状況であります。まさに国家存亡の危機、ふるさと存亡の危機であります。

現在、不妊でお悩みの方々は市内に50人ほどを想定しています。この方々への対応は、保健師が電話や窓口において相談をお受けし、内容により県の不妊相談センターへの紹介も行っています。

また、昨年度策定しました北杜市次世代育成支援構造計画の中でも、平成21年度までに不妊に関する専門相談窓口を設置する計画にはなっておりますが、急ぎたいと思います。

また、市単独の不妊治療費の助成につきましては、財政状況を見ながら検討したいと考えております。加えて、不妊治療が医療保険の対象となるよう、国・県に対し要望していきたいと考えております。不妊治療を含めて、少子化対策は北杜市の最大課題でありますので、市民の皆さんと協力しながら対策を考えていきたいと思っております。

次に支所の充実についてであります。昨年度事務分掌の見直しを行い、本年4月から本庁と総合支所の事務分掌を明確にしたところであります。ご指摘のようなことがあったとすれば、誠に残念であり、総合支所の役割や本庁との連携が職員に徹底不足だったのではないかと思います。

私は、基本的に職員は一生懸命に仕事をしていると思っております。公僕として頑張っていると思っております。

今後は市民の皆さんの目線に立った行政が推進できるよう、北杜市の職員としての自覚と意識改革をさらに図るとともに、本庁と総合支所間の情報の共有と緊密な連携を図り、迅速な事務処理に努めてまいりたいと思っております。

また、各総合支所のあり方等についても行財政改革の中で検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、再質問はございますか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

ただいま不妊の治療をなさっている方たち、市内50名ということでございましたが、寄せられた手記によりますと、やっぱりかわいい赤ちゃんと胸に抱きたいという強い要望の中で、大変つらくて苦しい治療に専念しているということが書かれております。

その中でやはり、皆さんに知られたくない、それから不妊治療をしているということが、非常に世間の中で、まだ認められず、偏見な目で見られるということの中で、非常に苦しみながら治療をしているという、本当に深い悲しい胸のうちを訴えてくださった方が何人かおります。

そういう中で、やはり市内の中で、専門治療が受けられる、また市内の中で相談ができるということが、本当に大切ではないだろうか。それから、まだこの50人以外に、言えないで悩んでいる方も数多くいるように感じます。その中で、やはり私たちがこの方たちに理解をしていく、そしてもっと不妊治療に対して、今、医療費用を保険で対応できるようにしていきたいという、市長の言葉に対して、本当によかったなど。ぜひ強く求めていただきたいという中で、検診も、本当に通うのに勤務時間との問題がありまして、妊婦さんの定期検診のような認められた中で、医療が受けられるような、併せて、それも強く要望していただきたいと思っています。

ぜひ、いろいろな機関の中で、不妊治療に対する正しい知識と、それから、それらを理解していただくような広報の中の活動も、併せてお願いできたらと思っています。

それから支所機能についてでございますが、私自身も職員一人ひとり、非常に頑張っているということは承知いたしております。そういう中で、やはり支所に問い合わせたときに、すぐに回答ができないということが、まああるということが、このような不満になっているのではないだろうかと思っています。

やはり、なんの会議がどのようにあるのかということも、支所においては知らないことも、中にはあるようでございます。やはり、そういうふうな連携ということは必要ではないかと思っておりますので、さらにそのようなことを進めていっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

基本的にはご指摘の点は、私の立場としても、よく分かるわけであります。

繰り返し答弁になるのかも知れませんが、北杜市としても国に関する窓口は、計画の中では21年までということになっておりますけれども、先ほど答弁しましたとおり、これは急ぎたいと思っています。

また、私も関係者から聞いておるのでありますけれども、この不妊治療に対しては、高額の治療がかさむと。併せて、それが確率も低いというようなことで、関係者にしてみれば、大変なことだと思っておりますので、正直、17年度も研究したのでありますけれども、とりあえず財政的に厳しいから見送ったことは確かでありますけれども、財政状況を見ながら、先ほど答弁しましたとおり、なんとか研究してみたいと思っておりますし、併せて高額な医療でありますけれども、残念ながら国・県の医療保険では、これが認められていないわけでありまして、繰り返し答弁になりますけれども、国・県に向かって、私ども北杜市だけではなく、県も国もということでありませ

ので、共通の悩みと課題でありますので、なんとか医療保険に加えられるよう、全力で働きかけてまいりたいと思います。

また、最後に職員の総合支所のあり方でありますけども、先ほども言いましたとおり、ご指摘の点を含めて、支所のあり方、スピード化と連携を今後とも図っていきながら、総合的には行財政改革の中で、真剣に考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

33番議員、まだ質問はございますか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

今、財政難の中で、17年度見送ったという相談窓口ということでございましたけれども、やはり今、少子化対策ということで、少子化少子化と言われる中で、この人たちはそれを言われるたびに、本当に自分のことを言われているということで、より一層悩んでいるということが書かれていました。そういうふうな胸のうちを聞いてやる場所も必要ではないかと思っておりますので、早期開設を望んでおります。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで33番、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後の開会は、1時から再開いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

2番、植松一雄でございます。

白倉市長に2つほど、質問させていただきます。

まず、市内幹線道路の整備促進でございますが、昨年12月の定例議会におきまして、市内幹線道路は地域間の円滑な交流と均衡ある発展のため、北杜市と県の道路整備計画を一体として計画的に整備する。県道台ヶ原長坂線は県の理解をいただき、国道20号から花水橋間を近々発注の予定との答弁をいただきました。この区間につきましては、平成15年3月、県の担当職員と地権者および地区の役職員34名にて、第1回の概略説明会を開催、その後、中心杭設置による測量、ピーヤー設置場所の地質調査などのあと、平成15年12月、第2回目の詳細設計説明会を実施いたしております。

県の要請を受けて、住宅の移転対象者3名を含む地権者24名も全員、公共工事に協力する

との意向を示し、移転の準備などと合わせ、地積の測量に備え、休耕とした水田なども見受けられております。

以後、1年半の期間が経過するも、次のステップへの進捗なきため、峡北地域振興局、道路課に確認いたしましたところ、この区間の整備計画に大幅な後退がうかがわれました。住宅の移転対象者は代替住宅の確定もできず、誠に不安な日々を過ごしております。この路線は白州地域と長坂地域を結ぶ幹線道路で、その改良は白州地域の過疎化をふせぐためにも不可欠であります。県の財政も、国の財政構造改革などで、厳しい状況と思われませんが、北杜市の道路整備計画と県の計画を一体として、当初の予定どおり速やかに実施できますよう、また併せて市内幹線道路の整備促進を主官庁に強く要請していただきたく、市長の見解を求めます。

次に有害鳥獣対策の進捗状況について、お伺いいたします。

有害鳥獣による農作物への被害の拡大防止のため、3月定例会において「北杜市有害鳥獣対策協議会」を設立し、被害状況と種類別の群れの状況を把握して、「有害鳥獣駆除実施要綱」の策定により、関係機関と地元が連携した総合的対策をと提言いたしましたところ、昨年12月に県の関係機関と市町村で「峡北地区農産物鳥獣害防止対策会議」を立ち上げたので、その動向を見ながら、北杜市の対策協議会の設置を検討するとの回答をいただきました。

今年もまた、被害が始まりました。各農家はそれぞれに自衛策を講じておりますが、被害は拡大しております。白州町鳥原地区のように防護柵はありますけれども、その間の生活道路から夜間、侵入するために畑ごとに二重の防護柵を作って、自衛しているところもございます。

各農家も完璧な防除が不可能であることは、十分承知しております。少しでも、被害が減少することに望みをかけているのは現実でございます。「峡北地区農産物鳥獣害防止対策会議」と併せまして、被害防止対策のその後の進捗状況をお伺いいたします。

なお前回、要望いたしました有害獣の生息環境の排除と水害予防のための釜無川河川敷の立ち木と灌木の伐採は、県の主管課から順次伐採との回答を得ておりまして、市長をはじめ建設部、道路河川課の皆さまの速やかな対応に、北杜市の明るい未来が予感されましたことをご報告させていただき、最初の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

2番、植松一雄議員のご質問にお答えいたします。

まず、市内幹線道路の整備促進についてであります。

道路整備は生活基盤の根幹とも言え、地域の活性化に欠かすことはできません。このため、市では県と連携し、地域交通ネットワークの整備を計画的に進めることとしております。

県道台ヶ原長坂線につきましては、国道20号線から花水橋までの900メートルの整備が計画されており、地元説明会も2回実施されております。県では財政状況が厳しいため、広報の検討、コスト縮減を図るよう、見直しを行っているとのことですが、市としましては、県に対し速やかに工事が実施できるよう、強く要望してまいりたいと思います。

私もこのルートは、県会議員時代からの課題でありますので、なんとか早期実現を目指し、知事にも働きかけてまいりたいと思います。

次に、有害鳥獣対策の進捗状況についてであります。



ご承知のとおり、有害鳥獣による被害は農作物や樹木の皮の食害等ばかりでなく、掘り起こしや踏み荒らしにより、土手が崩落する等の被害も増えており、対応に苦慮しているところがあります。

昨年12月に設置された「峡北地区農産物鳥獣害防止対策会議」は、管内の鳥獣害対策について、関係機関で相互に連絡調整を行い、より効率的に実行することを目的としており、県と市町村職員で、構成されております。県に対しましては、この対策会議を定期的開催し、最大限活用できるよう要請するとともに、被害防止の積極的対策や技術指導を要望しているところであります。

被害防止対策の進捗状況につきましては、4月、5月の2カ月の間に11地区からの捕獲依頼が出され、猟友会に依頼し、駆除を行ってまいりました。また、今年度、4地区において、電気柵の整備を予定しております。

さらにサルによる被害の多い、須玉町、白州町、武川町においては、今年度県がサルに発信機を取り付け、生態調査を実施することとなりましたので、この調査結果をもとに、電気柵の設置等の被害防止対策を講じてまいりたいと考えております。

また、県の対策会議だけでは不十分でありますので、仮称ではありますが、北杜市有害鳥獣対策協議会を早期に立ち上げられるよう、準備に入る考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

2番議員、再質問ございますか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

2件とも、大変前向きな回答をいただきまして、心強く思っております。どうか円滑に進めていただきますよう、お願い申し上げます。

要望でございますから、回答は結構でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

次に16番議員、小林元久君。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

16番、小林元久です。

北杜市地産地消活動施設の管理運営について、ご質問いたします。

農業農村を取り巻く情勢は、国際的にも国内的にも誠に暗く絶望的です。ですが、その中にあって、暗闇に咲く大輪の月下美人のごとく光っているのが、ファーマーズ・マスター・マーケット、いわゆる「農産物等産直売所」です。今、ファーマーズ・マーケットが輝いています。

その理由は生産者も消費者も共に喜んでおり、地域も活性化してきているからです。地域がいきいきしているかどうかは、人がより多く集まるかどうか、かかっています。人があまりいなければ、地域社会は活力がないのです。ファーマーズ・マーケットができることによって、毎日多くの人が集まってきます。となりの町からやってくる人も出てきます。人が多く集まれ

ば、地域経済にも直接・間接に波及効果をもたらすことになり、地域の活性化に貢献することになります。今、地域を活気づけている一番点は、まさにファーマーズ・マーケットです。マーケットで地域が変わり、地域がマーケットを変える可能性が秘めています。

また、地域農業を活性化する手法としてファーマーズ・マーケットとともに、農業活性化の一翼を担ってきたのが、地域食材を多く取り入れた郷土料理提供施設であります。一方、農林産物を加工して、付加価値を高めることにより、地域の特産物として開発提供できる農林産物加工施設があります。まだまだ挙げればきりがございませんが、地域の直売所が核となって活動すると、農業生産者、農産物加工団体、消費者の地域連携活動が成り立ってきます。いわゆる、こうしたことが地産地消の推進であります。

そこで、旧7町村時代に施設整備された地産地消活動の活性化施設が北杜市に引き継がれています。こうした施設が農業、観光行政だけで40カ所以上あります。合併後、現在に至るまで、旧町村の管理運営方法に基づいて行われてきましたが、おのおの施設にはそれぞれ設置管理条例などの規定があります。その規定の内容を見ると、必ずしも一元化・統一されておらず、不均衡であります。さまざまな形態で管理がなされていることから、今後、指定管理者制度を導入することで、各施設ごとに検討を行い、行財政改革の中で、検討していくことと思えます。

例えば、施設全部を委託して、委託料を市が払っている。行政財産であるから、使用許可を出して、使用料を徴収している。施設の委託をしているが、利用料を徴収している。土地の借地料が一定でない。委託の内容が明確でない。費用負担が明文化されていないなど、いろいろであります。

市長の今回の所信表明で、本市は7町村が合併したため、多くの類似した公の施設があり、単なる経費の削減だけでなく、すべての施設について、ゼロから見直す考えと述べております。そこで、この際、北杜市管内の行政財産施設は一元化・統一しなければならないと考えます。これらの施設の管理する条例は北杜市公有財産管理条例であり、北杜市行政財産使用料条例でありますので、地方自治法を遵守し、法に基づいて適正に管理運営されなければならないと思えます。

市の財政事情は非常に厳しい状況であり、施設の維持管理費にも多くの経費がかかりますので、財源を確保することを第1に考えるべきだと思います。また、各種の運営状況についても、適宜実施検証をし、健全な財政運営に努力すべきであると考えます。

そこで、市長のご所見をお伺いいたします。

第1として、農産物等販売施設の行政財産の使用についての考え方。使用料、利用料、借地料を含めてお願いします。

第2として、地産地消活動を強力に推進することにより、農産物の生産活動が活発になり、農業の活性化につながります。そのためには地産地消推進会議を設置する必要がありますが、その考え方は、

第3として、農産物等販売施設の健全運営と地域農業の育成についてのお考え。

以上3点について、お伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

16番、小林元久議員の北杜市地産地消活動施設の管理運営についてのご質問にお答えします。

ファーマーズ・マーケット、ご指摘のような事業により、地産地消が推進されることにより、農産物の生産活動が活発となり、農業の活性化と消費者に喜んでいただけること、私も評価をいたしているところであります。

まず、農産物等販売施設の行政財産の使用についてであります。

現在、市の農産物等販売施設は15施設ありますが、その運営方法は多岐にわたっており、市直営、運営委託、管理委託等、さまざまであります。また管理委託料、借地料の支出金額や使用料の徴収等、施設により格差があります。

現在、市では指定管理者制度導入に向け、準備を進めております。このため、農産物等販売施設に留まらず、公の施設、全般にわたって精査している段階でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、地産地消推進会議の設置についてであります。

市内にある15の直売施設は、消費者が求める安心できる農産物の供給の場として、地産地消に大きく貢献しております。ご指摘のとおり、地産地消は農業が活発になり、農業の活性化につながることを感じているところであります。については、早急に地産地消の関係者で構成する組織を設立し、地域全体で連帯感を持ち、取り組める体制づくりを整備していく所存であります。

次に、農産物等販売施設の健全運営と地域農業の育成についてであります。

施設の健全運営につきましては、指定管理者制度導入に向け、独立採算で健全な運営ができるよう指導していきたいと考えております。

それには設立予定の地産地消の関係者で構成する組織において、定例の勉強会を実施し、関係者に経営感覚を身に付けてもらうよう計画してまいりたいと考えております。

市では魅力ある農業づくりのため、他の産業所得に近づく農業経営ができるよう、認定農業者制度に基づく、経営改善計画を地域の核となる農業者に作成してもらい、県農業改良普及センターを交えながら、経営指導をしてまいる所存であります。

また、地域農業の育成のため、認定農業者を核にしなが、取り入れられる事業を積極的に導入してまいる考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、再質問はございますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

16番、小林です。

土地借地料について、1点お伺いいたします。

土地借地料が一定でなく、1平方メートル当たり30円から300円というような、10倍近くでもって借地しているというようなところがあるようでございます。

そんなことで、いくらがいいのか、妥当な金額は出ないわけですが、低いところ、

高いところ、大変な格差でございますので、市の財政事情も非常に厳しい中ではありますが、最低料金の方向に向かって統一できればありがたいと、こんなふうに思いますが、市長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

農地を活用した諸施設がたくさんあることは、先ほどから答弁しているとおりであります。

ある面と言うならば、借地料が旧町村において、いささか、まちまちであったこともご指摘のとおりだと思います。

これから北杜市というものさして、ときに不動産鑑定士を入れなければならない場面もあるかもしれません。行政としての経験も生かしながら、公平な借地料になるよう、検討してまいりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番、小林元久議員の一般質問を終わります。

次に7番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

7番議員、渡邊陽一。

北杜市山岳隊救助隊を決定する考えについて、お尋ねいたします。

北杜市は甲斐駒ヶ岳、八ヶ岳、茅ヶ岳、瑞牆山、金峰山等を擁する山紫水明の地であります。これらの山では不幸にも、毎年のように遭難事故が発生し、中には痛ましい死亡事故が発生している状況であります。今年も5月の連休に編笠山を下山中、足を骨折し、救助隊、ヘリコプター等で救助された例がありました。

現在、長坂警察署管内では山岳会、ボランティアを中心とした救助隊が結成されていますが、事故が発生した場合などは、仕事を投げうって救助活動を行っている状況であります。旧白州町では、役場職員が救助隊を編成し、救助活動に協力しておりました。また、南アルプス市でも職員で救助隊を結成し、救助活動に従事していたと聞いております。

全国の山岳会の一部では中越、長崎の地震に対して、ボランティアで会員を派遣し、大きな成果を挙げていたと聞いております。

北杜市でも、職員で救助隊を結成し、定期的な救助訓練を実施することにより、山岳救助のみならず、いつ起こるか分からない、地震災害等への対応に備えたいかがと思うが、市長の考えをお伺いいたします。

なお、山岳装備には財政負担が伴うが、遭難救助等への対応はぜひ必要と思われるので、重ねて市長の前向きな考えをお伺いいたします。

以上、終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

7番、渡邊陽一議員の北杜市山岳救助隊の結成についてのご質問にお答えいたします。

自然の恵み豊かな北杜市は魅力あふれる山々に囲まれており、県内外から数多くの登山者が訪れております。

ご指摘の山岳遭難は昨年度、韮崎署管内で4件、長坂署管内においては5件発生しました。山岳遭難が発生しますと、登山者本人の生命の危険はもちろんのこと、多くの人が危険を犯して、捜索や救助活動に従事することになります。

現在、山梨県山岳遭難救助対策協議会の韮崎支部および長坂支部が組織され、地元山岳会のメンバー等で、山岳救助隊が結成されております。遭難など不足の事態が発生した場合は、警察署が山岳救助隊に出動要請をしております。山岳遭難の救助隊は専門的な知識や、定期的な訓練が必要であり、市職員のみで救助隊を編成することは不可能であります。

長坂支部の山岳救助隊は、現在47名が登録されておりますが、このうち11名は北杜市職員であります。今後も山岳会の皆さんと協力しながら、救助活動をしていきたいと考えております。また市職員もできる限り、多く参加できるよう検討してまいりたいと考えております。

私も登山を愛する一人ですが、ゆとりのある計画を立て、山岳遭難しないよう、安全な登山を楽しんでもらいたいと思います。

さらに地震などの災害が発生した場合は、職員は救助の先頭に立たなければなりませんので、体制の整備や必要な訓練などに取り組んで、非常時に備えてまいる考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

7番議員、再質問はございますか。

渡邊陽一君。

○7番議員（渡邊陽一君）

今、市長からの前向きな検討をいただきましたけれども、やはり遭難に対する救助隊は訓練が必要だと思います。かといって、一般の人たちも行ってはおりますが、なかなか、その訓練に対しての訓練がなかなかできないということがありますので、市の職員の方に全面的に隊を組めということではございませんが、市の職員の方たちに重点的に行っていただいて、そしてなおかつ、危険を伴いますから、その身分だとか、そういうものに対しても配慮していただいで、できるだけ救助活動が速やかにいくように、また長坂警察管内でも、韮崎警察管内でも、北杜市のほうに連絡をとれば、皆さんが動員できるような形をとっていただければ、速やかにいくんではないかなと思いますので、一つ、そのへんも前向きに検討していただけるかどうか。もう一度、お考えをいただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊議員ご指摘のとおり、体力との勝負とは申しませんが、山岳遭難救助の場合は、どうしてもチームワークだとか、ときに冬山が多いわけでありますので、体力、訓練等々が日ごろ必要であることは確かだと思います。そういう意味からすれば、警察と、そしてまた民間の山岳会の皆さんと、そして行政（職員）、三位一体となって日ごろに備えたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

7番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番、渡邊陽一議員の一般質問を終わります。

次に34番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

34番、中嶋新です。

議長のお許しを得たので、行財政改革アクションプランおよび上下水道の2項目について、市長に質問します。

まず、本年度に策定する行財政改革アクションプランについて、市長は本定例会初日の所信表明の中で、事務事業や組織の見直し、行政システムの能率化、財政の健全化等により、簡素で効果的、効率的な行政運営を目指し、北杜市再建のための行革と位置付けております。

昨今の新聞紙上において、県内各市における行財政改革のための条例の制定、改正の報道がされております。

一例を挙げれば、大月市の3月議会において消防団組織の再編により、60部を30部に半減し、定員の削減もされております。また、富士吉田市においては昨年8月、事務事業評価システムを導入し、事務改善委員会を組織し、半数以上の経常的事務事業にわたり、予算の見直し、削減を実施しております。

近くでは韮崎市6月議会において、公共施設の指定管理者制度導入に関する条例の制定をしたところです。

そこで本市の現状をみると、本年度の財政状況は、今回の補正予算を含めると、地方債残高が405億7千万円余りとなり、市民1人当たり約93万円と、県内各市の平均値の約倍の金額となっております。

また行政区長、消防組織における部長の数等は7地域の戸数、人口割にはまったくと言っていいほど即していないと考えます。これは同じ、北杜市民、北杜住民にとっては不均衡、不公平な組織編成と言えるのではないのでしょうか。

市長はこうした状況の中で、市長を本部長とする行政改革推進本部および諮問機関として、行政改革推進委員会を設置し、強力に、そしてスピーディーに実行すると表明しました。多くの市民が北杜市再建を期待するところであります。

そこで伺います。

1つ、市長の考える健全な行財政のあり方と、その具体的な数値的バランスは。

1つ、本年度中に実施可能な改革案をお持ちか。

1つ、プラン策定は広範囲、多岐にわたり調査、検討、協議が必要と考えますが、具体的な手法とタイムスケジュールは。

1つ、プラン策定を担当する部署と職員数は。

1つ、市長の諮問機関である行政改革推進委員会との関連は。

続いて、簡易水道、下水道、集落排水の料金の統一について伺います。

市長は本年、峡北地域、広域水道企業団の企業長に就任されました。合併協定項目の中で、新市において早期に統一するとした区域の設定、使用料金および加入負担金の扱いは、過去2回の議会の答弁の中で、市長は調整にしばらく時間を要するが、早期に方向付けるように努力すると述べております。

北杜市民にとってはなくてはならないライフラインの料金に関する、重要な課題と考えます。そこで伺います。

1つ、時間を要する理由は。

1つ、区域の設定、使用料金、加入負担金の調整の方向づけは。

1つ、現時点で考え得る統一の時期は。

1つ、下水道審議会における審議の進捗状況は。

以上2項目、9点に関して伺います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

まず行財政改革、アクションプラン事業についてであります。

このプランの取り組み項目に、民間活力の活用として指定管理者制度の導入を盛り込み、指定管理者による運営実施を平成18年4月に予定しております。このことから、平成17年度中に指定管理者制度を導入する施設の条例改正、公募、指定管理者指定の議決等の手続きを進めます。

次に健全な行財政のあり方と、その数値についてであります。地方分権の進展に伴い、これからの行政運営は自己決定と自己責任を基本原則として、市民と行政は共同の体制を確立するとともに、費用対効果、満足度という経営的な視点で考えなければなりません。また、数値では経常収支比率80%未満、起債制限比率10%以内等が健全財政と、私は考えております。

次にプラン策定の具体的な手法とタイムスケジュールについてであります。行政改革推進体制は、私を本部長とする行政改革推進本部を設置し、学識経験者等で構成する行政改革推進委員会の意見や助言をいただき、行政改革を推進いたします。

行財政改革アクションプランは、来年の2月までに策定し、3月に議会に報告し、広報で市民にお知らせする予定であります。

次に担当部署と職員数であります。行革調整室で担当し、本部員は各部局長および各総合支所長で22人、幹事会は課長級で組織し、23人。6月20日、ご承認をいただきました諮問機関の行政改革推進委員会は、10人以内で組織します。また行政区の再編、選挙投票区の

見直し、消防組織の再編等についても、関係機関と協議する中で改革を推進する考えであります。

次に、上下水道についてであります。

時間を要する理由、区域の設定、料金、加入負担金の調整、統一の時期については、合併により町村枠が外され、以前はすぐ近くに上下水道管が埋設されていても、接続することができなかった住宅、また地域から距離的に離れた住宅は区域から除外されていた地域もあります。

今後はこうした給水区域、処理区域の見直しと併せて、上下水道整備計画を策定してまいる予定です。

上下水道の使用料金および加入負担金の料金体系については、旧7町村ごとにそれぞれ地域の実情により設定されていた経緯がございます。水道使用料は基本料金、超過料金、水道料金、メーター器使用料などで算出され、下水道使用料については基本料金、使用水道料金などで算出され、料金格差もあります。

合併協議会での調整方針では、当面、現行のとおりとするが、新市において、できる限り早期に地域的な統一を図るとされております。

こうした中で地域の実情を見ますと、上水道では、須玉町には24の簡易水道組合がございます。まずはじめに、こうした地域の統一から行い、そして小淵沢町との合併もふまえ、段階的に地域的な統一を図る必要があると考えております。

一方、上下水道経営の健全化に向けた取り組みも、今後の課題となってきます。上下水道事業については、地方財政法の規定により、公営企業の、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって、これに充てなければならないとされており、上下水道事業の独立採算に基づく経営が求められています。

したがって、運営にあたっては上下水道加入者に、使用実態に応じた費用負担を求めることで、収入と支出のバランスを図る必要があり、これには上下水道事業の財政計画の策定も併せて考えていかなければなりません。

合併して7カ月が経過しましたが、上下水道事業の料金統一と併せて、財政的なことも考え、慎重に検討を重ねる必要があり、これらの課題については、議会、学識経験者および受益者代表で構成される上下水道審議会を立ち上げ、上下水道の現状、課題、将来展望を論議していただき、その方向性を見出したいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございますか。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

先ほどの答弁で、市長は行財政改革プラン、これの進行、スケジュール的なお話をなされた中で、まず行政改革の推進委員会に諮問する、この時点ですね、まず大まかな北杜市としてのプランをつくるか、考えて、それでまた、審議委員会に諮問するのか。まず、こういった大きな合併、地域が7つ、小淵沢を入れても8つですけども、そういった中で、まず審議会に諮問して考えていくのか。その点をお願いします。

また、先ほどのお話では、18年の2月に作成し、3月に市民に広報でという答弁だと思い



ますが、各項目によれば、住民にとっては、なるべく早く、それを検討している、また、こういう方向づけでいるといったような広報の周知が必要かと思います。そういったことは、中間でも考えていらっしゃるか、お聞きいたします。

また、上下水道の統一料金のことですけれども、確かに、非常に課題が大きいと思いますけれども、先ほどお話があったように、水道整備、上下水道の計画の策定をすると。この計画の策定はいつなされるのか。また上下水道審議会を立ち上げて、検討していくということなので、前向きに検討していただけたと思いますが、先ほども須玉では24の簡易水道がそれぞれの料金でやっているというお話でしたが、なるべく早めの統一を、市民は望んでいると思います。そういったことで、1つ、その上下水道審議会はいつ立ち上げる予定なのか、お聞きいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

合併した間際の北杜市でありますけれども、こういった財政事情やら改革が求められる時代ですので、この課題は最も北杜市にとって、私にとって大きな課題であり、喫緊な課題であると承知いたしております。そういう意味からすれば、私を本部長とした行政改革推進本部を立ち上げて、そして事務レベルの幹事会もつくったりして、できるだけ早く執行としての改革案をまとめていきたいと思っております。

そして、民間の有識者のお力も借りるべく、先ほどお話ししましたとおり、行政改革推進委員会諮問機関に図って、これを推進していくものでありますけれども、決定したのはトータル的に来年の3月発表ということだけでなく、9月の議会もあります、12月議会もあります、その都度、議会の皆様のご理解をいただく中で、現場で具現化できるように発信できるように、備えていきたいと思っております。

それから水道料金、下水道料金の統一化の問題ですけれども、基本的には北杜市ですので、統一化することが望ましいことは確かであります。会計のほうは統一化を図りました。現実的な料金については、いろんな意味で地域の事情もあり、明日朝、すぐに統一化することは難しいと思っております。

そういう中で、できるだけ、そのような報告に向かって努力したいとは思っておりますけれども、はっきり言えば自然の水で、いい水が飲めるところ、大門・塩川ダム系でつくった水で飲まなければならないという格差は相当なものがあるわけでありまして、すぐ統一化というのは、時間がかかると思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、まだ質問ございますか。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

今の答弁でも、市長は行革に関して、9月、12月の議会もあると、そういったところで、順次、改革案、そういったことも提案していただけたということなので、ぜひ1年しかありません。多項目にわたると思っております。執行の努力と市民の共同で、北杜市が再現できるよう、なお一層、よろしくお願ひいたしたいと思ひまして、以上で質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

次に13番議員、風間利子君。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

13番、風間利子です。

3点について、一般質問させていただきます。

まず最初に観光の入り口、須玉・長坂インターに北杜市名を。

北杜市のまちづくり基本政策の1つに、水と緑の太陽の恵みを生かした交流産業都市の実現が定められており、山岳、名水、芸術文化施設などの施設を訪れる人が満喫できるもてなしの、観光資源ネットワークづくりの推進が求められております。

4月にはゴールデンウィークに向けて、東京の日本橋の富士の国やまなし館で、北杜市の関係者が朝摘みの菜の花500束とパンフレットを配り、観光のPR。NHKのニュースでは、14万人の乗降客がある東京のベッドタウン立川駅で山梨観光PRのビデオを流し、また最近では映画のロケ地となった、ひまわり畑も全国で公開され、大ヒットしたなど、観光の集客に取り組んでおられる様子が報道されました。

イベント、施設の周辺の整備などには、計画の中にありますが、一番肝心なのは北杜市がどこにあるかということではないかと思えます。

私が議員になって、県外の多くの知人、親戚などから一番最初に言われましたことは、山梨県出身以外の人には、北杜市がどこにあるか、よく分からないので、現在ある須玉・長坂インターにそれぞれ北杜を付けて、北杜長坂インター、北杜須玉インターと入れるべきであるというアドバイスを受けました。観光資源ネットワークづくりの推進を進めていくには、このことが行政で一番先に取り組む問題ではないかと思えます。

気になりましたので、私は早速八王子にあります日本道路公団、東京管理局を訪ねました。詳しいことをいろいろお聞きしたかったのですが、10月の分割民営化前ということで、私の意図することはお聞きできませんでしたが、極端な変更はどうかということでした。

合併が落ち着きますと、いずれ、そのような要望も出てくるのではないかと思えます。小淵沢も来年3月、合併されますので、今のうちから関係機関に要請していただきたいと思えますが、市長の考えをお伺いいたします。

次に農業の後継者育成を。

農業の課題の一番は、後継者不足ではないかと思えます。武川町でも現在、専業農家と思われる農家は15戸ぐらいあるとのこと。実際、農業に携わっておられる人たちも高齢化し、60歳後半から70歳の半ばを過ぎている人たちによって農業が維持され、農地が保全されているのが実態です。現在、従事している人たちも、あと5年から10年もすると、どうなってしまうかと不安のようで、食料の自給という視点からも見逃すことはできません。

過日の新聞では甲斐市が募集した滞在型市民農園28画には、人気が高く、首都圏から2倍を超える申し込みがあったという記事も載っておりました。地産地消が広がる中、安全な野菜を求め、自らが納得したものを育てて食べる、自産自消も広がっていくのではないかと思えます。

田畑がなくても、農業に従事したいと思っている人を行政が率先して農業に、また北杜市の活性化につなげていくことが、人と自然が躍動する環境創造都市の実現に向けて、直接結びつく緊急な政策課題だと思います。

国の三位一体の改革を進めていく上には、思い切った政策が必要ではないかと思います。3月の一般質問でも、農業の将来ビジョンを、また農業振興に向けて、具体的施策を示してほしい旨の要望がありました。

市長の答弁では指導農業士、青年農業士などにより、観光と農業、地産地消の振興に努める。また担い手育成条例を制定し、予算化をしたいなどの答弁もされていましたが、現在の進行状況をお聞きしたいと思います。

最後に温暖化防止として、森林整備などについて、お伺いいたします。

6月9日の山日の時評欄に、早川町の辻一幸町長さんの記事が掲載されました。

京都議定書の発効に伴い、二酸化炭素削減目標を達成するためには、山に手を入れ、放置された森林を整備し、温室効果ガス吸収源としての効果を十分に発揮させるための健全なまちづくりを、積極的に進めていかなければならないとありました。内閣府が若い人を対象に行った調査では、地球環境の改善がトップで、56%もあったということです。

一般、北杜市でも緑の少年隊など、大勢の参加のもと、記念植樹をいたしました。北杜市の面積、76%を占める山林の整備状況を市長が峡北森林組合理事長当時につくられましたという、武川の森林組合事務所にて伺ってまいりました。

峡北森林組合での管轄地域では、県下でも緑が多く、状況はよいほうに入る。苗木の注文、下草刈り、間伐、植林など、回覧板、町村の広報、またパンフレットなどを配り、呼びかけているが、世代の交代でなかなか思うように進まず、境界線も分からなくなってしまう。2、3年も手を入れないと、緑の山は荒れ、赤く化してしまう。情報化時代の進展による「JAS」といって、森林簿の管理も電算化され、自分の山の状況が机上ですぐ分かるようになってきた。山の整備のための見積もりなどについても、無料で組合に出していただくと、1反歩から補助金の対象になるとのことです。

国、県で6割の補助金があり、さらに個人負担の4割の一部を白州、武川などでは合併するまでは補助金を出していたようです。市長も17年第1回定例会の施政演説で緑豊かな里山の育成について、地主の高齢化、後継者不足など、荒廃した状況が見られる、残念であります。

間伐による里山の整備を進めるため、里山環境整備調査を実施し、ふるさとの山々の育成にあたりと表明されておりますし、一般質問におかれましても、森林整備事業を積極的に推進すると答弁されております。

わずかな期間ではありますが、どのような調査が進行しているのでしょうか。また、調査に基づく森林整備事業については、どのような計画で推進するのでしょうか、お聞きしたいと思います。

また平成2年、昭和天皇の緑の日制定記念の杜として、武川町下来澤の県有地に「森林造成記念植樹」がされました。峡北唯一の記念の森があるということで、現場に行ってみりました。

約2ヘクタールの場所にさくら、カエデ、ブナ、くりなど7,500本の植樹がされたそうです。たぶん市長が県会議員のときだと思いますが、まったく手入れがされてなく、下草は生い茂り、看板は写真のような状態です。当時は「将来は楽しみな公園」とされていたところだ

そうです。自然環境の保全にも、重要な役割を持つ里山の整備に、積極的な推進をお願いいたします。

県単事業と伺っておりますが、この記念すべき杜の整備を推進していただく、特段のご配慮をお願いいたします。

以上3点について、市長の考えをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

13番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

まず観光の入り口、須玉・長坂それぞれインターに北杜市名をについてであります。

人と自然が躍動する環境創造都市の実現を目指し、力みなぎる北杜市を築くためには北杜市のイメージアップ、知名度アップも重要であり、あらゆる方法で北杜市のPRに努めていくところであります。

ご質問のインターチェンジの名称変更については、道路公団への手続きが必要であり、簡単には変更できないとは思われますが、関係機関に積極的に働きかけていきたいと考えております。

なお、全国で市町村合併が進んでおりますので、道路公団でもインターチェンジへの誘導板等は合併後の新市名に変更し、位置が分かるように対応していくと聞いております。

一方、市では観光客等に市のアピールやイメージアップを図るため、今年度北杜市ウェルカムサイン事業を計画し、当初予算に計上しております。南の玄関口となります須玉インターチェンジ付近の国道141号にウェルカムサインを設置することとし、現在、設計を進めております。高さ、色彩等の規制がありますが、北杜市としての特色あるサインを考えており、夜間の照明については、自然エネルギーを活用した太陽光発電によるサインへの照明を計画しております。

また、グローバル化する社会に対応するため、英語や韓国語のサインも併記し、国際交流が進む中、北杜市のイメージアップにつなげればと思っております。

今後、長坂インターチェンジ付近も含めて、サイン計画をしていきたいと考えております。

次に、農業の後継者育成についてであります。

現在の農業を取り巻く環境を考えたときに、これといった解決策を見出すことは非常に残念ながら難しい状況にあります。しかしながら、北杜市にとりまして、農業は産業の柱であり、この柱を守るためには、担い手の確保が必須条件であります。国の農業支援施策も本年度から大きく変わり、中でも集落営農の推進と担い手育成、営農組織の法人化に力が入られています。担い手の育成確保には、個人農業者に頼ることに限界があると感じております。

そこで、市では地域発足による集落営農を核とした農作業受託組織を各町単位で立ち上げる準備をしております。

具体的には、すでに発足している農事組合法人 長坂ファーム組合があります。長坂ファーム組合があります。長坂ファーム組合は、本年5月に農事組合法人として設立され、同時に耕作放棄水田20ヘクタール、畑地2ヘクタールを集積し、生産活動を行っております。さらに農作業受託として、田植えや収穫作業等を延べ120ヘクタール請け負っており、農業の担い

手として、大きな成果を挙げております。このような組合を農業の担い手として位置付けてまいりたいと考えております。

これには県および農協と協議を重ねながら、地域の実情に即した形で具現化することを第一に考え、生産組織への支援や担い手への農地集積を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に温暖化防止と森林整備についてであります。里山の整備につきましては先人、先輩が育てた緑資源を守るため、間伐等の促進を積極的に推進し、国・県の補助事業を取り入れていきたいと考えております。

市では、さらに補助金の上乗せを行い、所有者の負担を極力軽減できるよう、検討しております。また広報、回覧などや森林組合等の協力をいただきながら、里山整備の必要性を呼びかけていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

私が申すまでもないわけでありまして、里山の整備をこれから計画的に進める上においては、どうしても役所の手続き的には森林整備計画を立てなければならないわけでありまして、仮に私たちが今、牧地化で里山整備をするとしても、18年度事業に、この事業をのせるには、すでに県へもう、森林整備計画が届いていなければならない。私たちは今、この北杜市で里山の森林整備計画は、残念ながらそこまでいっていません。したがって、18年度事業で、これを俎上に載せることは、率直に言って難しいなと思っております。

この17年度にしっかり、山の地主のご理解をいただきながら、できるところから森林整備計画を立てて、18年度の今ごろには県へ、国へ、その森林整備計画を挙げて、具体的には19年度から、間伐をはじめとした森林整備事業に入っていくというふうな段階になると思っております。

次に武川町、下来澤地内の県有林で森林造成記念植樹された緑の日制定記念の杜は、下草が繁茂しており、ご指摘のとおり、看板も破損している状態であり、苦慮しているところです。

今までも県に要請してまいりましたが、今後も適切な整備や維持管理を関係機関へ協力に要請してまいる考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

13番議員、再質問はございますか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

前向きなご返事、ありがとうございました。

この前、市長の話ですと、県の知事との話の中にも、国と県とでタイアップして観光にというお話も聞いていますし、また武川町ではよそから来た方が農地を借りて、野菜を作り、全国に発送しているというお話も聞いています。

それから森林整備につきましては、「記念の森」のことにつきましては、ぜひ前向きに早めに検討していただきたいと思っております。

なお、今年は予算的に間に合わないということですので、ぜひ来年の計画の中には取り入れていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番、風間利子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時20分に再開いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

10番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○10番議員（秋山九一君）

10番、秋山九一。

私から2問ほど、質問をさせていただきたいと思います。

現在、北杜市では自然エネルギー問題に取り組んでいただいておりますが、私から住宅用太陽熱高度利用システム補助金制度ということで、質問させていただきます。

現在、環境問題が世界的に話題となっております。日本でも京都議定書の遂行に関連して、さまざまな対策に取り組んでいる中、先般、北杜市でも水力発電等が話題にあがっております。新エネルギーをいかに、上手に私たちの生活に利用したらよいのか、クリーンエネルギーの話が世界的な話題になっている今、私たちの身近なところでも、明野町がいち早く太陽熱発電を、また長坂町の三分一湧水公園には太陽熱発電、水力発電、風力発電の装置が活用され、最近では市内のいたるところにソーラーパネルのついた街路灯を見かけるようになりました。

さて、このソーラーシステムについては、太陽熱を取り組んだ新エネルギー開発ということで、全国各地で話題になり、東京都などでは、早々にエネルギー対策の一環として補助金制度を導入し、このことに取り組むようになったと聞きます。

山梨県内でも、富士吉田市等でもいち早く補助金制度が導入されていると聞きます。現在では、住宅関連設備機器の会社など、さまざまなメーカーがこの事業に取り組み、高性能な装置も開発され、一般家庭の消費電力を賄いきれるまでに至り、あちらこちらの屋根の上に何枚かのガラス板が取り付けられている様子を見かけるようになりました。現在では太陽熱を利用した発電装置がかなり普及しつつあります。家庭の電気使用状況も、さまざまに変わりました。

大泉町にある家庭などは、大掛かりな装置を取り入れ、家庭の電気を賄い、余った電気は電力会社に売ると、大変生活に役立っているようです。ご存じのように、我が市の明野町などは日本で1日の日照時間が最も長いと言われ、近隣の町も日照時間には大変恵まれた場所だと思えます。

そこで、今後ますます、こういった設備を導入する家庭が増えてくると思います。ぜひ環境のことも考え、一般家庭のソーラー機器導入に補助金制度を考えていただきたいと思います。市長のご見解をお願いいたします。

次に登山道の整備をということで、お伺いいたします。

現在、国や県では富士山を世界遺産にとの取り組みの中、多くのボランティア団体に働きかけ、美化運動等に取り組んでいます。報道等によると、昨年は外国からの観光客が大幅に増加したと聞きます。北杜市も文字どおり、美しい山々に囲まれ、森の都であります。北は八ヶ岳連峰、東は秩父山系、また茅ヶ岳、南西には甲斐駒ヶ岳なる南アルプスと、自然環境に大変恵まれ、日本百名山に名を連ねた山を持ち、山岳ファンにとっては最も魅力的であり、喜びの得られる場所であると聞きます。

また、警察当局に聞くところによると、5月の連休には我が北杜市の山々は大勢のハイカーで賑わい、関係者の皆さんは大変のようでした。残念ながら2、3の事故もあり、上空を県警のヘリ等が何回か、激しく飛んでいたようです。幸い、大事に至らなかったようですが、最近、特に夏山シーズンになると、初心者というべき人たちが軽装備で山登りをするようになり、それが事故につながっているようです。

そんな中、山岳関係者による道標、道案内等が古いところや、ないところや、見にくいところもあります。山道の交差するところなど、非常に分かりにくいところがあると聞き、特に初心者にとっては頼りの道標、道案内です。まもなく登山者にとっては、1年で一番楽しい夏山シーズンに入ります。これらを早急に整備し、安全で安心して登山ができるように取り組み、山岳マップ等で観光案内所を通し、今後、県内外にキャンペーン等を行い、多方面より大勢のお客さまを迎い入れることができれば、観光の振興にもなると思います。山の都ならではの、我が市の活性に一役買うことができるのではないのでしょうかということで、このことについてもお伺いしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

10番、秋山九一議員のご質問にお答えします。

まず住宅用太陽熱高度利用システムの補助金制度についてであります。1997年12月に開催された温暖化防止京都会議で、日本はCO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出量を2008年から2012年にかけて、1990年のレベルより6%を目標に削減することが決められ増した。その目標を達成する1つの方策として、CO<sub>2</sub>などを排出しないクリーンなエネルギーである太陽光発電のさらなる導入促進が急務となっています。導入促進のための、補助施策についてであります。新エネルギー財団からの補助金は本年度をもって終了となる見込みであります。日射時間日本一の北杜市としては太陽光発電システムの最適地であると考えますので、市民の皆さんへの意識高揚を含め、今後、補助制度導入に対し、さらに検討してまいりたいと考えております。

太陽光発電、クリーンエネルギーにつきましては、3月に私は小泉総理の岡田秘書官とお会いする機会を得ました。小泉総理が太陽光発電、クリーンエネルギーには大きな関心を持っているとお聞きしました。6月3日には環境省の地球温暖化対策課と経済産業省の資源エネルギー庁へ陳情し、さらに6月9日には京都の京セラ本社に出向き、太陽日本一の里北杜市をアピールしてきました。大きな理解をいただいたものと思います。

今後は国、県などと連携をとり、クリーンエネルギーの利活用を図っていきたいと考えております。

次に、登山道の整備についてであります。

北杜市は日本百名山のうち八ヶ岳、甲斐駒ヶ岳、金峰山、瑞牆山、鳳凰三山の5峰を有しており、文字どおり「杜の都」であります。

5月の連休には、八ヶ岳連峰には約300人、甲斐駒山系には約250人の登山者がありました。また、これらの山々に登る登山道は秩父山系5本、八ヶ岳山系5本、甲斐駒山系3本があります。これらの登山道は、基本的には登山道を整備した団体が管理することになっております。北杜市管内には県で整備した登山道や道標、今までの町村で整備した登山道や道標があります。登山者が安心して、安全で快適な登山が楽しめるように、必要な整備を行い、登山者の無事故に備えていかなければならないと考えています。

次に美しい山々を通じて、観光振興を図ってはとのご提言であります。まさに北杜市の観光の売りは、全国に誇れる山々に、まわりを囲まれた自然環境の良さだと思います。

また市には八ヶ岳トレッキングマップ、茅ヶ岳マップがあり、県のトレッキングガイドの中には北杜市に係する5カ所の山歩きを楽しむコースが掲載されております。これらのマップ等を利用して精力的に東京などで行っている観光キャンペーンを活用し、PRを行っていますが、今後も熟年層の登山愛好家が増えていますので、機会あるごとに登山道を紹介し、誘客による観光の振興へつなげていきたいと考えています。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

10番議員、再質問はございますか。

秋山九一君。

○10番議員（秋山九一君）

先ほど、市長さんの答弁のように、非常にここは立地条件も非常にいい場所ということで、私も前回、北海道へ行ったときに、根室半島、あれは非常に風の強いところで、風力発電を、ご存じのように鈴木大臣、宗男ですが、そんなことで行ってきて、素晴らしい、風力発電に取り組んでいるなど、こんなことを見まして、私もその中で、この明野町も非常に日照時間が多いということで、全国のPRになったと、こんなことで、また太陽発電のほうでも、ここらを基本的にやれば、またそれも一つの観光PRになったり、そして生活環境の一役もかえるではないかなと、こんなふうに思いまして、ただ、まだ一般家庭に普及するには、ちょっと、まだ、機械が効果ということで、機器が効果ということで、ぜひ、そんなことで、できれば補助金制度ということで、私も質問したわけでございます。

その次に、2番目には、今の山の登山道ですね、これはちょっと、やっぱり旧町村の中で古いところが非常にありまして、案内等々が朽ちてきたり、ちょっと見づらいなということで、連休中に、私も長坂署のほうへ行って、約3千人ぐらいの登山客があったり、非常にここへ来て、こういうファン等々が非常に増えておって、この山岳部も大変だったねということで、ご苦労のあいさつをしておった。そんなことで、万が一、また初心者等が事故に遭ってもいけないということで、またこれも、北杜市でちょっと形のいい道案内等もつくっていただければ、またそれも観光の一つになって、全国から客を呼べるではないかなと、こんなふうに思います



して、ぜひひとつ、その2つのほうのをよろしく願いたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

あちらこちらを視察していただきながらのクリーンエネルギーを強調していただいたわけがありますけども、いまだクリーンエネルギーを考えられるのが、ご指摘のとおり、太陽光であり、ミニ水力であり、ときに風力等々があると思います。私どもの、この北杜市は風があるようでない。過去、風力発電は、地域としてなじまないようであります。でも、ミニ水力だとか、あるいは特に太陽光なるものは、極めて他に誇れる資源を有していると思いますので、太陽光発電とミニ水力については全力で頑張りたいと思います。

ただ、一昔前のように、いいことだからやろうという啓蒙運動だけでは行政として、決断できない時期になりました。啓蒙性と、プラス、ある程度の経済性、裏付けがなければ、決断できないことは、今日的課題だと思います。

しかし、太陽光をミニ水力だけは啓蒙性と経済性が見えているような気がしますので、先ほど言いましたとおり、ときに国のNEDOとか県の力も借りながら、あるいはまた民間業者の力も借りながら、クリーンエネルギーについては前向きに対応してまいりたいと思っております。

それから、引き続いて登山道のお話でありますけども、先ほど言いましたとおり、熟年層の登山愛好家が増えていることも確か。とりわけ白倉政司が典型でありますけども、戦後ベビーブームの団塊の世代の皆さんが、なんとなくボツボツ社会からリタイアして、ある面では余力なり生きがい対策なりで、さらに登山客等々は増えるであろうと。それに備えたいと、そんな思いがありますので、道標、道しるべをはじめとして、登山道の整備等々については、先ほどの遭難の話ではありませんが、受け入れ体制を備えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

10番議員、まだ質問はございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番、秋山九一議員の一般質問を終わります。

次に1番議員、坂本・君。

坂本・君。

○1番議員（坂本・君）

1番、坂本・でございます。

私は須玉町地内の県道の整備計画と、それに伴う市道の拡幅工事等について、質問をさせていただきます。

最初に市道若神子境之沢線と主要地方道茅野小淵沢葦崎線についてでございますが、須玉町境之沢地内と主要地方道茅野小淵沢葦崎線との取り付け個所付近は境之沢地区内での西側寄りの唯一の進入路であります。道幅が4.5メートルと極めて狭く、県道からの出入りが困難

であり、大変危険でもあります。

現在、韮崎市側より県事業によりまして、県道の拡幅工事を行っており、数年前より地元から、この工事に伴い、地区内への進入路約50メートルを拡幅していただきたい旨、要望が、住民より出されていると思います。

なお、拡幅に必要な用地は、地元の住民の話し合いの中で確保されております。

先ほど、お話をした県道の拡幅工事は平成17年度をもって完成の予定と伺っております。よって、この2つの工事を同時進行することにより、施工費の削減と地元住民の利便性、その充実と交通の安全確保のために、早急の対応をお願いするものであります。

次に県道箕輪須玉線の整備計画でございますが、この道路に関しましては、2点お伺いをいたします。

1点目は、川又公民館から前村上地内までの全長680メートルの拡幅整備が平成8年度より計画実施され、その後、平成10年度、15年度と3年度にわたり、須玉大橋北から前村上地内までの400メートルについては、工事が終了し、快適に安全に通行できるようになりました。残る川又公民館より、須玉大橋北までの280メートルの間が現在、未整備となっております。この部分は特に道幅が狭く、1台の車が進入すると、対向車ははるか前方で待たなければすれ違いができない状況であり、1日も早い完成が待たれているところであります。

今後の見通しについて、お伺いいたします。

この道路の2点目でございますが、二日市場地内ではありますが、山梨県峡北地域振興局建設部が事業主体の通称二日市場バイパス、延長1,200メートルの建設計画は二日市場地区の既存道路は幅が狭いことと、農工団地に通勤する車両が近年激増したことにより、朝夕の通勤時間帯は特に通行に支障を来し、あたかも北進一方通行かと思われるような状況であります。

南へ向かう車は通行に大変困難な状況となっており、緊急を要することから、市道二日市場上片瀬線との交差点部分を基点として、農工団地南側の現県道に連結するよう計画されたもので、一日も早く施工、完工ができるようお願いするものであります。

なお、この計画と関連して、国道141号線を北進する小手指交差点の右折レーンの設置を主眼とした同交差点の改良工事も併せて施工するよう、要望いたします。

いずれも県道ではありますが、地域住民や通勤者の日常生活に大いに関わることから、市としても積極的に県に要望して下さるよう、お願いをいたします。

次に主要地方道韮崎増富線についてでございますが、これも県道であることは承知しております。この道路は2001年、増富の瑞牆山のふもとで、全国植樹祭が行われた際に、路線のほとんどが拡幅整理されておりますが、須玉町江草地内の江草発電所の北側に、極端に道幅が狭い箇所があります。私が確認したところ、道幅は4.2メートル。延長はわずか20メートルであります。私の知りえるところでは、山梨県内で主要地方道では、このように狭いところは他に見受けられないような気がいたします。

なお、その先、約50メートル地点から大渡入り口、小沢商店前までの約200メートルも急カーブであり、道幅が狭く、未整備の状態であります。この道路は北杜市唯一の温泉郷である増富温泉や瑞牆山、金峰山山麓に通じる主要な道路であり、一般住民や観光客にとっても、大変危険であり、印象的にも大変マイナス面が大きいと思います。

なお、清里駅周辺の再開発整備が見込まれ、小淵沢との合併も決まり、北杜市全体の観光ネットワークを考えると、早急な改修整備が必要であると、強く感じているところであります。

以上の観点から、この道路はやはり県道ではありますが、市としても強く県に働きかけていただくことをお願いするところであります。

質問内容については、県道に関わることが多かったわけでありますが、一般市民、住民にとっては重要なことでもありますので、今後の見通しについて、市長にお伺いをいたします。

質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

1番、坂本・議員のご質問にお答えいたします。

須玉町地内の道路整備計画についてであります。

まず主要地方道茅野小淵沢葦崎線であります。平成15年度から工事施工しており、現在、境之沢地区の県道の出入り口の工事を行っております。市としましては、進入路50メートル間だけでなく、北杜市主要道路整備計画の中にも延長350メートルの拡幅工事が予定されておりますので、この道路整備計画に基づき、拡幅工事を行ってまいりたいと思います。

次に、県道箕輪須玉線の整備計画についてであります。

穴平の川又公民館から前村上地内までの延長680メートルの拡幅工事は、平成15年度までに県の教育地域振興局、建設部が約200メートルを、農務部が200メートルをそれぞれ八ヶ岳広域農道関連で整備をしてまいりました。

建設部の施工部の残り280メートルは、用地関係で休止状態になっておりますが、未施工部分については、道路幅員がせまく、対向車とのすれ違いや歩行者の通行に危険な条件でありますので、県に積極的に要望していきたいと思っております。

次に通称二日市場バイパス建設計画であります。現在まで事業説明が地元住民に行われており、今月末には用地説明会を行い、用地買収の了解が得られれば、この秋口より一部工事を行っていく計画となっております。

また国道141号の小手指交差点の改良も、南側、下側から来て右折レーンも、これも県に積極的に要望していきたいと思っております。

次に主要地方道葦崎増富線、道幅の大変狭小箇所等についてのご質問であります。この道路はご指摘のとおり、カーブが多く、道幅も狭いため、地域住民、また観光客にとっても、大変危険でありますので、早急に整備するよう、県に強く要望していきたいと思っております。

思えば、この道は5年前の全国植樹祭の際に、なんとか改良したいということであったのでありますけれども、用地買収に事を欠いて、改良が遅れた箇所であります。この道路に限らず、用地買収がいかに大切であるということもありますので、いろいろな意味で道路改良に伴う用地買収については、ご協力いただければ大変ありがたく思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

1番議員、再質問はありますか。

坂本・君。

○1 番議員（坂本・君）

北杜市全域を眺めたときに、本当に数え切れないほど、たくさんの施工しなければならない道路があると思いますが、今日私が質問した場所は須玉町にもたくさん要望があるわけですが、特に緊急を要するというので、あえて質問をさせていただきました。ぜひ重ねて、執行部、また行政、市長には特段の努力をいただきまして、一日も早い解決ができますよう、整備ができますよう、お願いをいたしまして、質問を終わります。

答弁は結構です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで1 番、坂本・議員の一般質問を終わります。

次に2 7 番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○2 7 番議員（岡野淳君）

2 7 番、岡野淳でございます。

今日は先般行われました峡北地区植樹祭について、質問いたします。

4 月1 日から5 月3 1 日までを緑化強調期間と定め、「木が元気、森が元気で地球が元気」をスローガンに挙げて、去る5 月1 8 日に明野町内で植樹祭が行われました。森林の乱開発などによる地球温暖化の影響によって、我々人類が繁栄する裏側では、現在、猛烈な勢いで森林が消え、砂漠化が進んでいることは周知のとおりです。

国連環境計画のまとめによると、現在、世界の砂漠は毎年6 万平方キロメートルのスピードで広がっていて、その広さは日本の四国と九州を合わせたほどの面積だということです。

そうした中、我が北杜市でもささやかながら木を植え、森を育てようという試みがなされることは大変に意義深く、今後も積極的に取り組むべき事業であると、心より共鳴するものであります。

子どもたちにも、森の大切さを伝え、彼らが大人になって、この国を支えようとするときにも、やはり同じように木を植え、森を育てようと思ってくれるだろうと思うと、この事業はなお、重要な使命を持っているだろうということが言えると思います。

このような思いから、今回植樹に参加した経験から、いくつか市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

まず、樹種の選定について、伺います。

このたび寄附されたゴルフ場用地を森に返すという趣旨には、大いに賛同できます。森に返すという以上、その土地に自生している樹種を選んで植えるべきだと思います。しかし、実際に植えられた樹種を見る限り、必ずしもそうではないのではないかとお見受けしました。

そこで伺います。

今回の植樹に際し、周辺の植層調査を行い、在来樹種の把握はできていたんだろうと思いますが、周辺の森に自生している主な樹種はどのようなものであったのか、調査の内容を示していただきたいと思います。

その上で、今回の植樹祭ではどのような樹種が植えられたのか、その樹種はどのような根拠によって選ばれたのかをご説明いただきたいと思います。

次に植樹祭に要した費用総額を、その内訳について伺います。

今回の植樹祭では、数種類の苗木が相当数用意されていたと思いますが、樹種ごとにどこからどのような方法で、いくらで何本購入したのか、ご説明をいただきたいと思います。

財政難を理由に教育医療、福祉などを市民の生活を直撃するような予算削減を強いられる中で、この植樹祭にも少なからず費用がかかっているはずであろうと思います。総額でいくらかったのか、費用の経費の内訳を明らかにしていただければと思います。

以上、ご答弁をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

27番、岡野淳議員の峡北地区植樹祭のあり方についてのご質問にお答えいたします。

地球の砂漠化、危険を訴えながら、森林の意義、植樹祭にご理解をいただきました。

まず、明野町内で開催された峡北地区植樹祭会場周辺の樹種はクヌギ、コナラの広葉樹、赤松、唐松の針葉樹が主体となっております。

今回の植樹祭ではコブシ30本、イロハカエデ10本、イチョウ30本、ケヤキ60本、ムクゲ200本を植樹しましたが、このエリアについては公園化する予定でありますので、県からの無料配布の樹種の中から選定しました。

南側の養鶏舎跡地については、土地無償提供者の思いもあり、鶏舎を解体処分した上で周辺の植生に合わせた樹種を選定し、森林に戻していく考えであります。

次に樹木の入手方法ですが、県から無料配布をしていただきましたので、費用はかかっておりません。

市が負担した、今回の植樹祭の経費は参加者約300名ほどでありますけども、食糧費21万円です。植樹祭は峡北管内持ちまわりとなっております、食糧費については開催市町が負担することになっておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

27番議員、再質問はございますか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

樹種を選定につきましては、よく分かりました。

県からの無償ということで、北杜市では経費が比較的軽く済んでいるということもよく分かりました。ただ、無料だからといって、それによろしいということではなく、なんらかの負担を国、県なら県がしているであろうと思います。それにふさわしい杜づくりを、これからやっとならなくてはならないと思うんですが、選択肢がたぶん少なかったであろうということも想像できますが、これから鶏舎を解体して、そこは森に戻していくということであるならば、周辺の樹種に合わせた森づくりをするために、そういう意図を持った樹種を選定というものを、ぜひ進めていただきたいと思いますが、そういうことは市長として、お考えいただけますでしょうか、ちょっとご答弁をいただければと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども答弁したつもりでありますけども、舌足らずだったらお許しをいただきたいと思えます。

今回、県が先ほど説明しましたコブシ30本以下についても、まわりの環境にあったものを選んだということでありまして、私もそういうふうには承知をいたしております。

南側、西側寄りの養鶏舎の跡地については、同じような思いで樹種選定をしていきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

27番議員、まだ質問ございますか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

ありがとうございました。

それから、もう一つ。これはどちらかというと、質問ではなく要望になりますけれども、先般の植樹祭、ちょっと気がかりだったのは、木を植えるという作業をする際に、バケツ1杯の水も用意されていなかった。これは木を植えるということにつきまして、水をやるというのは当たり前なことだと、私は思っております。

仮に北杜市が負担しているものではない苗木かもしれませんが、おそらく県が負担してくれる、これも税金。そういったお金がかかった木をいただいたのであれば、なおのこと、1本たりとも枯らさないような工夫をするべきであろうというふうに思います。そういった、ちょっとしたことかもしれませんが、木というものであっても、やはり生き物であり、税金がかかっているのであれば、やはりそういう努力もぜひ、これからしていかなくてはいけない、そういう気持ちで、市長にはぜひ、強いリーダーシップを持って指導していただければと思います。

これは要望ですので、ご答弁は結構ですけど、以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

誤解を招いてもいけないと思えますので、ご要望ではありますけども、答えてみたいと思うんですけども、峡北地区の植樹祭は伝統的に山で植える植樹祭と公共施設のまわり、つまり里で植える植樹祭と、基本的には1年交代でやっております。

今、岡野議員のご指摘のような、1本の木も大切にしながらというのは、山も里も同じでありますけども、公共施設の周りに植えるのは、比較的太いもの、大きな木を植える傾向はあります。それは水を、ときにやることはあります。でも現実として、山のほうの植樹祭を、これは植樹祭だけではありません。それぞれの森林にしても、1本1本の木に水をあげるということは、非現実であります。今回の明野地区の植樹祭は山の植樹祭であるということで、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで27番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

次に21番議員、鈴木孝男君。

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

21番、鈴木孝男でございます。

自主財源確保のために、いろんなことに今は知恵を出す必要があるのではないかというふう  
に思われます。

私自身、自分が山の中に住んでおりますもので、ここで自主財源をと思ったときに、私のと  
ころには山と川しかございませんので、考えてみたら、河川に活路を見出せないかと。この北  
杜市には広大な原野があり、そしていくつもの河川があります。今まで行政が手をつけなかつ  
た河川。内水面事業の活性化でもあります。

具体的に話をしますと、例えばのことでございますが、武川町の駒城橋から白州町の大坊、  
砂防ダムがあるわけでございますが、そこまでの距離、約4キロでございますが、この間を漁  
業組合から漁業権を借り受けることができないかというふうに思うわけでございます。

そしたら、今のことでございますので、魚影を濃くし、日釣り券をフレンドパークとか、地  
元の商店で売れば、これも簡単なことだなというふうに思ったわけです。その代わりに、大武  
川の上流、支流、石空川というようなものを全面禁漁にさせていただくというところでござい  
ます。ここは幸いにも国交省によって、魚道の設置もされておるわけでございます。

これからのフィッシングのあり方、スポーツ感覚のフィッシング、あるいはキャッチ・アン  
ド・リリースといった思想の普及、それは例えば15センチメートル以下の小魚はリリース、  
放してしまうとか、7匹目以上の魚は放すとか、いわゆるキャッチ・アンド・リリースの思想  
の普及でございます。将来にわたっての河川のあり方、楽しみ、あるいはマナー、そして川に  
親しむというふうなことが日釣り券にして4千円では、決して高くはないというふうに思っ  
ております。

そうしますと、わずか4キロか5キロの区間の川で1千万円はあがるということになるので  
ございまして、これからはそんな新たな発想をしていかなければいけないのではないかと。キャ  
ッチ・アンド・リリースというのは、全国的にもう広がってきている思想なんだそうござい  
ます。これについては漁業組合で貸してくれなければ何もなりませんので、強くは言いません。

次に、市の松くい虫対策についてお伺いいたします。

市道沿いに多くの枯れた松の立ち木がありますが、これを除去する責任は地主なんだそう  
です。これだけ地域によっては、住民も高齢化してきており、伐採をお願いしても、おいそれ  
とはいかないのが現状ではないでしょうか。

今後にもわたっても、この市道沿いの松の管理というのは、今のままなんでしょうか。これは  
市長にお聞きしております。

そして、この市にも、武川町にも個人の山にも松くい虫の被害がだいぶ目だってきました。  
先ほど風間議員からも、ちょっと話が出ましたが、樹種転換事業。これは森林組合で進めてお  
るんだそうでございますが、これも行って、写真を撮ってきてください、写真撮ってきて、

その後なしのつづて、行って見て、そして今度は、地域は柳沢です。昔、支所へ行って転換区域に入っているかどうか確認してきてください。誠に埒のあかない話でございます。それは個人でも1反歩からという話が、風間さんからございました。

具体的に話を申しますと、甲斐駒カントリークラブがございますが、アウトの2番ホールは法面。入り口は実相寺から上の、桜の並木までのちょうど、真ん中にある、こういう急傾斜地、本来は武川町で、その事業を取り入れた。樹種転換の事業を取り入れた。これは福井さんに聞かなければ、細かい数字は分かりませんが、おそらく1億円ぐらいだと思うんですが、そしてでき上がった、それを見たら、何が埋まっていると思います。ヒノキですよ。松、唐松、杉、ヒノキなんていうのは、もう戦後から林務でやってきたことなんです。それがいまだに3千坪もあって、ヒノキの山になってしまっている。そして、その前には有害鳥獣駆除の電柵が、武川町は何千万円にかけていますか、何キロにわたっても、これが横断しているわけです。そして、その前がヒノキの山をまたつくっている。おかしいではございませんか、これは。こういう樹種転換事業だから、県の事業は駄目だと言っているんです。そしたら、市長はまた国・県と言っているから、市自らが、補助金なる市債を見つけていただくというか、それはさっき、木も県、とんでもない。木も弱そうですし、森も弱そうですし、それはいいものは何もありません。現地は、山は荒れ放題というところが、現実でございます。

だから樹種転換の意味が全然分かっていない。本来の里山のあり方というのは栗があったり、紅葉があったり、どんぐりがあったり、それは広葉樹があって、針葉樹があって、いろいろばったりの樹種転換であってほしいと思うんですが、花の木が駄目というふうになるから、桜が植えられるわけがない。そして、そこには電柵が延々と続いている。だから、やっている意味が分からない。自主点検事業と、なんのための電柵が何キロにもわたって、やらなければならないのか。電柵の前にヒノキがあったりする、そんなことは当たり前のことではないですか。そこで食い止める。例えば栗の木が終わっている、何が終わっているといったら、そこでサルも遊んだり、食べたりするような気がするんですが、そういったように、補助事業というのが、ことごとく市自らがいい補助事業を見つめだしていただきまして、森も元気にして下さるようお願いするわけでございます。

次に真原地区の桜の満開時、交通渋滞の緩和策をお願いするわけでございますが、実相寺の桜のときの満開時は、一方通行になっていて、非常に有料駐車場ということもございまして、非常にうまく運営されているような気がいたします。それが一方、真原の桜並木の満開時といったら、役所へもクレームがいったと思うんですが、9時に入って4時ぐらいでなければ出てこられない。それはそうです。幅員が、道幅が4メートル何がしのところへ、対面交通でどんどん入ってくるんですから。大きいのが入れば、もうそのまま。

これは、打開策としては一方通行がいいわけでございますが、ただ、私がお聞きしているのは、県道、あれは釜無川駒ヶ岳線というんでしょうか、これがいつから工事が始まって、いつごろどこまで完成するといえますか、そういった具体的な打開策があったら、お聞きしたいと思えます。

以上で、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。



○市長（白倉政司君）

21番、鈴木孝男議員のご質問にお答えいたします。

最初に、自主財源の確保に河川の活路についてであります。

河川を借り受けて、釣り堀等を行うにあたっては、当該市町村と漁業組合の両者が協議により、合意形成した上で、河川管理者に同意を求めなければなりません。1級河川の貸借により、釣り堀経営を行っている実例については、県内では高根町の川俣川、小菅村の小菅川、南アルプス市の御庵沢川の3カ所があります。

議員のご提言は河川を長距離にわたり借り受け、釣り堀形態でなく、漁業組合から漁業権を借り受けて、釣り券を販売し、一般客に釣りを楽しんでもらい、その売り上げを市の自主財源にするということでもあります。

県の所管課に確認したところ、このようなケースは県内には実例がないが、釣り堀形態と同じ手続きをふみ、同意を得ることにより、可能であるとのことでもあります。

しかしながら、漁業権の借り受けにかかる費用、魚の放流にかかる費用および販売する人件費等の支出に対して、釣り券収入がどのくらい見込めるのかわかりませんので、研究をさせていただきたいと思っております。

四角四面で言えば、そういうことですが、私も漁業組合長をやっていたから、よく分かるのでありますけれども、なかなかこれによって、市の自主財源とか、あるいは大武川といわず、なるほどという河川収入になるのは大変であることは確かであります。

次に、市の松くい虫対策についてであります。

市道沿いの枯れた松については、民有地であれば、基本的には所有者が管理しなければなりません。松くい虫防除対策事業の補助対策地域内かつ所有者の承諾が得られれば、予算に限りはありますが、緊急箇所から随時実施することは可能であります。

しかしながら、地域から松くい虫の処理要望を受けましても、森林所有者の中には不在地主が多く、承諾を得るのに困難な状況も多くあります。また、国は松くい虫防除対策の1つの方法として、樹種転換事業を推進しています。この事業は所有者からの申請により、一定要求を満たす中で、県が事業主体となり、林業公社、あるいは森林組合等に委託して、実施するものであり、補助率は国が50%、県が20%、所有者が30%を負担するものであります。市といたしまして、所有者の樹種転換事業への取り組みに対し、助成措置を検討してまいりたいと思っております。

さっき、岡野議員と鈴木議員も、いろんな意味で樹種選定のあり方について、ご指摘があったわけでありまして、この樹種の選定は確かに難しい話だと思っております。広葉樹がいいのか、針葉樹がいいのか。私どもからすれば、この木造建築を愛する日本人からすれば、ときに一昔、二昔前はヒノキがよい、あるいはまたスギがよい、こんな時代もあったことは確かであります。

樹種の選定も時代とともに変化することは確かでありまして、今流で言うならば、複層林が求められているのかもしれない。このへんも環境を含めて、検討してまいりたいと思っております。

次に、真原地区の桜の時期の渋滞緩和についてであります。

武川町においては、桜の開花時期は山高の神代桜、真原の桜並木にと、桜を見に訪れる人々で賑わっています。

一方、一時的ではありますが、道路上の混雑を招いていることも確かであります。真原地区

においては臨時的に駐車場を設けて、渋滞緩和を図っていますが、地区内道路は狭く、花見客が道路を通行すると、車の相互通行に支障となり、渋滞を招いているのが現状でありますので、地元の皆さんの日常生活に影響を及ぼさないよう、地元の皆さんと相談しながら、対応策を検討してまいりたいと思います。

なお、当地区には広域農道も完成していますので、県は本年度、この広域農道沿いに農村景観形成事業で駐車場を備えた憩いの場を設置することとしております。この駐車場が完成しますと、地域内に進入する車も減り、交通緩和のいささかでも緩和が図れるものと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

21番議員、再質問はございますか。

鈴木孝男君。

○21番議員（鈴木孝男君）

その樹種転換が、複層林を認めてくれればいいんですよ。例えば桜の木を植えてくれたり、栗の木を植えてくれたり、クヌギがあったり、そしてヒノキだったり、そういった複層林を認めてくれるのはいいんですよ。そうではないから、これは樹種転換事業は無理だと言っているんです。これは市長が、そのへんをよく確認してもらって。だけど、実際、そういう山を求めるべきですよ。里山の山というのは、ヒノキが1種類、スギが1種類なんていうのは、見ても気持ち悪いではないですか。それこそ花粉症になるくらいのことです。そういった点について、ぜひ市長の前向きな答弁をお願いいたしまして、結構です、要望とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

21番議員、要望ということでよろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで21番、鈴木孝男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時30分に再開いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

22番、細田哲郎君。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

22番、細田哲郎です。

市長ならびに教育長に、2点についてお尋ねいたします。

最初の1問は地域ブランドの育成について。

現在、農業をとりまく環境は厳しい状況の中、各地域においては地域産業の活性化のために、地域ブランドづくりに取り組み、地域の特色を生かした総合的な産業政策を自らの創意工夫を重ね、積極的に推進しております。地域ブランドは、今後の市場経済にあって、極めて重要な戦略であります。

特に、ここ平成の大合併によって、地域ブランドが見直されつつある状況下で、北杜市の誕生は地域のブランドづくりにとって、千載一遇のチャンスであります。本市の基幹産業である農業政策にあって、農産物や加工品のブランド力を高め、消費者のより高い評価を継続的に維持するためには、どのような付加価値をつけるか。また、いかにたくさん収穫するのかではなく、消費者が買いたいと求められるような作物をいかに作るか、視点を変える大きな分岐点であると思います。

このチャンスを逃さず、経済活性化に結びつけるよう、地域内の関係者がより協力して、統一かつ具体的な方向性を明確にする必要があります。そのためには経済産業省における地域ブランドアドバイザーフォーラム事業を活用するなど、市当局が率先して地域の实情に合わせた新たなブランドづくりの取り組みが必要であり、地域関係者、団体などと連携し、強力で推進することが重要と考えます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

1つ、新北杜市建設計画で豊かな自然に配慮した、環境保全型農業の推進によるブランド農業の確立が農業振興主要施策に盛り込まれておりますが、その具体的な施策と事業計画について、お伺いいたします。

1つ、現状における地域ブランドの育成と地域の特徴を生かし、隠れた宝を発掘するなど、新たな地域ブランド化と、その魅力を高めて地域経済の活性化につながる市場への道筋をどのような方向で構築し、支援していくのかお伺いいたします。

1つ、地域ブランドイメージを向上させる戦略も、成功させるには大事な条件であります。新鮮なイメージをどのように情報発信させていくのか、併せて施策をお伺いいたします。

次にボランティア活動支援の推進についてであります。ボランティア活動は高齢者や障害者など、福祉関係はもとより文化、教育、環境など多様化する現在の地域社会にあって、必要不可欠な事業であり、他人や社会に貢献できる実践的な活動であります。

その活動は、生徒も社会人も誰でもが気楽に参加することができます。特に青少年の奉仕活動、体験活動などは人々とのふれあいや他人を思いやる心、困難に挑戦しゆく忍耐力など、共に生きる共助の精神を育て、次世代の担い手となる意義あるものと考えます。

また、高齢者にとっては、定年を契機として、蓄積された知識や技術を生かして、自己の充実感を図り、円熟した人生と新たな生きがいを見つけるなど、自らを啓発するための原動力でもあります。

かねてから社会福祉分野を中心に、ボランティア活動の推進を支えてきた社会福祉協議会は、より一層、その役割も大きく、さらなる支援の拡大が期待されております。また、現在は活動も広範な分野に広がり、多くのボランティア活動の登場が待たれている中、参加活動を推進する重要な役割を市当局は担っているとともに、さまざまな受け手の期待も大きいと考えます。

そのような現状にあって、市民に最も身近でさまざまな情報の把握と提供ができる立場の市当局のきめ細かな支援策の推進が不可欠であります。

現在、各総合支所で地域ごとに推進しているボランティア活動を基調に、従来の考え方にと

られることなく、自由な発想やアイデアを大切にしながら、方法や仕組みを考え、地域の活力をつくり出していくことが重要だと考えております。参加してみたいが、活動が見当たらないなどの声が多く聞こえます。ボランティア参加活動を積極的に支援して、その効果を高め、人々との協調の環境をより強固に、本市のボランティア活動の育成充実を図ることが大切であると思います。

以上の観点から、本町においては総合的に支援するセンターを設置して、市民からの相談窓口や活動の環境および拠点整備等の推進をすべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

また、学校等の教育関係においても、活動等への理解と参加を促進するために、さらなる体験実習教育の取り組みを推進すべきだと思いますが、教育長の所見をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

22番、細田哲郎議員のご質問にお答えいたします。

まず地域ブランドの育成について、いくつか質問をいただいております。

1点目は、環境保全型農業の推進によるブランド農業の確立についてであります。

地球環境の保全に関する問題が新聞に掲載されない日は、ほとんどありません。これは国民全体が関心を持ち、また危機感を感じている証拠だと思います。農業においても同様のことが言え、安全で安心な農畜産物の供給が消費者から求められています。

市におきましては、現在、農林水産省ガイドラインに基づく特別栽培農産物認証制度による認証取得のため、県農業改良普及センターやJA梨北と密接な連携を図りながら、準備を進めております。現在の状況は来年、1月の作付け農作物から、水稻、大豆、トマト、きゅうり、ナス、スイートコーン等、17品目について取り組める予定であります。

2点目は、地域ブランド化等についてであります。

簡単に地域ブランドといっても、名ばかりであるもの、名はなくとも本物であるもの等、いろいろありますが、市では本物であり、売れるもので、かつ北杜市として誇れるブランドを創設したいと考えております。

そこで、まず第1に1,700ヘクタールに及ぶ作付けられている米をブランド化しなければならぬと考えております。すでに、武川米はそうでありましょう。平成20年から、米の管理が行政から民間へと移り変わります。これに備えて、北杜ブランドによる売れる米作りのための支援策を地域の実情を見据えながら、講じていく考えであります。

第2に各地域で、すでにブランド化された農産物として、武川米、花豆、ブルーベリー、大根、長いも等がありますが、これらについて、さらにイメージアップさせ、市場展開してまいりたいと考えております。

また、市場に対抗でき得る生産量を確保しなければなりませんので、その支援策とし、米の生産調整に伴う産地づくり交付金を活用し、地域ブランド作物に対して、助成措置を講じてまいりたいとも考えております。

3点目として、ブランドイメージの情報発信についてであります。

情報は行動を起こし、行動は経済を派生させるといいます。地域ブランドの創設と併せ、北杜市の農産物、農業、農村のよさや豊かさをPRしていくことが必要であります。

また、情報発信策としては地産地消関連施設におけるケース、パンフレットの陳列を徹底するとともに、市のホームページや観光宣伝活動なども通じ、積極的にPRしてまいりたいと考えております。

次に、ボランティア活動支援策の推進についてであります。

まず、各総合支所で推進しているボランティア活動を本庁で総合的に支援するためのセンター、窓口とも申しましょうか、その設置についてであります。

これから地域間競争が激しくなり、地域力を高めるためには、行政の推進とともに、市民活動、奉仕活動にもお願いすることが考えられます。組織団体にボランティア活動をお願いすることが多いことから、活動の内容により、それぞれの担当部署で対応していく考えであります。総合的な支援窓口を総務部地域創造課に設置し、推進していきたいと考えております。

次に市民からの相談窓口や活動拠点の整備についてであります。北杜市社会福祉協議会の中にはボランティアセンターがあり、専門の職員がボランティア活動に対する相談や紹介などを行っています。市といたしましても、この活動を支援するため、運営費の助成を行っているところであり、引き続き物心両面にわたり、北杜市社会福祉協議会を支援してまいります。

その他は教育長より、答弁をいたします。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

22番、細田哲郎議員の質問にお答えいたします。

学校等の教育機関における体験実習教育の取り組みの推進についてでございますが、北杜市の地はご案内のとおり、豊かな自然に囲まれ、また農林業を中心とした独自の生活圏を営み、多くの偉人を輩出してきた教育力の高い自然と文化の宝庫の地であります。

こうした環境の中で、北杜市では「原っぱ教育」を推進し、心豊かな人づくり、温かい心を持った人づくり、汗をかくことの尊さが分かる人づくり、清く、正しく、協調性のある人づくり、そして、たくましく思いやりのある人づくり、こうした「5つの柱」を掲げ、それぞれの取り組みを行っているところであります。また、こうした取り組みの中でボランティア活動も、その一環として推進をしております。

平成16年、17年度には過去の実績が認められまして、明野小学校と明野中学校がふれあい福祉ボランティア活動推進校に指定をされたところであります。明野小学校を例に取りますと、昨年は6月下旬に全学年の270名が明野町内、一斉清掃に参加し、7月、11月、2月に4年生と5年生の85名が福祉施設の訪問、6月中旬、3年生の27名が独居老人宅の除草作業、草取り作業です、こうしたボランティア活動の実績が、すでにご覧いただけます。本年度についても、同様にボランティア活動が計画されております。

もちろん、これは一部の例でありまして、市内の小中学校21校すべてがそれぞれ学校によって特色あるボランティア活動を実施しております。今後とも奉仕活動、体験実習活動は大変重要であります。すべての学校の教育活動に取り入れていくよう、指導をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

22番議員、再質問はございますか。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

前向きな答弁、ありがとうございます。

しっかりブランド製品に関しても、非常に大事な時期になっておりますので、地道に一つひとつをしっかりと積み上げていくことが大事ではないかと思えます。

そこで、地域ブランドを通じて、地域の活性化を図る要素として、私がちょっと感じる点なんです。今、市長もご答弁いただきましたように、生産でも確かに必要な部分もあると思えますが、その効率化ばかりではなくて、地域の特性を生かした品質のよい農産物とか加工製品をどのように、またつくり上げていくかということも、他の地域との差別化という面で、非常に大事なことになってくるのかと思えます。

その1点と、インターネット情報で先ほど、ホームページでも情報発信をしていくというようなご答弁でしたんですが、ブランド化したものに対して、しっかりホームページに掲載して、情報発信していくことも大事ではないかということをおもいます。

3つ目として、一番大事なことは、直売体制の確立。これはやっぱり、私たちが過去7回の、川崎市民祭へ参加させていただいておりますけど、本当に最初の1年、2年ぐらいの間は、白州の米を持参しました。右、新潟の米、左は秋田小町、真ん中にテントで白州米というのはなんですかというようなことで、非常に1年、2年は正直言って、1つも売れませんでした。

ところが、一合マスを持って行って、1杯でも2杯でも100円で大盛りであげますからと、まず食べてみてくださいということで、ご提供したことによって、非常に今ですと、黙っていても、白州の米はおいしいと言って、本当に固定客があえて得ることなく、求めてくるというような状況になりました。

そういう意味からでも、本当にこれから、生産者、即消費者に直結したような体制の確立をぜひ検討していただきたいということが、あと1点、また市長のほうからご答弁をいただければ、ありがたいと思えます。

あと、教育長のほうですけど、再質問ということではなくて、本当にこれから、子どもたちの成長のために、やっぱり現場でしっかり大衆、奉仕活動をするというのは、素晴らしく成長の一端になると思えますので、強力な推進をよろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

今、細田議員の再質問を聞きながらも、つくづくそう思ったのでありますけども、いろいろな意味で生産から販売、ときに消費まで、いろいろ、私たちのふるさとの力でやらなければならないというようなことを思いました。そういう意味からすれば、先ほど来のご質問のような地産地消、道の駅の活用、あるいはまた品種の改良をしたり、無農薬を求める時代ですので、

病気に強い品種を求めるとか情報発信とかというお話を聞いたわけでありまして、文字どおり、そんな対応を北杜市もしてまいりたいと思います。

併せて、すべてのことがそうであるがごとく、地方主権の時代、地方分権の時代に過去もそうであります。今から、なおそうであるかもしれません。私たちのふるさと、私たちの力でつくっていくと、そんな時代だと思いますので、市民のご協力もいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

私ども学校教育の中で、青少年を取り巻く環境は非常に厳しいときでございます。一生懸命、心豊かな、そして汗をかくことの尊さ、そうしたものを身で感じる、強く生きる子どもの教育に、一生懸命、これからも努力をしていきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

22番議員、まだ質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで22番、細田哲郎議員の一般質問を終わります。

次に15番議員、浅川富士夫君。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

15番、浅川富士夫でございます。

次の2点について、お伺いたします。

はじめに学校教育について、教育長にご答弁をお願いします。

2点目のペイオフ対応については、収入役にご答弁をお願いします。

まず、学校教育についてでございますが、白倉市長の提唱する7つの杜づくりの第1に、教育力を掲げております。教育費に対する予算付けは14.4%と高い比率であり、市長がいかに21世紀を担う子どもたちを名実ともにたくましく、心豊かに育てない意気込みが伺えます。また、教育姿勢に対して、深く敬意を表するものでございます。

学校教育の中で、詰め込み教育、校内暴力やいじめ、不登校の増加等、あるいはまた殺傷事件等、これらの対応策として、ゆとりの教育は完全学校週5日制の実施に伴い、授業時間数、あるいはまた教科内容の削減の中で、自ら学び、考える、いわゆる生きる力を身に付けるための総合学習を新設しました。

平成14年度から実施されてきましたが、学力低下の批判を受けて、この方針を徐々に修正してきました。昨年12月のOECDの、いわゆる経済協力開発機構の国際学力調査の結果、日本でのゆとり教育を3年間受けてきました、15歳の生徒たちの学力低下が判明いたしました。このことから、文部科学省は一気に学習指導要領全般の見直しに着手し、総合学習の時間を減らし、教科時間を増やす方向で現在、検討を進めていると聞いております。

矢継ぎ早に変更される朝令暮改的な教育行政に、教育現場は戸惑い大きいものがあると思

います。

このような現状の中で、北杜市の教育をどのように進めていくか。次の点について、教育長にお伺いいたします。

北杜市の小中学校の学力の実態は全国、あるいは県と比較して、どんなレベルにあるか、お伺いします。

2点目といたしまして、ゆとり教育、北杜市においては「原っぱ教育」でございますが、基礎学習の向上と両立させる、特徴ある具体的な施策について、お伺いします。

3点目でございますが、教職員の資質向上に対しては、県も資質向上推進費として、研修等に補助するため、1億800万円もの予算を計上しているところでございますが、教師の向上心、あるいは競争心の喚起のために、先生同士および外部に対して授業の公開を積極的に取り入れる考えについて、所見をお願いします。

4点目でございますが、教師の免許更新制が現在、叫ばれている中で、教職員の能力評価を外部の有識者も加えて評価し、またそれに連動した報酬等の仕組みづくりが大切かと思いますが、これらの所見について、お伺いいたします。

5点目でございますが、県の本年度の事業の中に「学びの意欲向上推進事業」がございます。北杜市の小中学校の指定校はどこか、またどのような、今後これらを活用していくのか、お伺いいたします。

次にペイオフ対応について、お伺いいたします。

日本では過去に一度もペイオフ、いわゆる精算でございますが、発動されたことはございません。パブル崩壊後に金融機関が抱える不良債権問題が深刻化し、政府は預金を完全保護する特例処置といたしまして、ペイオフが凍結されてきました。

平成14年4月から、定期預金一部の金融債などがペイオフを一部解禁されました。本年4月よりご承知のとおり、普通預金等を含めて、全面解禁となり、金融機関が破綻したときには、原則的にはペイオフが発動されると、このように聞き及んでおります。

こうした状況の中で、北杜市の公金預金の安全確保は重要な業務の1つであると思えます。その対応は万全であるのか、次の4点について、収入役にお伺いいたします。

1つといたしまして、取り扱い金融機関の選定基準はどのようになっておるのか。また、金融機関の店舗数、あるいは店舗名をご回答していただけたらと思えます。また、取り扱い金融機関の健全性はどのように調査してあるか、お伺いいたします。

4点目といたしまして、全額補償される決済預金の活用状況について、お伺いいたします。

以上2項目、9点について、よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

15番、浅川富士夫議員の質問にお答えいたします。

学校教育について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に北杜市の小中学校の学力実態は、どのレベルにあるかについてであります。今、子どもたちが生きていく、この時代は科学技術の進歩により、情報化、国際化が急速に進んでおります。先行き不透明な変化の激しい社会であります。将来、どのように社会が変化しよう



とも、自ら主体的に判断し、たくましく生きる力を育てていくことは学校教育、そして家庭教育、社会教育の目標であります。

この生きる力のもととなるのは基礎学力であり、基礎学力を身につけさせることで、児童生徒が自信を持ち、将来に夢や希望を抱き、いろいろな困難に挑戦していく、自ら学ぶ意欲だろうと考えております。

平成16年には全国の抽出された小学校5年生から、中学3年生の各学年を対象に実施されました民間によりますペーパーテストの国際学力調査によりますと、小学校、中学校とも前回の調査時点、平成13年の結果を上回る傾向であるという報告を受けております。北杜市の小中学校も全国レベルであると信じております。

次に、ゆとり教育と基礎学習の向上を両立させる施策はについてであります。平成14年度より新学習指導要領が導入されました。新学習指導要領の狙いは、ゆとりの中で特色ある教育を展開し、生きる力を育成するというものであります。

言い換えますと、完全学校週5日制のもと、特色ある学習活動を展開し、児童生徒一人ひとりに基礎、基本を確実に身につけさせながら、自ら学び、自ら考える力を育てる教育が求められております。

教育委員会では、新学習指導要領に示された基礎的、基本的な内容をふまえ、児童生徒の実態に応じ、継続性を重視した学習計画、効果的な授業を実践することにより、生まれたゆとりの時間を総合的な学習の時間や少人数学級の指導にあて、生きる力の育成を図るべく、教育施策を展開しております。

次に、教職員の資質向上と外部に対しての授業の公開を積極的に取り入れる考えはについてであります。

北杜市の小中学校では教員の教科指導力を高めるため、校長や教頭により授業観察と授業指導を行うとともに、教員自らが授業改善に取り組み、資質向上を目指しております。また、学校運営等の改善を図り、各学校が校長のリーダーシップのもと、教職員が一致協力して、自らの資質向上や外部に対して授業の公開を積極的に取り入れる体制づくりを推進しております。

中央教育審議会では、学校は家庭や地域社会とともに児童生徒を育てていくという答申をしております。北杜市については、各小中学校において、家庭や地域と連携を深め、教育活動の充実を図りながら、開かれた学校づくりを進めるために、保護者のみならず、地域の皆さまに参加を呼びかけ、学校開放に積極的に取り組んでいるところであります。また、市内の教職員の研究会組織の立ち上げも支援をしていきたいと思っております。

次に、教職員の能力評価についてであります。

現在、山梨県教育委員会では教員の評価制度について、研究会を設立し、県レベルで検討しております。今年度中に試行案を策定し、県下の数校を各教育事務所単位だということを聞いております。数校を試行校に指定して、その結果をふまえて改善すべきところは改善を加え、来年度、18年度から本格的実施に移行する考えとのことあります。

したがって、北杜市といたしましては、県の動向を見据えた中で、県教育委員会の指導、助言をいただきながら、検討していきたいと考えております。

次に、学びの意欲向上推進事業の指定校についてであります。

山梨県教育委員会では基礎学力向上山梨プラン推進事業の成果を生かし、学びの意欲の向上を図るために、創意工夫された学習指導や適切な評価の研究を行い、その成果を県下の学校に

普及、啓発し、山梨全体の学力向上を図ることを目的として峡北管内で、平成17年度高根中学校および武川小学校の2校が推進校として指定を受けました。

北杜市教育委員会では、基礎学力向上山梨プランの成果を生かした学習指導の工夫や狙いの明確な事業づくり、学習指導の手引き書の確認など、目標に準拠した評価のあり方を研究し、公開授業や研究発表会等を行い、その成果を普及、啓発してまいります。

いずれにいたしましても、学習意欲を見につけさせることが大切だと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

収入役。

○収入役（小澤壯一君）

次に15番、浅川富士夫議員さんの第2点目のご質問であります、ペイオフ対応についてお答えを申し上げたいと思います。

本年4月からペイオフが全面解禁され、決済用預金を除く預金につきましては、一金融機関の金額が元本1千万円までと、その利息しか保護されないこととなったところであります。

第1点のご質問であります、取り扱い金融機関の選定基準についてでございます。

現在のところ、特に明文化はしてございませんが、経営の健全性、安全性を表する重要な指標であります自己資本比率が国際統一基準では8%、国内基準では4%以上を維持することが義務付けられておりますので、これらを当然、クリアしていることが基準となっております。

それから、第2点目の取り扱い金融機関の店舗名であります。

現在、北杜市の指定金融機関となっております山梨中央銀行、それから収納代理機関、金融機関であります甲府信用金庫、山梨信用金庫、それから山梨県民信用組合および梨北農業協同組合の5金融機関でございます。これらは多くの皆さまから利用され、地域に密着している金融機関でございます。

また、第3点目の取り扱い金融機関の健全性でございます。これにつきましては、県下の市町村で調査依頼をしております、調査機関が発行をしております金融機関経営状況把握調査書等によりまして、判断をしているところでありますが、いずれの金融機関とも自己資本比率が基準以上を上回っており、健全性、安全性もあり、経営が安定していると判断されているところであります。

また、第4点目の決済用預金の活用状況でございます。

現時点では、この決済用預金は活用しておりません。ご存じのとおり、決済用預金は万が一、金融機関が破綻した場合には、全額保護される預金でございます。預金利子でありますけれども、そのほかの預金については、先ほど申し上げたように、利息はつきます。決済用預金につきましては、元本は補償されますけれども、利息は1銭もつかない。そういう預金でございます。

しかし、低金利の現況下ではありますけれども、市民の大切な公金でございます。効率化と安全性を眺めながら、今資金運用をしているところでありますが、各金融機関への基金積み立てを含めた預貯金と、それから市債の借入金とのバランスとみながら、さらには今後における社会情勢や経済の動向を見極めながら、町内の北杜市ペイオフ問題調査研究会等で十分検討をしながら、預金の種類等につきまして、対処していきたいと考えておるところでございます。

簡単でございますけれども、ご答弁にさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

15番議員、再質問はございますか。

浅川富士夫君。

○15番議員（浅川富士夫君）

再質問させていただきます。

はじめに教育関係でございますが、基本的な事項にふれるものでありますので、市長にご答弁願えればと思います。

山本知事が掲げる、輝き30プランの一環の制度であります低学年の一部について、アクティブ加配による教育、あるいはまた旧町村の中で負担による非常勤講師による少人数教育等が非常にきめの細かい教育であり、成果が挙がっていると聞いております。

すでに、全国でも少人数学級については採用しているところがありますが、市の財政の中で、小中学校の省員数学級、30人学級でございますが、取り組みがぜひとも必要な時期にきているのではなかろうかと、こんなふうに考えます。

また、これに必要な先生の確保、あるいはまた、市の職員が学校現場へ支援するというような先進的な取り組みをしているところもあるようでございます。このへんについて、市長のお考えをお伺いいたします。

もう1点でございますが、ペイオフのほうにつきましてでございますが、先ほどの話の中で健全性の評価について、自己資本比率、特に国債業務を扱っている金融機関、あるいは国内業務を扱っている金融機関ということで、おのおの8%、4%以上の資本比率を持っていることが安全だというお話もございました。

そのほかに、取引銀行の5社でございますが、我々の身近な銀行でありまして、我々も少なからずとも利用しているところでございますが、必ずしも、この金融機関が絶対に安全だということには、ならないと思います。そんな中で、さらに不良債権の比率についてはどうかとか、あるいは収益力、体力等についても、一つ把握をするよう努めていっていただきたいと、こんなふうに考えております。

はじめに戻りまして、学校教育についてのご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員のご指摘もよく分かります。少人数教育の意義も承知しておるつもりでありますし、基本的には北杜の場合は、言葉は悪いですけど、少子化もありまして、30人以下のほうが多いはずであります。さらに少子化が進むと、言葉は悪いけど、黙っていても30人以下になってしまうということでもあります。ただ、数が少なければいいということではなくて、集団教育の意義も、またあるはずであります。そのへんのバランスが非常に難しいところだとは思っております。

国は、いろいろな意味で厳しいから、義務教育費の国庫負担も地方に押し付けるような改革を押し付けようとしているわけでありまして、先ほどご指摘の山本知事も義務教育は国家の責任だということでもあります。確かに、私ども地方で考えてみても、国の役割は外交と防衛と治安と、そしてなんと言っても教育だと思います。せめて、その義務教育ぐらいは、国庫負

担でやってほしいというのが、県の山本知事の考え方であり、私ども市町村長の立場であるはずであります。

話は戻しまして、できるだけ少人数教育ができ得るように頑張りたいと思いますし、北杜市は県の加配、教員の加配ですね、加配については手厚く配置していただいているはずであります。そんな制度も活用しながら、できるだけ、きめ細かい教育ができ得よう努力したいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

収入役。

○収入役（小澤壯一君）

再質問にお答えをいたします。

金融機関等の情報収集については、これからも一層、意を新たにしていきたいというふうに思います。

先ほど言われました不良債権の問題、それから収益性、それから、これからの成長性ですとか、あるいは経営能力、そういったものにつきましても、資料収集、情報の収集等をいたしまして、間違いのないように努めていきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

15番議員、まだ質問はございますか。

○15番議員（浅川富士夫君）

きめ細かい答弁、ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番、浅川富士夫議員の一般質問を終わります。

次に5番議員、五味良一君。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

5番、五味良一。

ISO14000、環境の取り組みについて。

今議会に一般質問の場を与えていただき、感謝いたします。

今回、私はISO14000について、質問をいたします。

今、地球を取り巻く環境問題が大きな問題となっております。ISO14000は環境に対する対応となっており、民間企業は多くの会社がすでに認定取得しており、県および市町村でも取得し、活動しております。

今度、小淵沢町が合併されますが、小淵沢町は平成12年2月23日にISO14000を認定取得し、3年に一度の継続審査をしてきましたが、今回の合併にあたり、継続審査を行わず、更新しないとのこと。せっかく認定取得したのに、もったいない気がいたします。北杜市として合併したのちも、生かしていただきたかったのにですが、継続審査を受けないということは、打ち切ったことになり、残念です。しかし、小淵沢町は認定を教訓に、自分たちででき

ることは一生懸命頑張ってやろうということで取り組んでおられます。

そこで、今回市長に伺います。

北杜市として、このようなISO14000の認定取得に向け、取り組んでいく考えがあるかどうか。また、ISO14000を認定取得しなくても、基準を作成し、目標を掲げ、達成に向け取り組んでいく予定があるかどうか。隣県の長野県伊那市のように、ISO14000を取得せず、市民全体で一生懸命、目標を持ち、真剣に取り組んでいる市もあります。またISO14000取得するのであれば、それなりに専門の分野を設け、職員も少なくとも3名ないし、4名は専門職が必要となってくるかと思います。市全体としても、本腰を入れ、取り組む覚悟が必要かと思います。

以上の点、市長の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

5番、五味良一議員のISO14000についてのご質問にお答えします。

地球温暖化、オゾン層の破壊、資源の枯渇など、私たちの暮らす地球はさまざまな打撃を受けており、地球環境を保全することは、世界共通の課題となっております。21世紀は環境の時代と言われる中で、大量生産大量消費大量廃棄を前提としたライフスタイルや社会構造を資源循環型に改め、資源エネルギーの節減と環境への負荷を最小限に抑制することが求められております。

このような状況の中で、地球環境保全のための活動に関する一定のルールが国際標準化機構、いわゆるISOによって、世界共通の企画が設定され、環境、ISO14000シリーズとして位置付けられているところであります。

この環境に関する企画の中に、ISO14001、環境マネジメントシステムがあり、計画、実行、点検、見直しによって継続的に改善を図ることを基本として認証を受けることとされております。

現在、北杜市役所におきましても、昼休み休憩時間中の消灯をはじめとする節電、基準に適合した用紙類の調達やリサイクル、低公害車の導入のほか、廃食物油を利用したバイオディーゼル等、日常においても可能な限りの環境保全策を講じているところであります。

来年3月15日には小淵沢を加えた新北杜市が誕生することになりますので、組織や機構、人的体制なども見極めながら、環境行政全般の中で事業所としての北杜市役所における取り組みを検討してまいりたいと考えておるところであります。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、再質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

今、検討されるということを言われましたが、そのISOを、私が聞いたかったのは、取得

する予定があるかどうか。そのへんをもう一度、市長に。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど、ご指摘の中に小淵沢町が先進的というお話もあったわけでありますけども、私どもとしては、ISOの取得に向かって検討してまいりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、まだ質問はございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

取得に向かって、検討していくということで、そうなると、また取得に向かっても、お金のほうもだいぶ、かかることですし、また、それをとって、維持管理していくのも、また、大変お金のかかることですので、またそれによって、先ほど私が言ったように、3名、4名の専属の職員が必要かということになりますので、そのへんもまた、慎重に検討した上で、進めていきたいきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番、五味良一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月22日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時27分

平成 1 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 2 日

## 1. 議事日程

平成17年第2回北杜市議会定例会（4日目）

平成17年6月22日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 日程第1 一般質問

- 20番 内田俊彦君
- 19番 保坂多枝子君
- 25番 中村隆一君
- 3番 篠原眞清君
- 28番 小林忠雄君
- 11番 小尾直知君
- 4番 千野秀一君

（常任委員会審査報告）



2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員

12番 日向 万仁

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和



再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしく願いを申し上げまして、あいさつといたします。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

12番議員、日向万仁君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨、届け出がありました。

本日の一般質問は7人の議員が市政について、質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問でございますが、昨日に引き続き、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

20番、内田俊彦でございます。

議長より、一般質問を許されましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は今回、指定管理者制度導入について、1項目、8点ほど質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

指定管理者制度は平成15年9月から施行され、3年後の18年9月までに各自治体は導入の選択を迫られているところであります。

細かい制度の内容は、3月定例議会でも小尾議員が質問いたしましたので、省かせていただきますが、公共施設の有効利用、住民サービスの向上、管理費の軽減を考えると、その必要性和、また導入に伴い、短期間の間に北杜市の市民、各関係機関、各諸団体への周知徹底が必要となるところであります。

3月定例議会の市長の答弁では、北杜市全体で公共施設は273施設、各施設ごとに検討を行い、行財政改革の中で検討してまいりますと、市長は述べられました。

273施設の中には、現在、充実している施設、まだ成果を判断するには、時期的に早いものや、いろいろな問題が山積していると思います。

また、臨時職員の雇用の問題など、一つひとつの施設で、管理する側、また利用する側の現場の声を聞き入れ、検討していく必要があると思います。

さて、それでは8点ほど質問させていただきますが、昨日の答弁の中で、導入の年月日が示されましたが、この導入する場合におきまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目ですが、これは導入目標年月日とありますが、これは併せて、タイムスケジュールも併せて質問させていただきます。

2番目としまして、公共施設を民間や、またNPO、各ボランティア団体等に指定管理して

いただくわけなんです、その場合、財政負担がどのくらい軽減されるか。この目標金額を教えてください。

また、この施設の導入目標をいくつに掲げるかを質問いたします。

また、行財政アクションプランに、これが盛り込まれるかということをお聞きさせていただきます。これは短期間ということですので、計画の中途に、それが終わるのではないかとというようなことも考えられますので、質問させていただきます。

続きまして、行政改革推進本部が推進するのか。

次といたしまして、これは大変、難しい問題なんです、民間事業者指定管理する場合があります、これは公募選定というのが、普通の方法であると思いますが、仮にかなり実は、その場所がその施設が収益があがる場合などについては、たくさんの民間が参入したい場合もあるかと思いますが、その場合、審議会等で行うのか。いろいろと方法を、今から考えるとこうだと思います、入札をするのか。その場合の公募の方法はどうかということをお聞きいたします。

次に、施設の使用目的によっては当然ですが、地域の要望もたくさん反映していかなければならないと思います。指定管理者の選定および公募について、行政改革推進委員会が審議を行うのか。また、選定において、選定審議会なるものを県ではつくったようですが、そういったものをつくるのか、お伺いいたします。

一番最後ですが、この指定管理者制度を導入した場合ですが、うまく運営がいけばいいわけですが、住民サービスの低下が見られたり、また施設管理がうまくいってなかったりということが、顕著に表れた場合は、どのような対応が考えられるか、お伺いいたします。

期間を限定していくとか、いろんな部分の中で、県のほうでは導入に伴いまして、考えているようですが、それについても質問いたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

20番、内田俊彦議員のご質問にお答えいたします。

指定管理者制度導入についてであります、地方自治法が改正されたことにより、来年8月31日現在の公の施設につきましては、直営にするか、指定管理者へ移行させるか。見直しを行うこととなりました。指定管理者制度導入の基本的スケジュールであります、平成18年4月から導入を予定しております。この指定管理者に関しては、北杜市行政改革アクションプランの中に盛り込み、行政改革推進本部がそれぞれの施設ごとに細かく検討する中で、推進してまいります。

次に指定管理者の選定等については、行政改革推進委員会とは別に、選定組織を設置することとしております。具体的には、制度導入施設の検討を、本年の8月末をめどに行い、9月の定例議会において、該当施設の設置管理条例の見直しを予定しております。

10月から11月にかけて、指定管理者の公募、選考等を行い、12月の定例議会において管理者の指定についての議決を得られるよう、計画をしています。来年1月以降、協定書の締結を行い、4月から指定管理の開始を予定しております。

募集の方法についてであります。原則として、公募によるものとし、広報ほくと、北杜市ホームページ等を活用することにより、広く募集するものとします。

なお、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できると判断するときは、公募によらず、指定管理者の選定を行うことができるものであります。

また、導入により、住民サービスの低下が顕著に表れた場合においては、指定管理者に適切な指示等を行うとともに、従わないときは、その指定を取り消し、または期間を定めて、管理の業務の全部、または一部の停止を命ずることとなります。

また、削減される財政負担の金額および施設数については、該当施設が確定していないことから、現時点では明確な回答ができませんが、ご了承いただきたいと思います。

先ほど、ご質問を聞いていまして、いくつか具体的に及んでいますので、答弁にいささか不足の件がありましようが、内田議員の思いを思いとしながら、指定管理者制度の導入を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

市長の答弁が終わりました。

20番議員、再質問はございますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問させていただきます。

また、これから検討する部分があるということで、施設の数とか金額については、これからということではありますが、それでは、それをいつまでに、これはかなり、早急に急がないと、議会の議決もあります。また、公募の期間もあります。また、それも検討しなければならないという部分もあります。ですから、やはり、これはどちらかということ、今までの行政の立場ではなかなか難しい制度なのかもしれません。どちらかということ、民間の方のほうが経営の状況、また、そのプラン、計画の作成というのは予算があって、それを執行する行政と、その予算をいろいろな面から、銀行やら何から融資をされて頑張る民間とでは、おのずと考え方は違うとは思いますが、これについては、いつくらいまで、金額は当然出ないですけども、どのくらいまでを目標に、施設を検討していくかという期間を、ひとつ教えていただきたいと思います。

また、一般質問の冒頭でも述べましたが、どうしても、公共施設には臨時職員の方が、結構いるところもあります。また、その臨時職員も当然、その中で生計を立てながら、生活をされている方も多く、当然いるわけですし、そういった方への対応もひとつ、考えなければいけないのではないかなと思っております。

それは民間との契約の中で考える部分もありますが、ここで市長のお考えを伺いたしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

内田議員もご指摘のとおり、合併した新北杜市には273前後の施設、公共用施設があることは確かであります。私もいつも申すのでありますけども、それぞれ7つの町村のときには、それなりの住民ニーズに応じて、その公なる施設、公の施設が今日を迎えたことは確かでありますけども、合併した北杜市という、ものさしなりスパンで見ると、いろんな意味で公共施設の重なるもの、露骨に言えば無駄なもの等々が見え隠れしていることは確かでありまして、4月1日から行革調整室なるものを組織の中に位置づけまして、今、この洗い直し、見直しを一生懸命しているところであります。それは決して、我が北杜市だけでなく、聞きようによっては日本中、その悩みに直面し、財政の建て直しをしなければ、先が見えてこないということが、今日本中に、また北杜市の課題であろうかと思うわけであります。

民にできなくて、なんで官にできないかというご意見もあろうかと思っておりますけども、これも現実的な話として、民のエネルギーには、なかなかサービス業はついていけないのも現実であります。そういう意味からすれば、指定管理者にすることによって、管理費の軽減やら、ときに利用者、市民のサービス向上にも期待しながら、指定管理者制度を踏み出そうとしているわけではありますが、基本的には来年の9月1日に間に合うように、8月末日までにはということ、先ほど答弁させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

併せて人事の問題についても、そのへんは並行して考えようと、この間、月曜日に本会議でも認めていただきました行財政改革推進のための本部、ならびに委員会で、このへんは積極的に詰めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

20番議員、まだ質問はございますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

大変、明確な答弁をありがとうございます。

質問にはなりません、どうかお金のない北杜市、そして自然があります。そして今、北杜市になって時間がない、お金と時間がない中で、行政も民間も、そしてここにいる議場のみんなも、地域づくり、北杜市づくりをしていかなければならないと思っております。そういった点で、今後一層、また短い期間をより有効に、少ないお金をより有効に執行されるように、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで20番、内田俊彦議員の一般質問を終わります。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

19番、保坂多枝子です。

議長の許可をいただきましたので、行政改革以下3点について、質問いたします。

政府の三位一体改革の推進策を受けて、北杜市においても行政調整室を設け、行政改革の一翼を担うこととなりました。

本年度は推進本部を設置し、行財政改革アクションプランを策定する旨、市長から方針が示されました。大変大事なことであり、ぜひとも進めていくべきものと思われま

す。90項目にも及ぶ協定項目が、合併協議会において検討され、新市北杜市が誕生したわけがありますが、この中には合併後に検討、調整課題として、先送りになっている案件もあり、市民は合併することにより、より豊かな行政サービスを期待しているところであります。

昨日、ある程度、具体的な内容が示されました。また、内田議員の質問の中にもありましたが、行政改革の重要性を市民に提示し、理解を深めることが肝要かと思われま

す。そこで、次の点について、市長に伺います。

1、プランは何年間を目標として、策定するのか。  
2、施設利用や活用度の基準設定、人事配置などの主観点や主項目についてのアウトラインは、どのように考えているか。

2点目として、国の文化財保護法の一部改正により、条例の改正も行われ、文化財保護審議員も任命されたところであります。この知識を知り、先人たちの培ってきた文化を発掘し、後世に残すことの意義には大きなものがあり、観光施策のひとつとしても、まちおこし事業としても、有効な手段であると考えま

す。このため調査、発掘、保存には専門の知識を持った多くの方々の知恵が必要と思われ、この方法如何によっては大きな成果が得られるものと思うところであります。

こうしたことから、この文化財審議員には、大きな期待を持つところでありますが、どのような立場で、どのような関わりを持っていくのか、お伺いいたします。  
3点目といたしまして、障害者施設の充実についてでございますが、介護保険支援費制度が導入され、老齢や障害を持つ人にとって、よりよい活用ができることが望まれるところであります。今、国の福祉政策は施設介護から地域へ、そしてまた家庭へと帰っていく方針を打ち出しております。

現在、ユニバーサルデザインの構想をもとに、公共施設、サイン計画、道路整備など、バリアフリーが進んで、高齢者や不自由を感じる人にとって、暮らしやすい環境づくりが行われつつあります。

しかしながら、設備の充実、本人や介護者、家族を含めてのメンタルケアなど、まだまだ多くの課題を抱えているところであります。

こうした現状の中、この峡北地区には重度の身体障害を持つ人の福祉施設がなく、若年層の身体障害については、家族の生涯をかけての介護となり、日常の不自由さに加え、保護者の高齢化や施設の空きを待つ人は300人とも言われ、多くの人が必要としております。

本北杜市としても、早急に検討していく必要があると考えま

すが、市長の所見を伺います。

○議長（清水壽昌君）  
答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えします。

まず、行政改革についてであります。



行財政改革アクションプランは、平成18年度から平成22年度までの5年計画で、行政改革の具体的な取り組みを策定するものであります。

次に主な観点、主な項目、アウトラインを占めすことについてであります。今後の行政改革推進本部や行政改革推進委員会等で検討、協議してまいります。改革の必要性、改革の基本理念が主な観点と考えます。

主な項目はキーワードとなる推進項目で、取り組み事項については、項目ごとに分かりやすくプランを策定する考えであります。また、行政改革を推進するにあたり、施設の利活用の状況等を十分に配慮し、進める考えであります。

次に、文化財保護についてであります。

本年4月の文化財保護法の一部改正に伴い、北杜市文化財保護条例も改正し、国、県と連携した条例の整備を行ったところであります。文化財は地域を知る上でかせないものであり、先人たちの培ってきた文化に触れ、後世に残すということは、大切だと思っております。現在、市内には193に及ぶ各種の指定文化財があります。また約800の遺跡が確認され、教育委員会では工事等の調整や発掘調査を行っております。特に明野町の梅ノ木遺跡は学術的価値の高いものとして、調査を継続しております。

今回、委嘱を申し上げた7人の文化財保護審議員は各地域の文化財に精通しており日ごろ、県の担当部局、文化財研究者など、多くの関係者との連携を図っております。

これらの者で構成される審議会は教育委員会の諮問機関として学校教育、社会教育、あるいは観光面なども視野に入れる中で、市民の文化の向上および発展に資するため、有形、無形の文化財や民俗文化財、天然記念物などの指定および解除、ならびにその保存活用に対する重要案件を調査・審議し、答申する役割を担っていただいております。

次に、障害者施設の充実についてであります。

身体障害者療護施設につきましては、県の新たな山梨障害者プランによりますと、県内では平成20年度末までに50床の療護施設の増床が必要となるとしております。この施設は県内では、現在6カ所開設されていますが、峡北地域にはありません。このため、民間事業者が峡北地域に療護施設の開設を国・県に申請しますと、経営審査等がありますが、有力候補になると思います。

旧長坂町では地域の要望をふまえ、身体障害者の療護施設建設を主目的に町有地を当時、社会福祉法人に無償貸付しております。市といたしましても、重度の身体障害者のためにも、ご家族のご負担軽減のためにも、この療護施設の建設を歓迎し、県とも相談しながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、再質問はございますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

3点ほど、質問させていただきます。

行革の点なんです。先ほど策定をしながら、検討をしながらというお話を伺いましたが、この基準というのが非常に大事になると思います。費用対効果のみでは図れないということが

ありまして、例えば生産性のあるもの、これは特に売り上げとか、そういうものが関係するという、そういう施設ですね。それから資料館とか図書館などの文化施設、そして温泉施設など住民サービスに関するものという部分の裏には、非常に大きなものがありまして、その部分をどんな基準というふうに考えていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

それから行政庁の所管が異なるために、事業内容が非常に重なっている場合があります。そして、現場では混乱を招く、そんなケースも見られますので、単一的に縦割りではなく、横の連携をとるようなことによって、財政面、そして経済面、能率などで効率化が図れるのではないかとこのように考えられます。

それから文化財審議員についてですが、行革の1つの方法として市民の参加づくり、市民参加のまちづくりという点で、専門分野で活躍なさっている方の知識をお借りして、単に諮問するというばかりではなくて、そういう方のノウハウを活用するような、積極的な参加、調査研究権などを与える方法をとってみたいと思います。

それから先ほど、福祉施設については、前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございます。先ほどおっしゃられたように、県内6カ所福祉施設がございます。

意を一緒に介する議員と県内の、その施設を視察してまいりましたが、常時介護を必要とする人の精神的・身体的なケアに加えまして、非常に北杜市出身の利用者がほかのところでも、そこを利用しているというふうな現状も見ました。家族が担う負担というのが非常に重く、待機者の増加、そして重度化というのも、非常に強く感じたところでございます。

今、財政の窮するところではあります。ぜひ前向きな検討の中で、早い対応をお願いしたいところでございます。

以上のことにつきまして、お願いをいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

行革に対して、深いご理解をいただいておりますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、行革推進室としても、私どもとしても、行革の基本的な基準というものを、今定めているところであります。近日、それが明確化されてくる予定であります。だからこの、ものさしが見えていないから、ストレートに言いにくいのでありますけれども、少なからず、費用対効果だけで、決断をするつもりもありません。

費用対効果の議論になってくると、どうしても、国で言う費用対効果で言うと、地方切り捨て、弱者切り捨て感が見えてきますので、北杜市として、一方的に費用対効果で今回の行革を推進するつもりはありません。ご理解をいただきたいと思っております。

文化財のほうについては、教育長のほうから答弁させていただきます。

引き続き、身体障害者の施設についてのご質問があったわけでありまして、私どもとしても、先ほど答弁しましたとおり、基本的には民間がやっていただける、このたびの施設については歓迎といいたいでしょうか、ありがたく思っているわけでありまして。これも率直に言って、相当、北杜市としての財政負担も並行して考えなければならぬことでもありますので、もう少し時間をかけて、県とも協議をしたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

文化財の審議委員会に対して、専門的などという再質問でございますけども、審議会はあくまでも諮問機関でございます。今、ご指摘のように、それぞれ文化財には民俗文化財、天然記念物、建造物、埋蔵文化財、いろいろ多種多様なものがございます。そうした中で、必要なときにつきましては、審議会の下部組織として、専門委員会を置くことができるように定義づけてございます。ですから、それぞれの部門の中で、必要な部分に応じては、それぞれの専門の精通者にご意見を委ねることが、十分でございます。そんなことで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、まだ質問はございますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

では、ちょっと、要望的な話になりますが、先ほどの縦割り行政という部分の弊害を除くために、できるだけ横の連携をとっていただくような姿勢をとっていただきたいということと、それから行革をふまえて、真に必要なもの、また統合して効果が上がるものということとを、しっかりと見極めていくということが、大切だと思われます。

健全な財政を保って、素晴らしい北杜市をつくっていただきたい。そんな願いで、再質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

次に25番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

25番、中村隆一です。

6月議会にあたり、一般質問をいたします。

私は、3月議会で批判しましたが、合併前のサービスは高いほうへの約束に反して、福祉サービスがいくつも廃止され、後退させられました。

そこで質問の第1は、新年度廃止された住民サービスの復活を求めることについてです。

合併前に明野、白州で行われていたヤクルト配達、武川での電話による「お元気ですか、体の具合はお変わりありませんか」と高齢者安否確認サービスが行われてきましたが、今年4月から財政難を理由に廃止されました。

高根町では、この5月の連休明けに82歳の一人暮らしの高齢者が死亡後、何日かしてから、異臭に気がついた新聞配達員によって発見されるという事例が発生しました。

北杜市には一人暮らしの高齢者が約2千人います。一人ひとりの名前と顔の分かる小さな自治体から、合併によって一人ひとりに目が行き届かないという不安が現実のものとなってしま

いました。

市民からは年寄りを対象にした詐欺事件も多発している中で、相談できる体制や顔見知りの人がいつも気にかけてくれるサービスは続けてほしいとの声が挙がっています。

市は、こうした事態と要望を真剣に受け止め、高齢者安否確認事業を復活させ、ヤクルト配達などの事業を全市に広げて行うべきと思いますが、市長の見解を求めます。

質問の第2は原油高騰に伴うハウス農家への、緊急支援の実施を求めることについてです。

昨年度から原油高騰によって、花卉栽培のハウス農家では重油だけで60万円から100万円の経費が増額し、新年度の種子確保もできないなどの事態が生まれ、深刻な経営危機に直面しています。旧高根町では米の減反の引き換えとして、花卉栽培農家を募集し、奨励してきた経過があります。

今度の事態にあたり、日本共産党北杜市委員会は花卉農家の皆さんと一緒に、6月6日に市当局に申し入れを行いました。

その折、実態調査を申し入れましたので、被害の実態調査の結果はどうなのか。報告をお願いいたします。

私は、この緊急事態を乗り越えられれば、花卉栽培は新しい地場産業に成長できると確信いたします。この緊急事態にハウス農家の暖房に使う重油代への補助や無利子融資をはじめ、国保税の減免措置などの経営安定支援を行うことを求めます。

市長の見解を求めます。

質問の第3は、介護保険障害者自立支援法の改正への、市の対応についてです。

特別養護老人ホームなどの施設入所者からホテルコストの名で、居住費、食費を全額徴収し、軽度者が利用する訪問介護サービスを制限する介護保険改悪法案が、16日の参議院厚生労働委員会で70人を超える傍聴者が詰め掛ける中、自民、公明、民主の賛成で可決されました。

介護保険改悪法案は、今年の10月から実施するとしています。今まであった食事代補助がなくなり、特別養護老人ホームなどの施設の入所者のほか、ショートステイ、デイサービスや通所リハビリでも、食事代を全額自己負担するというものです。跳ね上がった利用者負担が年金を超えるケースさえあることが、国会の論議で明らかになりました。

北杜市の在宅サービスのおよそ半数の軽度者、要支援者280人、要介護1は504人、これは3月現在の、全体の1,643人のうちの数です。この半数に及ぶ軽度者が、大きな影響を受けることになり、高齢者の不安が広がっています。

また、参議院で審議されている障害者自立支援法に対して、障害者家族から懸念の声が広がっています。障害者の福祉サービスの負担は、所得に応じた応能負担です。これをサービス料に応じた応益負担に変え、1割の定率負担や施設利用者の食事負担を導入する所得の低い人や障害の重い人を痛めつける、こんなやり方に批判が集まっています。これまでの障害者福祉施策を大きく転換し、障害者の負担を大幅に増やすものです。多くの障害者団体が、これでは暮らせないと法案の見直しを求めています。北杜市では、その対象者が約800人います。市として、個別に説明する機会を設けたり、利用料の減免や独自の施策をすべきと考えますが、どうですか。

また市長として、国に対して、2つの法案の撤回を強力に求めていくべきだと思います。市長の見解を求めます。

質問の第4は、個人住宅の耐震診断の周知と耐震工事への補助を求めることについてです。

5月19日に、山梨県の防災会議で報告された、9年ぶりの新しい東海地震の被害想定によると、予知できないまま、突発的に地震が発生した場合、県内の死者は最大で371人。ケガ人は6千人以上、建物の全半壊は3万7,800棟を超すと予想されています。地震の発生を防ぐことはできませんが、被害を少なくすることは可能であり、そこに自治体の果たす重要な役割があります。

旧武川村では、木造個人住宅の耐震診断が行われ、行政の補助のもと、個人負担なしで行われていました。本市でも、今年度は20戸の耐震診断を予定していますが、あまりにも少ないと思います。

住宅の耐震化を促進するため、市民に周知徹底するとともに、甲府市で実施しているように、耐震工事に補助を出すことを求めます。市長の見解を求めます。

質問の第5は、明野産廃処分場についてです。

山梨県の峡北地区最終処分場検討委員会は、5月25日、明野廃棄物最終処分場について、明野町小笠原と浅尾地区の3カ所を候補地としました。今後、県が候補地周辺で行う概況調査の結果をふまえて、1カ所に絞り、現計画地と比較した上で建設場所を最終決定するとされています。

今回、提示された新たな候補地、浅尾地区の、の場所はテーマパーク、光の楽園の跡地と、その隣接地で現計画地の代替水源池として、当初から考えられていて、地下150メートルから地下水を汲み上げていた場所です。またの小笠原地区の候補地の近くには、私たちの事前調査で分かったことですが、塩川から農業用水をひいて、旧双葉町へ抜ける暗渠が正楽寺川と交差しています。処分地の排水、滲出水や汚水が地下浸透して、この暗渠や正楽寺川に入る危険性も否定できません。また、正楽寺の集落から400メートルの距離です。

以上、見てきたとおり、3カ所に絞り、これまでの候補地も絞り込まれた、どの候補地も将来にわたる安全性の確保という点では、現計画地同様、不安材料が残され、適地とは言えない場所であると指摘せざるを得ません。

市長の見解を求めます。

さらに言えば、新たな候補地の選定は現計画地が駄目だから、現計画地は白紙に戻すことが必要である。市長は発想の展開をして、安全性を確保し、住民の理解が得られる処分場建設を目指すなら、明野ありきをまずやめて、葎崎、北巨摩を含めて、住民参加のもとで処分場問題を考えていくべきではないでしょうか。市長の見解を求めます。

質問の第6は、平和行政の推進についてです。

今年は戦後60年、被爆60年の年です。二度と、再び戦争はしない、広島、長崎を繰り返さない、教え子を再び戦場に送らない、それが戦後、日本の出発点です。しかし、この歴史的な年の国会で、狙われているのは、戦後の原点を根底から覆すこと。すなわち、アメリカの戦争に日本が参戦し、武力行使もできるようにするための憲法9条の改悪です。

憲法はアジアで2千万人、日本で310万人の犠牲者の上に、戦争放棄、戦力不保持を誓った国際公約であるだけでなく、「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と審議に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」、このように日本国憲法前文は述べています。世界平和の先頭に立つことを宣言したものであります。

戦後60年経ち、イラク戦争に突き進んだアメリカは世界で孤立を深め、紛争は武力で解決

できないという認識が国際社会に広がりつつあります。世界が日本国憲法の掲げた目標に近づきつつある時代に、日本がそれを捨て去るほど、愚かなことはありません。今こそ、平和憲法を市政に生かすべきです。市として、終戦と被爆60周年を記念して、合併前の旧7町村が実施していた非核平和都市宣言を直ちに行い、次のような平和事業、1つ、戦争体験を市民から募集し、広報で紹介すること。1つ、広島、平和祈念式典に中学生、高校生、一般市民の代表派遣などの事業を行うこと。1つ、市民の平和の集いとして、広島原爆の語り部による被爆証言や空襲体験者の話を聞く集いを開催すること。1つ、原爆資料展を開催することなど、北杜市としての平和事業を推進することを求めます。

市長の見解を求め、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

25番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

まず、新年度廃止された住民サービスの復活についてであります。

合併前には各町村では国・県補助、または単独で介護予防事業、高齢者福祉サービスに取り組んできました。しかしながら、平成18年度の介護保険制度改正、三位一体改革を見据えて、新たな事業、サービス体系を構築することが必要であります。

合併前、町村では実施されていた乳酸菌飲料配付事業や、ふれあいコール事業による安否確認、見守りは本年度から緊急通報システムの活用と長寿者クラブへ委託した友愛訪問事業で、それぞれ対応しております。

今後も最小限の経費で、最大の効果が挙げられるよう、心がけてまいりたいと考えております。

次に、原油高騰に伴うハウス農家への緊急支援についてであります。

原油高騰は世界的な問題であり、社会経済活動や我々の日常生活にも影響を及ぼしております。

ご質問の花弁栽培ハウスにおいて、花粉のため使用されていますA重油の価格につきましては、昨年からアップ幅は大きく、花弁栽培ハウス農家のみならず、ほとんどの業種で多かれ少なかれ、影響を受けて心配をしております。したがって、影響は広範囲であり、調査はなかなか不可能であります。

また、支援策につきましては、国や県では今のところ花卉農家に限らず、農業全体に対しても考えていない状況であり、市としても実情はよく分かりますが、この影響を受けているのは花卉農家だけではありませんので、市単独の救済措置を講ずるのは難しいものと考えます。ご理解をお願いします。

さらに国民健康保険税の減免措置についてであります。条例に基づき、災害当時より生活が著しく困難になった方に対しては、減免措置が適用されることとなっております。

次に、介護保険法障害者自立支援法の改正への市の対応についてであります。

介護保険法、障害者自立支援法案は現在、国会において審議されております。法案成立後は制度の内容を市民に周知するとともに、市民の意見も聞く中で、高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画および障害者福祉計画に反映していく考えです。

これらの法案については、国民の理解が得られるよう、国会において十分、論議が尽くされることを願っています。私も市民の先頭に立ち、国といわず、県といわず、市民生活を守るために、今までの経験を生かしながら、全力で頑張りたいと思います。

次に、個人住宅の耐震診断の周知と耐震工事への補助を求めますについてであります。

地震国日本にとって、地震との関わりは避けておれない問題であります。地震の被害を最小限に食い止めることは、自治体の果たす重要な役割であることは言うまでもありません。市では本年度当初予算に、耐震診断事業費を計上したところであります。

今後、これらの事業を展開する中で、また、広報等で市民の皆さんへより一層、周知を図り、本年度中に要望等を的確に把握する中で、耐震化事業の促進に努めてまいりたいと考えております。

また、耐震改修事業費補助につきましては、県等と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、明野廃棄物最終処分場についてであります。

明野廃棄物最終処分場につきまして、いくつかのご質問をいただいております。

まず、適地候補地についてであります。峡北地区最終処分場整備検討委員会において、適地基準を定め、これに基づき、法令等による規制区域や法令以外に配慮すべき区域を、一律に除外した結果、3カ所が抽出されたものであります。

これらについて、これまでに県環境整備事業団による現地確認を実施するとともに、さらに詳細な状況を把握するため、県が専門のコンサルタントに委託して、調査を行っているところであります。その結果をふまえ、検討委員会において、適地候補地3カ所についての詳細な検討を進めていくこととしており、その中で光の楽園跡地の自家用井戸や処分場からの放流先の状況、集落との位置関係等についても具体的な検討が行われるものと考えております。

次に現計画地の取り扱いや10年に及ぶ、この問題の解決についてであります。昨年10月下旬に開催された検討委員会において、地域の理解を得て、浅尾地区への処分場の早期設置を切望する。

なお、浅尾地区以外の同村内の地区を新たな建設候補としてする場合、県は隣接する葦崎市と事前協議を行うことが決議されたところであります。この決議をふまえ、現計画地は引き続き維持しつつ、新たな適地として調査した上で、現計画地と新たな適地を比較し、最終的に処分場建設地を決定していくため、検討委員会において、精力的に取り組みが進められているところであります。

今後も、明野処分場問題の早期解決に向け、検討委員会における検討を積極的に進めるとともに、こうした取り組みについて、地元の住民に理解が得られるよう、私も努めていく考えであります。

次に、平和行政の推進についてであります。

世界で唯一の被爆国である我が国は、戦後、平和憲法である日本国憲法が掲げる恒久平和を崇高な理念として、自由と正義を愛し、世界平和に寄与してきました。しかし、最近の国際情勢を見ますと、イラク戦争をはじめとして、世界各地において紛争が絶えない状況にあり、世界平和の実現が危惧されています。

こうした国際情勢の中で、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を次の世代に引き継いでいくことが、私たちの責任であります。

私も戦後生まれ、戦争を知らない子として生まれましたが、平和をこよなく愛し、願っております。世界平和行政は、日本共産党だけではなくて、広く国民の共通の思いであります。

ご質問の各種平和に関する事業については、他の自治体等の状況も参考にする中で検討させていただきたいと考えております。

また、非核平和都市宣言については、議会とも協議しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

25番議員、再質問ございますか。

残り時間28秒ですので、申し添えます。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

最初の件ですけれども、蕪崎市でも一人暮らしのお年寄りに民生委員がヤクルトを届けて、声をかけながら、老人のところを訪問していると。本市でも、ぜひこれを実現してほしいと思います。

2番目の花卉農家のことにつきましては、山梨県とか高根町が、この米の転作物として花を奨励して、ここによその県から、花を栽培する農家が入ってきているわけです。したがって、この危機の状況を打開するために、なんらかの努力をしてほしいと思います。

○議長（清水壽昌君）

時間がなくなりました。

以上です。

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

まず福祉の関係でありますけれども、他の市の例を挙げながらの再質問でありますけれども、中村議員のご指摘、その他、いろいろ福祉活動、高齢者福祉等々を推進していることは、私も承知いたしております。

昨日のボランティア議論とも、いささか重ねながら、答弁をさせていただくとするならば、国も交付税は削減していくから、地方も自主財源を考えていけと、こういうことであります。同じように聞きようによっては、福祉も行政が福祉行政を推進する、これも大切であり、できるだけ頑張っていきたいと思っておりますけれども、今までも民間の皆さんも社会福祉協議会といわず、今お話の民生委員といわず、愛育会といわず、いろいろな民間団体も、この時代の福祉行政に対しては、一生懸命、今も推進していただいております。行政の推進等、民間団体の言ってみれば、ボランティア、奉仕活動等々の芽もさらに大きく育てながら、できるだけ福祉行政が後退しないように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

それから、原油高騰による花卉農家の経営難、大変な負担という問題でありますけれども、私も知り合いがいて、花卉農家が大変であることは、直接も聞いております。

先ほども答弁しましたとおり、だからといって、なかなか国との救済も出にくいことも確かであります。これから、原油のさらなる高騰は私ども北杜市だけでなく、全国的に黙っていないときがくるのかもしれませんが、現状では先ほどの答弁でご理解をいただきたいと思います。



ます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで25番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩。

11時15分に再開いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

一般質問を続けます。

3番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

3番、篠原眞清でございます。

平成17年度北杜市議会第2回定例会にあたり、一般質問を行います。

北杜市が誕生し、実質的なスタートとなる平成17年度が始まりました。私は、今定例会において、北杜市が抱える多くの行政課題のうち、喫緊の課題の1つである明野町廃棄物最終処分場問題について、質問いたします。

10年有余にわたって、混迷を深めてまいりました、この問題の本質は一言で申し上げるならば、山梨県によって設置許可が下りている明野町浅尾地内での現建設計画に対し、明野町民が同意しないところにあります。

同意をしていない事実として、次の点が挙げられます。

1つは、平成11年に行われた処分場建設反対の署名活動において、当時の明野村有権者のうち2,113名、率にして53%強の村民が反対署名を行ったこと。平成12年に甲府地方裁判所に提訴された処分場建設差し止めを求める仮処分の訴えに、有権者のうち1,400名に近い村民が名乗りを上げたこと。平成15年に行われた明野村長選で、建設計画の白紙撤回を掲げて立候補した私が、当選したこと等が事実として挙げられます。

したがって、問題の解決にあたっては、この本質をしっかりとふまえた上で対応していかない限り、解決の道は見出せないばかりか、再び混迷を深める危険性が高いのであります。

旧明野村は、このことをふまえ、知事との話し合いを進める中、解決策として、浅尾地内での現建設計画に反対するとともに、旧明野村内で新たな適地を見出すことにより、解決の道を探る提案を行ってまいりました。

さらに、具体的に申し上げますならば、処分場問題を解決するにあたり、計画を推進する山梨県と事業主体である財団法人 山梨県環境整備事業団が旧明野村浅尾地内での現計画にこだわっている限り、解決への道は開かれないということであります。

今、問題解決に向けて精力的に取り組んでおられる白倉市長、北杜市議会に対し、改めて、この問題の本質へのご理解を願うものであります。

さて、現在、行われている峡北地区最終処分場整備検討委員会の協議は、旧明野村の同意が得られない大きな原因となった候補地選定の透明性を確保するため、従前の検討委員会が行ってこなかった検討委員会の協議内容の全面的公開への努力や協議への専門家の参加等、新たな対応を打ち出し、新たな候補地選定で明野町民の同意が得られる環境づくりを行ってきております。

私は今回、検討委員会の協議内容について、明野町民の理解をさらに得るためには、どうあるべきかの観点で、市長にお尋ねをいたします。

まず1点目でございます。

北杜市水資源の確保と保護に関する条例の取り扱いについてでございます。

現在、進められている整備検討委員会の協議で、新たな適地候補地として、明野町内3カ所が調査対象とされました。この絞り込み作業の中で、第1次スクリーニング項目である北杜市条例、北杜市水資源の確保と保護に関する条例の取り扱いが不明確なまま、作業が進められているが、地元北杜市として、このままでよいのかという問題でございます。

この条例は、北杜市の豊富な湧水および地下水が市民共有の貴重な資源であるとの認識に立ち、将来にわたって水質の汚濁、または汚染を防止し、水の確保と地下水の自然涵養、保護に努めることを目的として、平成16年11月1日に施行されています。この目的を達するために、産業廃棄物処理施設を明確に規制対象施設としております。また、条例に実効性を持たせるため、水資源保護地域を指定できるようになっております。現在、北杜市はこの水資源保護区域を指定しておりません。明野町内には、6カ所の公共水道水源井戸があります。当然のこととして、水資源保護地域の指定がなされる地域であると考えられます。この保護地域指定により、適地の選定が変わる可能性が大であります。このことは適地抽出にあたり、委員会自らが定めた適地基準を尊重しない協議との懸念を明野町民に抱かせる危険性があり、透明性を持った適地選定の観点より、十分な配慮が必要であると考えますが、市長の見解を求めます。

第2点は、今回絞り込まれた3カ所の適地候補地のうち明確に水源池とされた場所が選定されましたが、この点に関してお尋ねをいたします。

今回、適地候補地として絞り込まれた3カ所のうち、浅尾地内の1カ所である旧光の楽園地内、この件に関しましては、先ほどの中村議員と重なる部分もありますが、観点を別にいたしますので、お聞きをいただきたいと思います。

平成12年より甲府地方裁判所で争われた、処分場建設差し止めを求める仮処分事案の理由の審理の中で、平成10年2月19日、山梨県が裁判所に提出した上申書により、処分場が現在の明野村の水源を汚染する可能性が判明した場合の代替水源として、明確に示された水源2カ所のうちの1つであります。

また、今回示された浅尾地内のもう1カ所の適地候補地も、先に申し上げた山梨県が当時の明野村と協議の上、提出した2カ所の代替水源の隣接地であります。このように山梨県が明確に水源池と認めた場所を、新たな適地候補地とする今回の適地絞り込み協議に対しては、明野町民より私のところに協議のあり方に対する疑念の声が多く寄せられております。

私は整備検討委員会での協議の席上でも、地元町民の誤解を招く点を考慮して、問題点として指摘をしたところでありますが、市長の見解を求めます。

第3点目は、地元明野町の同意についてのお尋ねでございます。

本事業が実施されるにあたり、地元同意が必要と考えますが、北杜市議会は、この点をふま

えて、整備検討委員会に対し、地元明野町民への経過説明を求める要望を議会の総意として申し入れました。市長も同様の認識をお持ちであると考えますが、北杜市として、明野町民に対して、経過説明を行わないのでしょうか。また、市長は地元同意をどのようにお考えなのか、見解を求めます。

ちなみに現明野地内の計画については、整備検討委員会が平成6年9月8日に候補地として、現浅尾地内を選定するにあたり、山梨県が平成6年6月ごろより地元された旧朝神村8地区に対し、地元説明会を開催し、のちに大きな問題となった条件付き賛成を取り付け、9月8日の整備検討委員会で地元の理解が得られている候補地として、選定候補地の1つとした経過がありました。

以上で、私の質問を終わります。よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

3番、篠原眞清議員のご質問にお答えします。

明野廃棄物最終処分場につきまして、いくつかのご質問をいただいております。

まず、北杜市水資源の確保と保護に関する条例の取り扱いについてであります。

現在、峡北地区最終処分場整備検討委員会において、適地調査が進められております。この中で適地基準を定め、これに基づき、法令等による規制区域や法令以外に排除すべき区域を除外するためのスクリーニングが行われ、先般、適地候補地3カ所が抽出されたものであります。

水道水源への配慮としては、水源から1キロ地内の地域は、一律に除外されております。これらについて、これまでに事業団による現地確認を実施するとともに、さらに詳細な状況を把握するため、県が専門のコンサルタントに委託して、調査を行っているところであります。その結果をふまえ、検討委員会において、適地候補地3カ所にかかる水源への影響等について、詳細な検討を求めていく考えであります。こうしたことにより、当該条例による指定がなされない状況にありましても、十分な水源への配慮がなされるものと考えております。

次に、適地候補地の選定についてであります。

適地調査の中で法令以外に配慮すべき区域として、水道水源から1キロメートル以内の区域を定めておりますが、これは一律に除外すべき区域であるということから、先進県の状況も参考に、多数の住民が利用し、周辺の影響の大きい水道法に規定する水道の水源を前提として進めているものであります。

今後、県環境整備事業団による現地確認や県が専門のコンサルタントに委託して実施している概況調査の結果をふまえ、検討委員会において適地候補地3カ所について、光の楽園跡地の自家用井戸等への影響につきましても、詳細な検討を進めていくこととしております。

次に、地元の同意についてであります。

現在、明野処分場の問題解決に向け、検討委員会で精力的に検討を進めておりますが、県ではその取り組み状況について、随時、本市議会において、説明を行うとともに、今朝の新聞にも書いてありましたが、県は7月5日に地元の市議会議員、区長さんたちを中心として、傍聴を認めながら、明野町の説明会を計画しているようであります。北杜市としても、このあと、市議会のあとの施政報告と併せて、地域委員会を開催し、全員の地域への、北杜市へ向かって

の県の説明を求める予定であります。

さらに、今後もあらゆる機会を利用して、地元の理解を得るための取り組みを進めることとしております。市としては地元の理解を得ることは、極めて重要であることから、こうした県の取り組みに協力していく考えであります。

せっかくの機会ですから、私も思いつくままということではなくて、お話しさせてもらいたいと思いますけども、この前の市議会でもお話ししたのでありますけども、私たちにしてみれば、この北杜市の体の、のどに大きなトゲが刺さっている思いであることは、確かであります。しかし、このトゲはなんとか解決しなければならないということも確かであります。そして、また、このトゲを取るには、取られる人も、取る人も、見ている人も、いろいろな意味で大変であり、痛いことも確かであります。でも、このトゲがなんとか化膿しないうちに、みんなで理解を得て取りたいと。誰しも思うところだと思います。

ただ、私も、いつも同じ話ではありますけども、この明野の最終処分場につきましても、地域住民の方々のご理解をいただきながら、法改正やら開示のうちに、どれだけ安全性、安心な施設を担保しながら造るかということが、今、この時点で私に課せられた大きな使命であるというふうに承知をいたしておるわけであります。

安心、安全をいかに担保をとるかということになると、当然、今まで、明野の皆さんが話題としている、承知している話は、ときに全体では42万立方メートルかもしれない。正味は30万立方メートルかもしれない。このボリュームをなんとかすることも、安心、安全でありましょう。あるいはまた、よく言われるシート等々、その他、候補がいろいろありますが、シートの耐久性の問題だとか、あるいはまた、いろいろの候補が考えられるわけではありますが、それらについても、私もその暁には県に向かって、全力に安心、安全の施設になるよう頑張る、また決意でもあります。

そんな中で、お互いに苦しいのでありますのが、なんとか、この所期の事業が実現でき得るよう、お互いに頑張る決意であります。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございますか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

それでは、再質問をさせていただきます。

私が今回、質問をいたしました1番目の私たちの北杜市の条例、水資源確保と保護に関する条例、これについて、先ほどの市長のご答弁は、あくまでも今、進められている協議の経過を報告されたのみというふうに、私は受け止めておりまして、私どもにとって、一番まず尊重しなくてはいけないのは、自分たちの市の条例でありますから、その条例が私から見方からすれば、軽視をされて、協議が進められていると受け止めざるを得ない。ですから、ここは新市の条例として、執行するサイドとしても、当然、これを尊重する意味合いから、明野の水源をしっかりと指定して、そののち協議をしていくということが、地域の住民の理解を得ることにつながるというふうに思いますので、その点についてのご答弁をお願いしたいのと、それから2番目の今回の3カ所の抽出の経過の中で、事業を計画する県、あるいは事業を推進する事業団が裁判

の中で明確に水源池と謳った場所を、今回適地として出してきている。そのことについて、私はお尋ねしたんでございます。それについて、地元の、市長としてどう考えるかというお尋ねをしております。そのことについて、再度、お答えをいただきたいと思います。

それから、3つ目の明野町の同意についての考え方の中で、市長がいみじくも地元の理解は重要であると、明確におっしゃっていただきましたから、私はそれは大変ありがたい、重要な点だなというふうに思いますと同時に、後段で、この問題解決にあたって、今、市長が苦しんでいる部分のお話をされました。私も、そのことについては本当に、まさしくそのとおりだろうと。市長として、大変なご苦勞をおかけしているというふうに思いますが、私も解決をするために、明野の中で解決をするために、新たな適地調査を行うという提言をしてきた人間であります。

私も解決をするために、解決を目指して、しかし解決のためには、欠かすことのできない条件として、地元の同意があると、地元の理解があると、その理解を得る進めをしてほしいことを、再々申し上げてきております。

ぜひ、その点に思いをいたらしていただきまして、今後しっかりと、この地元同意を明確に得ていく、その手立てをお話いただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

まず、条例と、このたびの適地に対するご質問でありますけども、私ども北杜市には、水資源の確保と保護に関する条例があります。そして、基本的には、その条文の中に保護地域を指定することになっているわけですけども、エリア指定が、まだしていなかったということは、議員のご指摘のとおりであります。

しかし、基本的にはエリア指定がしていない中での、この事業でありますけども、そのへんのことも考慮に入れながらの環境整備事業団の結論を得ていただけるものと私は思っております。

それから、光の楽園が水源池であったというお話でありますけども、これも候補地選定の中では、いろいろな意味で、これから検討した中での適地、さらに絞り込んだものが得られてくるものと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

一番、地元の同意ということでありますけども、私は市長に就任してから、この明野の最終処分場については、ご説明申し上げておりますとおり、今日的に開示だとか公開だとか地域の住民の理解を得られるようなことは、最大限といいたししょうか、最低の条件であると思っておりますながら、今日まで進めてきているつもりであります。

そういう意味からすれば、このたびの明野への、区長たちを中心とした住民説明会も、あるいはまた北杜市としての地域委員会への説明を求めるのも、その一環でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、まだ質問はございますか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再々質問をさせていただきます。

1点目の条例に関する部分ですが、条例が不備であることを、市長は今、明確に認めた中で、ご答弁をいただいているわけですが、この適地基準で一番大事なのは第1次スクリーニング、法令に基づく除外でございます。そこへどう考えても、私は抵触する形になるというふうに思えるんですが、その点についてのご答弁をお願いいたします。

また、2番目のこの水源池に関してもそうですが、ご案内のように、処分場設置するに関して、まず第1項目めで、誰しもが一番気にし、そして注意をしなければいけないのは水源池でございます。その明確な2水源池と示された場所ということで、私はそれが選ばれたということに対する市長のご見解、私は、今お答えをいただきましたが、受け入れる地元の市長として、その点のお考えを、もしできましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

それから、3番目の同意に関する、この7月5日に、今日の新聞によります、先ほどご答弁にもございましたが、説明会が開かれるということでございますが、この説明会の主催者はどこなんでしょうか。もし、主催者が県だとしたならば、私の質問しているところとは違う。私は受け入れる地元として、市長として、具体的にそういう説明会をぜひ開催していただきたい。それは先ほども申し上げましたとおり、以前の、今の建設許可が下りている計画の中では、しっかりと地元へ説明されて議論になった経過、それをふまえて、現在の計画地が検討委員会の中で選定されているということもありますので、その点を重ねてお尋ねをさせていただきます、質問を終わらせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

誤解があってもいけないと思いますけども、北杜市の水資源の確保と保護に関する条例で、条例不備があったと、私は思っていないです。エリア指定がしていなかったということだけあります。

参考までに言いますけども、明野村にも同条例がありましたけども、明野の条例の中にもエリア指定はしていなかったわけです。ないでしょう。だから、私どもの北杜市としても、7カ町村の条例を下敷きにしながらつくったのが、北杜市水資源の確保と保護に関する条例、これも地域指定をすることにはなっているけども、エリア指定だけがしていなかったということです。これは明野の篠原村長の時代の条例も、北杜市の条例が不備だったとするならば、明野の条例も不備であったと、こういうことになるんです。けども、私どもとしてみれば、今、ここで保護地域を指定することになっていますけども、現実的にはエリア指定だけは、明野だけではないですよ、北杜市中できていなかったということは、事実であるわけでありまして。

それから、主催者がうんぬんということでもありますけども、現状では7月5日に行われる、区長会への説明は県のほうが説明をするというお話を聞いています。

7月7日の日に、2日後に行われる地域委員会の地元説明会は、私どものほうの主催の中で、今日までの経過等々の説明について、県に求めると、北杜市の主催でやると、こういうことでもありますので、ご理解ください。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

暫時休憩。

午後1時に再開いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

28番議員、小林忠雄君。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

28番、小林忠雄です。

6月定例議会において、一般質問の機会を与您いただきまして、ありがとうございます。

17年度もスタートして、3カ月を過ぎようとしております。行政に携わる皆さま方、大変ご苦労さまでございます。異動も大変あったやに聞いておりますが、これも落ち着き、いよいよエンジン全開で行政に当たられるということだと思います。大変、ご苦労さまでございます。

私は本日、2点についてお伺いをしたいと思っております。

まず第1点目は、今後の市債の発行と財政の健全目標についてということでお伺いいたします。

一般会計における17年度の当初予算は、合併特例債をはじめとして、市債の発行予定は39億円余りということですが、細かく、この予算書のほうに書いてありますけども、アバウトで、億で言いますと、39億円余り。また一方、償還は44億円余りとなっております。年度末は402億円余りになりますよということは、お聞きしたわけでございます。

合併に伴う建設計画に従って、今後の市債発行は増加して、償還金のピークは平成19年度になる予定ですよというようなご説明もございましたが、地方分権推進の中では、自主性と、それから裁量権の拡大が与えられております。自主財源の確保に尽きると、こんなふうに思われるわけですが、なかなか大幅な増加は税の創設ということは、非常にハードルの高いことと聞いておりますので、非常に難しい状況ではないかと、こんなふう思うところでございます。

この財源確保に向けて、どのような施策を今後、考えておられるのか。また、市債の残高がどの程度になれば、健全の財政運営ができる、健全財政と思われるのか、特別会計も含めて、目標年度の予定をお伺いしたいと、かように思っております。

次に、各種諸施設の見直しはすべきだと、こんなふう思うわけですが、旧7町村から引き継いだ各種施設は273カ所にのぼるとのことです。

その運営経費は50億円近くかかりますといわれておりますが、国の三位一体の改革の中で、本市の財政は自主財源が非常に乏しい状況下であることから、維持管理費の負担は大きく、施設運営面について、早急な改革の必要が迫られていると思っております。

現状を分析して、今後の方向性については、検討されていると思っております。また、行革調整室

等をとおして、考えていくという話も昨日の午前中の質問の中で、市長のほうから答弁をいただいているわけですが、今、諸施設は正確にはどのくらいあるのか。それにかかる予算額はどのくらいか、明示願いたいと思います。

また、市長は今議会の冒頭において、諸施設について、単なる経費節減だけではなく、すべての施設についてゼロから見直すと、固い決意を述べておられます。大変、思い切った所信表明と、私は受け止めております。それと同時に、改革の必要性が非常に強い市民の声もございます。私は積極的に、かつ大胆に推し進める時期がきているのではないかとということで、同感でございます。ぜひ進めていただきたいと思うわけでございます。

これにつきましては、スクラップ・アンド・ビルドの精神が必要だと。必要なものと必要でないものを感覚的に手法でするのではなくて、私なりの言い方をすれば、1つの手法としては、この施設を、数値を用いた絶対評価が必要になるのではないかと思います。

また、さらにこれまでに至った地域のことも考えなければならないと思いますが、こういう経緯などを考慮する相対評価も併せ持った考え方ではないかと。こんなふうに思うわけでございます。

それと同時に、市民のコンセンサスが得られないことには、なかなかこれも進めにくい問題かと思いますが、明確な方法を示すべきではないかと、こんなふうに思いますが、お考えを伺います。

この問題につきましては、2点とも、先ほど、私のほうで申し上げましたとおり、昨日、今日の午前中をとおして、市長のほうからご答弁いただいた中に重複する部分もあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

28番、小林忠雄議員のご質問にお答えします。

まず、財源確保についてであります。

国において進められている三位一体の改革は、税源移譲を前提として地方公共団体の権限と責任を拡大し、自由度を高め、施策の展開を図ることを目的とするものであります。

したがって、国からの税源移譲を含めた自主財源の確保は極めて重要であります。

そのため、真の三位一体改革の推進や地方交付税総額を確実に確保することなどについて、強く国に要望してまいるとともに、歳入面では自主財源の確保のため、先に実施いたしました全職員を挙げての一斉滞納整理をはじめとする税収確保対策や中長期的な視点から、企業誘致を進めることにより、産業の活性化と雇用の拡大につなげ、税収の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に市債残高がどの程度あれば健全財政か、であります。

市債残高のみで、財政の健全化を判断することは、なかなか難しいところではありますが、旧7町村を含め、これまで発行してまいりました市債は地方交付税で措置される有利な起債を発行してきたものが多くを占めております。

平成15年度において、市債発行許可の指標であります起債制限比率は8.5%、財政硬直



化を判断する経常収支比率は77.3%と、財政状況は危機的状況は至っておりません。しかしながら、国は三位一体の改革の中で、地方交付税制度全体の見直しと総額の圧縮を行う方向で進めており、地方交付税への依存度が高い本市においては、その動向が大変気になるところでありますし、今度の動向によっては、さらに厳しい財政運営を迫られ、来年度の予算編成に大変、苦慮しなければならないことも予想され、安閑とはしてはいただけないと考えております。

したがいまして、公の施設の見直しをはじめ、事務事業や組織機構の見直しなどの行政改革に積極的に取り組むとともに、事業の重点化とスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、歳出規模の縮減と合併特例事業債、過疎対策事業債および財源対策債を除く市債発行の抑制に努め、持続可能な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、各種施設の見直しについてであります。

現在、北杜市は旧7町村から引き継いだ公共施設273施設を擁しており、本年度の当初予算では公の施設の維持管理費を含んだ市の事務事業全体の賃金、需用費、委託料、備品購入費などの物件費が47億3千万円となっておりますが、公の施設のための管理運営費は年間約27億円であります。厳しい財政環境が続く中で、これらの負担は非常に大きなものとなっております。施設の整備、統合も含め、管理のあり方を検討し、改善していくことが急務となっております。

これら施設の管理、運営面での改革につきましては、必要性の検討や事業の評価とともに、来年4月から指定管理者制度の導入も視野に入れながら、今後設置いたします行財政改革推進本部で取り組んでまいります。その取り組みや内容や方向性などにつきましては、広報誌やホームページなどで随時公開し、市民の皆さんのご理解を得ていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

28番議員、再質問はございますか。

小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

答弁はいただかなくて結構ですが、先ほど申したような市長の方針もございまして、ぜひ財政の健全化に向けて、一層のご努力をお願いしたいと思います。

これは、あと諸施設につきましても、当然、同じことが言えるわけでございまして、この際、類似している施設等もございまして、1カ所に集合するとか、できるだけ皆さんに、市民に分かりやすく、利用しやすい状況をつくっていただきたいと、かように思って、要望いたします。ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

答弁はよろしいということですので、質問を打ち切ります。

これで28番、小林忠雄議員の一般質問を終わります。

続きまして、11番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは臨時職員、それから嘱託職員等の労働条件についてであります。

北杜市が誕生して7カ月余りが過ぎ、山積する諸課題の解決に向け、職員一丸で努力されていることと拝察いたします。

さて、市長の所信表明で構造的な行革を実施し、増やすもの、増やせないもの、減らすもの、減らせないもの等の表明がありました。

合併に伴う予算抑制策の一環として、昨年12月より臨時嘱託職員の方々の賃金および一時金の減額を進めましたが、現在、市内の臨時嘱託職員数は300名弱と認識しております。この方々は本当に必要なのでしょうか。必要と考えるのであれば、正職員と同等の能力や資格等を考慮し、賃金や一時金を決めていくことが大事であると思います。

正職員が市民のために職務を遂行するのは当然ですが、臨時嘱託職員の方たちも変わらぬ意識で業務に従事しているはずですが、また、そうでなくてはなりません。この件については、新聞紙上では3回ほど取り上げられており、市長の言う合併してよかったと、実感できる環境創造都市の実現とは、あまりにかけ離れていると思われまます。

市政に携わる人は、正職員も臨時嘱託職員も同じです。行政の根幹をなすのは人であり、その一人ひとりのやる気や意欲を引き出すのではなんでしょうか。それは一にも二にも市長のリーダーシップであり、必ずできると確信しております。

以上の、この背景を考えて、次の5点について質問をいたします。

1つ目は、合併前と合併後の総支給額での削減した総額はいくらになるのでしょうか。

2つ目は、現状ではないと聞いておりますが、契約書は取り交わしているのか。また、取り交わしていないとすれば、その予定があるのか。

3つ目は、契約の変更の場合はどういう形式でしているか。文書か口頭か、また本人の面接などはどうしているのか。お知らせの文書などは出しているようですが、これでよいのかどうか。

4つ目は、残業の扱いはどうなっているか。上司の命令書形式と聞いておりますが、現状は上司の認印がある場合には、きちんと認められているかどうか。また、認印はきちんと発行されているか。

5点目は、行財政改革の中で3年をかけて削減および統一することですが、3年度はどうなるか。臨時嘱託職員の方々は、賃金および雇用が継続されるのでしょうか。

この5点について、お伺いをいたします。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

11番、小尾直知議員の臨時嘱託職員の労働条件についてのご質問にお答えいたします。

臨時嘱託職員の賃金は、平成16年度中は合併前の各町村の賃金体系で雇用することにしてまいりました。しかしながら、旧7町村における臨時嘱託職員の賃金は、同じ職種でも格差がありましたので、本年4月から不均衡が生じないように、同一職種の賃金調整をしたところであります。

第1点目のご質問であります。合併前の臨時職員への総支給額と改定後の総支給額での削減総額であります。平成16年11月の支給額を年間総額に換算すると、約5億5千万円で

あります。また、本年4月の支給額を年間総額に換算すると、約5億1千万円となり、改定前と比較すると、おおむね年間約4千万円の削減となります。

次に契約書の取り交わしについてであります。市では任用通知書により発令しており、契約書の取り交わしはありません。

次に契約変更のお尋ねであります。任用期間を延長する場合につきましては、再度、任用の発令を行っております。

次に4点目の残業の扱いにつきましては、原則として時間外勤務は命じないこととしております。

率直に言って、私の感想でもありますけれども、職員も臨時職員、嘱託職員も本当に自主的に残業はしていると、承知はいたしております。市民のために一生懸命働いていると承知をいたしております。

次に行政改革の中で、3年後はどうかのご質問ですが、臨時職員の賃金の均衡を図るため、3年間で調整する対象者は、現在19人であり、雇用については各職場において必要最小限の任用をしてみたいと考えております。臨時職員は6カ月ごと、嘱託職員は1年ごとの再雇用となりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、再質問はございますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

行革プランの中で、これらの方々、正職員も含めてですけれども、数値目標等を決めてやっていくつもりがあるのかどうかという点と、もう一つは現在の通学バスと市営バスと、縦分けして運行されていると思うんですが、そのときの、こういう臨時職員、また嘱託の方々の賃金とか雇用とかというのはどうなのか。この点について、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、お答えを申し上げたいと思います。

行革等に伴います数値目標というお話でございますが、職員につきましては、合併前に協議をしていただく中で、10年間で124名の削減計画を持っております。

それから、臨時職員につきましては、今後、行革の施設等の導入等によりまして、それに合わせて検討してまいりたいと、こんな状況でございます。

それから通学バスと、あと市営バスの関係でございますけれども、通学バスの場合は、朝1時間、2時間というような状況でございます。市営バスの場合につきましては、半日とか、そういう状況でございます。そんな状況の中で、通学バスと市営バスの賃金体系については、若干の差を設けてございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、まだ質問はございますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

先ほど、市長の答弁の中で、残業は認めていないというふうに聞きましたけれども、実際問題、正職員がいいか、嘱託、臨時の方がいいかという問題は別にしても、ちょっとはそのへんが、労働基準法からいっても、ちょっと問題がありそうな感じがするんですが、再度、この点について、ご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

残業手当の問題かと思えますけども、先ほど、市長が答弁いたしましたのは、臨時職員につきましては、原則的に残業手当は支給していないと、こういう状況であるわけでございます。

なお、正規の職員につきましても、通常業務につきましても、上司が認める場合につきましては認めているわけでございますが、会議等、それから上下水道の緊急の事故等に対応した場合につきましては、残業手当を支給している状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番、小尾直知議員の一般質問を終わります。

次に4番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

4番議員、千野秀一です。

最後の質問者であります。

まず最初に、グリーン電力についての質問をさせていただきます。

少々紛らわしい言葉であります。クリーン電力は大気、水、土壌などを汚さないということで、原発の電力も含まれています。

一方、グリーン電力は再生可能エネルギーの太陽光、風力、水力、バイオガス等による発電の総称であります。

先日の知事との対話集会で、古屋副議長の質問は「この再生可能エネルギーの太陽光発電に県として補助金を」とありました。

しかし、知事は設備の設置は個人の意思であり、受益者でもあるので、県の補助金は難しいとのことでありました。また、NEDOの活用方法はあるとも言っておりました。

京都議定書におけるCO<sub>2</sub>削減は、ご承知のとおり、2008年から2012年の5年間に1990年次の6%の削減を義務付けるものであります。

今のままでは、2012年には23%にも、この削減の量が増えて、日本経済はそのまま23%の経済活動の縮小を余儀なくされるという、大変深刻な条約であります。そのため、国

はすべての分野に、この削減の義務付けを行います。課せられたものは、当然、達成しなければなりません、ほかに目標をクリアし、余剰があるものは、それを証券化し、売ることもできます。それをグリーン証書といいます。再生可能なエネルギーによる発電は、供給者もやがて、この証券が利用されます。ちなみに、市長のところでも売電をしているようであります。これから開設される国際市場で、この証券は売買がされるようになるはずで

す。今、電力会社では、このグリーン電力の普及のため、電力消費者にグリーン電力への理解と設備建設のための寄附のお願いを行っております。

そこで、環境創造都市を標榜している本市になればこそ、市は率先して、このグリーン電力に取り組みをすべきだと思います。

昨日、市長は答弁の中で、小泉首相の秘書官、国交省、そして京セラと多忙を極める中、自ら北杜市のセールスマンとして、この再生可能エネルギー活用のために東奔西走しているとお話でありましたが、各種の大規模施設は市長の手腕をお願いをすとして、小規模で建設経費、発電コスト、そして高く販売ができる昼間の電力、そして何よりも多くの個人が取り組むことができるのが、太陽光発電あり、そして市がグリーン電力、その発電量を、もし統括できたなら、名実ともに日本一の日照の地が日本一の発電所となり、グリーン証券を資源とする市となることもできます。

また、設置場所として市の施設、市有地、空いている工業団地等も一般、あるいはNPOの方に貸し出すことにより、高度活用ともなり、大きな夢も持てます。少々長い説明になりましたが、市のお考えをお聞きいたします。

まず、第1番目に先ほどのグリーン電力に市の施設が加入し、その寄附に協力するお考えはあるかどうか。

第2は市内のグリーン発電に対し、啓蒙、推進のための発電量に対しての助成をするお考えがあるか。

3番目は、この市の発電者に対し、売電分に対して助成をするお考えはあるかどうか。

そして、このクリーン電力証券について、検討を進めていくおつもりがあるかどうか。

ちなみに、この制度について、全国で初めて滋賀県が取り組みを、今年平成17年度から始めたそうです。県の予算で2,400万円、大変少ない予算だと思います。しかし話題にもなり、その決意が感じられます。

環境対応が美德という考えは、古来より日本人の倫理観にあります。市が理解を示すこと、先んじて取り組むことは、市民の意識の高揚に大きくプラスになることと思います。

続きまして、市民からの各種要望についてお聞かせをいただきたいと思います。

合併から7カ月が過ぎ、市民は長年慣れた行政サービスの変更に、戸惑いを感じつつも、適応すべく努めていることと思います。

一方、行政側も住民の意見、要望を聞く中で、進化していかなければなりません。合併のメリットは旧町村の重複部分の一元化により、人員と経費を節減し、新しいサービスの提供に充当するものであります。職員の削減は段階的であり、今は十分なスタッフがいるはずであります。

職員の仕事の変化に戸惑い、もう庶民は許してくれなくなっています。そこで、この7カ月の間、住民から寄せられた意見、苦情、要望などについての対応を多かつた順に5項目ほど、詳しく教えていただきたいと思

次に7つの光る個性のためであります。

旧町村にはそれぞれに、町村長、議会、職員、住民が協働し、つくり上げてきた個性があります。住民は役場というランドマークがなくなった今、支所機能の萎縮を危惧しつつ、個性の維持、発展を図るため、地域委員会に対し、大きな期待をしています。しかし、この地域委員会の権限から見ても、まだまだ十分に活動をしているかどうか、疑問の声があります。市として、この地域委員会への期待はどのようなものか、お考えをお聞かせください。

最後の質問です。

温泉料金についてであります。

市内7つの温泉は、その設置目的に異なりがありました。多くは住民福祉を目的としていますが、宿泊者の増加に寄与し、観光振興を目的としてつくられたところもあります。

この宿泊者の入浴料は、市外扱いであります。宿泊業者は入浴の希望者が多い場合、回数券が切り離し無効となっているために、それぞれに、そのつづりを用意しなければならず、大変不便を感じているとのこと。

宿泊業者がなんらかの証明をすることにより、有効となるような方策を願いたいのですが、東京のお考えをお聞かせください。

以上、4項目であります。よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

4番、千野秀一議員のご質問にお答えします。

まず、グリーン電力に対する施策についてであります。

風力発電などの自然エネルギーを普及させる仕組みの1つとして導入されたのが、グリーン電力認証システムであります。これは企業の自治体が風力などの自然エネルギーで起こした電気を使いたいと希望した場合に、自然エネルギーの発電会社に発電を委託し、実際に発電した証明として、グリーン電力証書が発行されます。

通常の電気料金より割高ですが、これによって、企業などでは通常使用する電力を自然エネルギー電力に転換したとみなすことができ、環境経営に役立てることができます。

このほか、環境意識の高い消費者から集まった拠出金をもとに、電力会社の寄附金を足して、太陽光や風力などの自然エネルギーの施設に、助成を行うグリーン電力基金なども活用されています。

市では今年度環境に配慮したまちづくりを進めるため、北杜市新エネルギービジョンの策定に取り組んでいますが、地球温暖化を抑制する最も効果の高い施策、方法などについて、グリーン電力も含め、ビジョン策定の中で前向きに検討していきたいと思っております。

次に、市民からの各種要望についてであります。

合併以来、各行政区をはじめ、市民の皆さんからご意見、ご要望をいただいております。その内容は主に道路改修、農道改修、舗装関係、その次に河川水路改良関係、そしてカーブミラー設置や改修関係、そして防火水槽、防犯灯、消火栓設置関係、その他、防災無線の設置や議会の議論も多いわけではありますが、鳥獣害対策など多様であります。

ご意見、ご提言につきましては、積極的に取り入れることを基本とし、可能なものから事務

事業へ反映してまいる考えであります。

しかしながら、予算を伴うご要望につきましては、大変厳しい財政状況下でありますので、要望の緊急性、重要性等を総合的に勘案する中で対応しております。

要望される中で、防犯灯、カーブミラー修理、集会施設の雨漏りや改修などにつきましては、早急要望に応えたところであります。

なお、先月末から北杜市ホームページ上に、電子メールによる市長への手紙を開設し、広く市民の皆さんからご意見、ご要望などをお伺いするところであります。

次に、7つの光る個性のためについてであります。

昨年11月1日の合併により、北杜市が誕生し、新市将来構想が策定され、旧7町村の個性を維持しながら、相互の連携の中で、新市としての一体性を形成するため、7つの個性ある光るネットワーク都市が掲げられております。地域委員会は、これまで旧7町村が培ってきた地域の個性や特色を生かすため、地域住民の創意と責任による自立的、主体的な、よりよい地域づくりを進めるために設けられました。

平成17年度の当初予算に、各地域委員会で審議された予算1案が計上され、各総合支所単位の地域振興のための事業が計画されており、7町で61事業となっております。

今後、各地域委員会で事業等の検証をしていただき、その意向を伺い、民意として市政に反映させることにより、地域の特性を生かした地域づくりが行われ、より活性化が図れるものと期待しております。

最後に、市営温泉利用についてであります。

現在、温泉共通回数券につきましては、市民用は13枚つづりを3千円、市外者用は13枚つづりを7千円で販売しております。

ご質問のあったとおり、現在、この2種類の回数券については、13枚をバラバラに切り離して使うことは、認められておりません。これは市民用の回数券を切り離して使うことができた場合、これを買った者が市外の者に渡すことができってしまうために、切り離し無効とさせていただいたもので、市外者用の回数券も、これに沿って、切り離し無効とさせていただきます。

市民用回数券の切り離しについては、現段階では認める考えはありませんが、市外者用回数券につきましては、切り離しを認める方向で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

4番議員、再質問はございますか。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

最初の質問ですけれども、太陽光発電の現状なんですけれども、10年くらい前から比べると、年々倍、倍の数で地域に普及がされているそうです。それだけ関心が高まっているということと、特に北杜市の中は今、350カ所くらいが売電をしていることでもありますけれども、これも市政の取り組みによっては、かなりの勢いで増えていく可能性があるというふうに思っております。だからこそ、市ではこの事業に対し、なんらかの施策をより早く、大した金額ではないと思いますから、啓蒙を進めていくような取り組みをしていただきたいというふうに思ってお

ります。

環境問題は、特に先ほどの証書の問題もそうですし、山林がたくさん多くて、森林の里山の整備もそうでしょう。あらゆるものを北杜市は環境創造都市として進めていくということでありますから、他の地域のまねをするのではなく、北杜市独自の施策を人に先んじてやるくらいの勢いで、頑張っていたきたいと要望をしておきます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

要望ということによろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番、千野秀一議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時に再開いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 委員長報告を行います。

お諮りします。

建設経済常任委員会に付託された、

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてのうち建設経済常任委員会所管分

承認第12号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第13号 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第17号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第1号）のうち建設経済常任委員会所管分

議案第86号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

以上8案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。



よって承認第3号、承認第12号、承認第13号、承認第17号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号までの8案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました8案件は、審査を建設経済常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長（篠原珍彦君）

平成17年6月21日

北杜市議会議長 清水壽昌様

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告

建設経済常任委員会は、去る6月14日、平成17年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を6月15日、午前9時30分、北杜市市役所議員協議会室にて、慎重審査いたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は次のとおりです。

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

以上、関連する歳入・歳出

承認第12号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第13号 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第17号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計補正予算（第1号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第1号）

以上の関連する歳入・歳出

議案第86号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第1号）

議案第87号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第1号）

についての8案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 坂本・、五味良一、利根川昇、小尾直知、小林元久

鈴木孝男、林 泰・、秋山俊和、渡邊英子、中嶋 新

3. 欠席した委員

なし

4. 地方自治法105条の規定により出席した者

北杜市議会議長 清水壽昌

北杜市議会副議長 古屋富藏

## 5. 会議案件説明のため出席した者

産業観光部長 植松好義、農業委員会事務局長兼農林課長 浅川清朗  
観光商工課長 植松 本、農林整備課長 八代忠夫  
建設部長 真壁一永、土地政策課長 相吉正一  
建築住宅課長 岡田茂雄、道路河川課長 浅川和徳  
明野総合支所長 萩原武一、明野総合支所産業振興課長 小林一大  
白州総合支所長 植松治雄、白州総合支所産業振興課長 名取重幹  
武川総合支所長 福井俊克、武川総合支所産業振興課長 長坂栄造

## 6. 会議書記

議会事務局長 三枝基治  
議会書記 小澤永和

## 7. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、補正減額が多い理由について質疑があり、合併により旧町村から予算を持ち寄っていますが、特に未執行という部分はなく、節約した上での積み上げによるものでありますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第12号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑なく承認すべきものと決しました。

承認第13号 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、公園会計についてと職員数についての質疑があり、管理部門は一般会計で、収益部分は特別会計で計上しています。

職員は公園職員が3名、臨時職員が3名から4名、夏期についてはアルバイト、若干名雇用して、平成16年度の売り上げは約3,900万円でありますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第17号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑なく、承認すべきものと決しました。

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)については、有害鳥獣駆除に対して、補助金の内容と今後の展望について質疑があり、駆除は申請書が提出されてからの駆除となり、サルとイノシシについては市長権限であります、シカについては知事の許可が必要となります。

またサルは1頭1万円、シカとイノシシは7千円の駆除代金であります。補助金は、電柵などへの補助がありますとの答弁がありました。

なお、広域的に一斉駆除をしてもらいたいとの要望があり、本案件については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号 平成17年度白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第1号)

については、公園の開園時間と入園者の状況および将来展望についての質疑があり、平成8年度に開園して、総面積が15ヘクタールで、この数年、収益は減となっているが、親水池も完成して、温泉施設も整備しているところなので、入園者数も増えて、収益も見込めると思われますとの答弁がありました。

また、消費税未納の理由については、納税義務は生じていたが、納税義務にあたらなないと解釈してしまい、今回、税務署からの指摘と指導により、判明しましたとの答弁があり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第87号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第1号)については、納豆生産機の使用年数についての質疑があり、5年間使用でありましたが、機械の中が錆びてしまい、修繕に120万円要するとのことなので、新規購入のための予算を計上しましたとの答弁があり、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第88号 平成17年度北杜市浅尾財産区特別会計補正予算(第1号)については、予算の内容と財産区の面積についての質疑があり、財産運用収入が1,400万円、使用料が約3,700万円であり、総面積は218ヘクタールで、主なものは山林75ヘクタール、畑116ヘクタールでありますとの答弁がありました。

また、不法投棄の処理費についての質疑があり、長年溜まっていたものを処理し、品目については瓦礫、金属片、廃棄車両、可燃物、不燃物などがありますとの答弁があり、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上について、全委員が慎重審査の結果、付託された8案件については、原案のとおり承認および可決すべきものと全会一致で決定されました。

以上をもって、本委員会に付託された案件についての審査結果の報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

以上で、建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

承認第3号、承認第12号、承認第13号、承認第17号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号までの8案件につきましては質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論を許します。

(なし)

討論なしと認めます。

承認第3号、承認第12号、承認第13号、承認第17号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号までの8案件について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認および可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり、承認および可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、建設経済常任委員会に付託された承認第3号、承認第12号、承認第13号、承認第17号、議案第84号、議案第86号、議案第87号、議案第88号は委員長報告のとおり、承認および可決することに決しました。

お諮りいたします。

次に文教厚生常任委員会に付託された、

承認第2号 北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについてのうち文教厚生常任委員会所管分

承認第4号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第5号 平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第6号 平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第7号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第8号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第9号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第10号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第11号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第15号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第16号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第81号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第82号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議案第83号 北杜市証紙条例の一部を改正する条例について

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)のうち文教厚生常任委員会所管分

議案第85号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成17年度北杜市病院事業会計補正予算(第1号)

の以上18案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第2号、承認第3号、承認第4号、承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第8号、承認第9号、承認第10号、承認第11号、承認第15号、承認第16号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第89号までの、以上18案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました18案件は審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成17年6月21日

北杜市議会議長 清水壽昌様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、去る6月14日の平成17年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、6月16日午前9時30分、北杜市役所議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりです。

承認第2号 北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて  
以上の関連する歳入・歳出

承認第4号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第5号 平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第6号 平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第7号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第8号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第9号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第10号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第11号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第15号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第16号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第81号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例について

議案第82号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例について

議案第83号 北杜市証紙条例の一部を改正する条例について

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)

以上の関連する歳入・歳出

議案第85号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)

議案第89号 平成17年度北杜市病院事業会計補正予算(第1号)

についての18案件でありました。

## 2.出席した委員

委員長 渡邊陽一

副委員長 千野秀一

委員 篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子、田中勝海、内田俊彦  
坂本治年、岡野 淳、内藤 昭、古屋富藏

## 3.欠席した委員

委員 中村勝一

## 4.地方自治法第105条の規定により出席した者

北杜市議会議長 清水壽昌

## 5.会議案件説明のため出席した者

保健福祉部長 古屋克巳、市民福祉課長 藤原良一  
児童家庭課長 輿石みや子、長寿福祉課長 名取利之  
生涯福祉課長 三井 茂、健康増進課長 斉藤功文  
生活環境部長 坂本伴和、環境課長 深沢朝男  
上水道課長 大柴隆夫、下水道課長 堀内 誠  
教育委員会次長 小池光和、教育総務課長 藤原よしみ  
学校教育課長 小林喜文、生涯学習課長 原 哲也  
高根総合支所住民福祉課長 新海敏生、白州診療所事務長 坂本正明  
塩川病院管理局長 村田圭司

## 6.会議書記

議会事務局長 三枝基治

議会書記 小澤永和

## 7.審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

承認第2号 北杜市文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑はなく、原案どおり承認すべきものと決しました。

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、繰越明許費の火葬場建設において、工事の進捗状況についての質疑があり、道路拡幅にかかる売却は済んで、4~5メートルの道路を7メートルにする予定であり、9月1日の供用開始に向けて約75%程度が完成して

いる状態でありますとの答弁がありました。

また、ゴミ処理の委託料の減額について、ゴミの量に対する質疑があり、年々ゴミは増え続けて、支払いについてはキロあたりの金額で、実績払いにしていますとの答弁がありました。

本案件は、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第4号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑がなく、原案どおり承認されました。

承認第5号 平成16年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

承認第6号 平成16年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、委託料の減額について、合併時にシステムを一本化したかどうかとの質疑があり、合併時にシステムを一本化したことにより、明らかに旧7町村での場合に比べて減ってきていますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第7号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、委託料の細節が減額になった理由を説明してもらいたいとの質疑があり、水質検査の項目や回数など、内容を検討したためのものであります。

なお、水質については保たれておりますとの答弁がありました。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第8号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、下水道の旧町村の進捗率と補助制度について質疑があり、進捗率は合併浄化槽分も含め、全体で75.73%であり、接続率は全体で69%であります。

また、貸付制度が新市に引き継がれ、150万円までの利子補給がありますとの答弁がありました。

また、下水道エリアの見直しについての質疑があり、見直しはありますが、県でも全体の見直しを計画しており、小淵沢町との合併もありますので、これらを加味しながら計画していきますとの答弁がありました。

本案は、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第9号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて、不要額が多いその理由についてと維持管理についての質疑があり、節約した結果であり、合併による旧町村の積み上げであるために多くなりました。

また、維持管理は支所において行い、伝票処理は本庁で対応しておりますとの答弁がありました。

また、県の補助金削減についての質疑があり、補助金は削減されるが、県の全体枠の中から要望していく予定でありますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第10号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

承認第11号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

承認第15号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、施設の利用者の状況についての質疑があり、利用者は市内者が多く、パノラマの湯ができたこともあり、約15万人が入館しておりますとの答弁がありました。本案は全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第16号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

議案第81号 北杜市立保育園条例の一部を改正する条例については、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

議案第82号 北杜市簡易水道給水条例の一部を改正する条例については、須玉町で格差があるが、将来はどのようにしていく予定なのかという質疑があり、地域ごとに統一を図ることになっていますが、住民の理解を得る中で、まず須玉町を統一して上限について、市内を統一するようにしていきたいと考えておりますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第83号 北杜市証紙条例の一部を改正する条例については、質疑がなく、承認すべきものと決しました。

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)は、公民館改修費の中で、今年度は10館改修の予定であるが、今後も継続して改修していくのか。

また、若神子公民館の移転についての質疑があり、毎年10館ほど改修していく予定で、補助が2分の1あります。

また、若神子公民館の移転についての改修工事費は計上しておりませんとの答弁がありました。これに伴い、移設する施設については、公民館として使用できるように改修していただきたいとの要望がありました。また、金田一春彦図書館の改修では、放課後児童クラブ移動における状況について質疑があり、児童館は現状のまま移動せず、放課後クラブが移動いたしますが、スタッフは増員せずに現状で実施していきますとの答弁がありました。その際には、スタッフの要望も聞き入れてもらいたいということと、担当部署の明確化をしてもらいたいとの要望がありました。

本案件については、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号 平成17年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)については、辺見診療所の職員及び医師の数との比較の質疑があり、辺見診療所に比べて白州診療所は電子会計システムが進んでいない理由と、薬剤も院内投用であるために、職員数が多くなっておりますとの答弁がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。



議案第 89 号 平成 17 年度北杜市病院事業会計補正予算（第 1 号）は、質疑がなく、可決すべきものと決しました。

以上について、慎重審査の結果、付託された 18 案件については原案のとおり承認および可決すべきものと全会一致で決定いたしました。

以上をもって、本委員会に付託された案件についての審査結果の報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

承認第 2 号、承認第 3 号、承認第 4 号、承認第 5 号、承認第 6 号、承認第 7 号、承認第 8 号、承認第 9 号、承認第 10 号、承認第 11 号、承認第 15 号、承認第 16 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 89 号までの 18 案件につきましては質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論を許します。

（ な し ）

討論を終結いたします。

それでは承認第 2 号、承認第 3 号、承認第 4 号、承認第 5 号、承認第 6 号、承認第 7 号、承認第 8 号、承認第 9 号、承認第 10 号、承認第 11 号、承認第 15 号、承認第 16 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 89 号までの 18 案件について、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認および可決であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、承認および可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会に付託された承認第 2 号、承認第 3 号、承認第 4 号、承認第 5 号、承認第 6 号、承認第 7 号、承認第 8 号、承認第 9 号、承認第 10 号、承認第 11 号、承認第 15 号、承認第 16 号、議案第 81 号、議案第 82 号、議案第 83 号、議案第 84 号、議案第 85 号、議案第 89 号までの 18 案件については委員長報告のとおり、承認および可決することに決しました。

お諮りします。

次に総務常任委員会に付託された、

承認第 1 号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第 3 号 平成 16 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及び承認を求めることについてのうち総務常任委員会所管分

承認第 14 号 平成 16 年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第78号 北杜市情報公開条例の一部を改正する条例について  
議案第79号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)のうち総務常任委員会所管分の以上6案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号、承認第3号、承認第14号、議案第78号、議案第79号、議案第84号の6案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました6案件は審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務常任委員長、秋山九一君。

秋山九一君。

○総務常任委員長(秋山九一君)

平成17年6月21日

北杜市議会議長 清水壽昌様

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は、去る6月14日、平成17年第2回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、6月17日午前9時30分、北杜市役所議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて  
以上の関連する歳入・歳出

承認第14号 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第78号 北杜市情報公開条例の一部を改正する条例について

議案第79号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)

以上の関連する歳入・歳出

についての6案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 秋山九一

副委員長 植松一雄

委員 浅川哲男、小澤 寛、保坂多枝子、細田哲郎、中村隆一

小林忠雄、小澤宜夫、小野喜一郎、小林保壽、清水壽昌

3. 欠席した委員

委員 日向万仁

4. 地方自治法第105条の規定により出席した者

北杜市議会副議長 古屋富藏

5. 会議案件説明のため出席した者

総務部長 小林奎吾、総務課長 柴井英記  
地域創造課長 浅川一紀、税務課長 植松 忠  
企画部長 坂本 等、政策企画課長 松永直樹  
情報政策課長 小池昭一、財政課長 細川清美  
監査委員事務局長 小澤功宜、行革調整室長 小松正壽  
秘書室長 藤巻正一、議会事務局長 三枝基治  
明野総合支所長 萩原武一、須玉総合支所長 長坂治男  
高根総合支所長 深沢袈裟雄、長坂総合支所長 小沢孝文  
大泉総合支所長 藤原 宝、白州総合支所長 植松治雄  
武川総合支所長 福井俊克

6. 会議書記

議会事務局長 三枝基治

議会書記 小澤永和

7. 審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

承認第1号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについては、北杜市における定率減税の対象者および65歳以上の対象者数はどの程度該当するかとの質疑に対し、定率減税の該当者は約1万4千人、65歳以上の該当者は約1万2千人が該当し、1人年間約500円で年間500万円から600万円となりますとの答弁がありました。

また、定率減税の半減、高齢者の非課税措置の廃止、大企業への特例措置など、庶民に押しつけをしているものであるので、反対するとの討論がありました。

よって、採決により、賛成12、反対1の起立多数で承認すべきものと決しました。

承認第3号 平成16年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、地方債の利率5%以内とあるが、金融機関の状況について教えてもらいたいとの質疑に対し、山梨中央銀行と農協から1%以内で借り入れし、期間は10年で据え置き期間が2年であり、政府資金については過疎対策事業債が該当しますとの答弁がありました。

また、過疎対策事業債の内訳と建物貸付収入についての質疑に、5地区で事業を進め、主なものについては、高根町の農道と市道など、件数は55件あります。建物貸付収入については、明野町のオートキャンプ場でありますとの答弁がありました。

なお、交通安全対策費として、カーブミラーの設置と、併せて支所長決済に、ある程度の権限を持たせてもらいたいとの要望がありました。

本案については、全会一致で承認すべきものと決しました。

承認第14号 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及び承認を求めることについては、現在実施している2町以外の5町でも要望があるが、計画があれば教えてもらいたいとの質疑がありました。5町

は民放などが入っており、民放とも協議をする中で調査、検討していきますとの答弁があり、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第78号 北杜市情報公開条例の一部を改正する条例については、質疑がなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号 北杜市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、罰則にかかる内容についての質疑があり、罰則については委員に対しての罰則であることと、一部については、議案第77号に移行いたしますとの答弁がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第1号)については、平成17年度の市債について質疑があり、国庫補助事業等に増減が生じるが、事務量は大きく膨らむとは予想していないため、市債も増えないのではないかと考えられます。過疎債を有利に活用していきますとの答弁がありました。

また、新エネルギー事業については、内容説明を求め、この事業は北杜市全域として捉えた中で計画を策定する予定でありますとの答弁がありました。

なお、事業の委託について、コンサルを選定する場合は慎重にしてもらいたいとの要望がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上について、慎重審査の結果、付託された6案件については原案のとおり承認および可決すべきものと決定されました。

以上をもって、本委員会に付託された案件についての審査結果の報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

承認第1号、承認第3号、承認第14号、議案第78号、議案第79号、議案第84号の6案件につきましては質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論を許します。

(なし)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは承認第1号、承認第3号、承認第14号、議案第78号、議案第79号、議案第84号の6案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、承認および可決であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、承認および可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託されました承認第1号、承認第3号、承認第14号、議案第

78号、議案第79号、議案第84号の6案件については委員長報告のとおり、承認および可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました・・・。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

今日、配られた議事日程ですが、こっちのあと、日程第3から7まで残っております。そういう中で、今日は時間も早く終わったわけですが、できたら、今日していただきたいと。自分は、こんなように思います。

そして、これを明日やるということになれば、時間はそんなにかからなくて、総合支所の所長たちも来なければならない、また本所の人たちも、明日それだけの時間を費やす。そういう中で、今日終われば明日から、それなりの職務に専念ができるということもあるんですが、議長、皆さんに諮って、明日では明日でもやむを得ないけども、できれば今日していただきたいという気持ちでございますから、相談なり意見を聞いてください。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩します。

休憩 午後 2時53分

再開 午後 3時08分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

浅川哲男議員の提案にお答えする前に、常任委員会委員長の報告書の字句の訂正がございます。

文教厚生常任委員長から申し出がありましたので、訂正をいたします。

渡邊委員長。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

承認第3号の件につきまして、「道路拡幅にかかる売却」とミスプリで、「買収は済んでいる」に訂正いたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（清水壽昌君）

そのように訂正をお願いいたします。

続きまして、総務常任委員長、秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

承認第1号の中で、「賛成12、反対1」ということの中で、欠席委員とか、私、委員長を入れたということで、この「12」を「10」に訂正していただきたいと思います。「賛成10、反対1」というふうに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

そのよう、訂正をお願いいたします。

続きまして、浅川哲男議員の提案にお答えいたします。

追加案件等の議事日程の都合により、本日の日程は終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月23日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。  
大変、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時11分

平成 1 7 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 3 日

## 1. 議事日程

平成17年第2回北杜市議会定例会（5日目）

平成17年6月23日  
午前10時00分開議  
於 議 場

- 日程第1 委員会審査報告の件
- 日程第2 委員長報告
- 追加日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第91号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第3 議案第92号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第4 発議第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について
- 日程第5 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について
- 追加日程第6 発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見書の提出について
- 日程第7 選挙第1号 大内窪外壱字恩賜泉有財産保護組合の議会議員の選挙について
- 日程第8 議員の派遣
- 追加日程第9 継続審査の件



2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員

12番 日向 万仁

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
"	伊藤勝美



再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

平成17年第2回北杜市議会定例会も、去る6月14日に開会され、市長ほか執行部の職員および議員各位には、本日まで本会議、全員協議会、各常任委員会等、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議事がスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げまして、あいさつといたします。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

12番議員、日向万仁君は本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 委員会審査報告の件

請願第1号 介護保険制度の見直しの改正にあたり、改善を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題といたしました件につきましては、審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長（渡邊陽一君）

平成17年6月23日

北杜市議会議長 清水壽昌様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第1号の審査結果について、文教厚生常任委員会からご報告申し上げます。

去る3月25日、本会議において介護保険制度の見直しの改正にあたり、改善を求める請願書が当委員会に付託されました。

その請願については、閉会中の継続審査となり、5月27日および6月16日の両日において、当委員会の中で慎重に審議しました結果を報告いたします。

文教厚生常任委員会では、慎重審査の結果、採択により賛成1、反対9で不採択すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論を許します。

( な し )

討論なしと認めます。

次に請願第1号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告とおり、不採択することにご異議ありませんか。

( 異議あり。の声 )

異議がございます。

よって、本案の採決は起立採決によって行います。

委員長の報告のとおり、不採択することに賛成の方のご起立を求めます。

( 賛 成 多 数 )

賛成多数。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり、不採択することに決しました。

次に請願第2号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願書を議題といたします。

ただいま、議題といたしました件につきましては、審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成17年6月23日

北杜市議会議長 清水壽昌様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

文教厚生常任委員会委員長報告

請願第2号の審査結果について、文教厚生常任委員会からご報告申し上げます。

去る6月14日、本会議において義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための請願が、当委員会に付託されました。

この請願について、6月16日に当委員会の中で慎重審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

以上で、文教厚生常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論を許します。

( な し )

討論なしと認めます。

次に、請願第2号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり、採択することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時14分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、お手元に配布いたしました議事日程により、日程の変更および追加をいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議事日程のとおり、日程の変更および追加をすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま市長から、

議案第90号 工事請負契約の締結について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負変更契約の締結について

中村勝一君ほか5名から

発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求め  
めるための意見書

および、各委員長から継続審査の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

議案第90号 工事請負契約の締結について

議案第91号 工事請負契約の締結について

議案第92号 工事請負変更契約の締結について

発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求  
めるための意見書

委員会の継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第90号 工事請負契約の締結について

次のとおり、請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 公立学校施設整備国庫負担（補助）事業  
須玉中学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 2億2,890万円
4. 契約の相手方 山梨県甲府市大和町1番54号  
藤島建設株式会社 代表取締役 藤島秀貴

平成17年6月23日 提出

北杜市長 白倉政司

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第90号の須玉中学校屋内運動場改築工事建築主体工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

これの入札指名業者名、何社で入札されたのか。それから、おそらく予定価格が公表されていると思いますが、その予定価格の金額のご提示をお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

部長。

○企画部長（坂本等君）

お答え申し上げます。

この案件につきましては、指名業者は落札をしました藤島建設を含め、7社でございます。長田組土木、宝建設、内藤ハウス、日経工業、早野組、藤島建設、三井建設工業の7社ござ

います。

それから予定価格につきましては、2億7,900万円の予定価格を設定いたしました。これにつきましては、消費税は含まれてはございません。

落札につきましては、本体、消費税は抜いた入札を行っておりますので、2億1,800万円という本体の落札価格でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ございますか。

内藤昭君。

○30番議員（内藤昭君）

非常にありがたい工事なんでありますが、工期に関して、どの時期までかかるかという点と、もう一つ、前にもちょっと質問でやったんですが、須玉町には非常にグラウンドが少ないということで、学校の教育としてグラウンドの確保はどうなっているか、その2点をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答えいたします。

工期につきましては、議決の翌日から着手ということに想定しておりまして、最終工期は平成18年3月15日といたしてございます。

それから、このグラウンドの関係になりますが、これは屋内体育館の建築でございます。グラウンドにも多少の影響はあろうかと思いますが、工期中、建築期間中におきます屋内体育館等の利用については、近くの須玉総合町民体育館、そういうような体育館等につきまして、学校の授業に極力影響のない方法をもって対処したいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

本件の契約締結と、ほか2件あるわけですが、ほかも関連ありますから、この件について聞きたいんですが、この金額の中に消費税は別なのか入っているのかどうか、お聞きします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

議案第90号の契約金額、2億2,890万円には消費税が含まれております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

細田哲郎君。



○22番議員（細田哲郎君）

これの、藤島建設に落札されたわけですが、これは工事内容がちょっと定かで、分からないんですが、これは分離発注という観点からはどのように考えていらっしゃるのか、そのへんをちょっと、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

この須玉中学校屋内運動場の建築工事等につきましては、本体と電気と、それから給配水関係、衛生、その3つに分けて分離発注をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論を許します。

（なし）

討論なしと認めます。

追加日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案どおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第1 議案第90号 工事請負契約の締結については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第2 議案第91号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

議案第91号 工事請負契約の締結について

次のとおり、請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1. 契約の目的 白州尾白の森名水公園温泉施設建設建築主体工事（期工事）

2. 契約の方法 指名競争入札

3. 契約金額 2億3,310万円

4. 契約の相手方 山梨県甲府市南口町6番15号

名工建設株式会社甲府支店 常務執行役員支店長 渡邊良信

平成17年6月23日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議案第91号の白州尾白の森名水公園温泉施設建設建築主体工事（二期工事）請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

ただいまから質疑を許します。

細田哲郎君。

○22番議員（細田哲郎君）

先ほど、ちょっとお願いしておけば、よろしかったんですが、この指名業者と予定価格と、それと工期はいつまでに終了するのかということと、これも先ほど言ったように、分離発注の内容、金額、分かりましたら、教えていただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答え申し上げます。

この案件につきましては、指名業者は8社でございます。申し上げます。

長田組土木、国際建設、宝建設、内藤ハウス、早野組、藤島建設、三井建設工業、名工建設甲府支店、以上の8社でございます。

予定価格につきましては、2億2,561万円。消費税は抜きでございます。

落札、同じく消費税抜きということで、2億2,200万円の本体価格の落札でございます。

工期につきましては、議決いただきました翌日から平成18年3月10日ということに決定をしております。

これにつきましては、第二期工事でございます。やはり電気関係等につきましては、分離的な発注ということにしております。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論を許します。

( な し )

討論なしと認めます。

追加日程第2 議案第91号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第2 議案第91号 工事請負契約の締結については、原案どおり可決することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第3 議案第92号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第92号 工事請負変更契約の締結について

次のとおり、請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 北杜市火葬場建設工事(建築主体)

2. 契約の方法 随意契約

3. 契約金額 変更前 5億8,590万円

変更後 5億9,887万6,950円

4. 契約の相手方 山梨県甲府市丸の内2丁目9番20号

長田組土木株式会社 代表取締役 長田達機

平成17年6月23日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

議案第92号の北杜市火葬場建設工事(建築主体)請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

質疑を許します。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

約1,300万円ほどの増嵩になっているわけですけど、この中の大まかな増嵩の工種、併せて1,300万円だと思いますけど、そのへんの概要をちょっと分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

課長。

○高根総合支所住民福祉課長（新海敏生君）

説明を申し上げます。

2,300万円でございますけども、これにつきましては本体工事、金額が・・・。

失礼しました。

修正させていただきます。

増額の1,297万6,950円でございます。

まず内容でございますけど、南外壁、それから南側の境界壁の壁材の変更等による増額、それから天井裏のメンテナンス用の仮設、架台の設置工事の増によるもの、それから床、それから壁の資機材の種類の変更による増でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論を許します。

（なし）

討論なしと認めます。

追加日程第3 議案第92号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第3 議案第92号 工事請負変更契約の締結については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 発議第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、植松一雄君から提案理由の説明を求めます。

2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

発議第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書の提出について

平成 17 年 6 月 23 日  
北杜市議会議長 清水壽昌様

提出者 北杜市議会議員 植松一雄  
賛成者 北杜市議会議員 保坂多枝子  
" 小野喜一郎  
" 中村隆一  
" 細田哲郎  
" 秋山九一

上記議案を別案のとおり、提出します。

地方議会制度の充実強化に関する意見書（案）

平成 5 年の衆参両議院における地方分権推進決議以降、地方分権一括法の施行や市町村合併に伴う地方自治にかかる地勢図の変化など、地方議会を取り巻く環境は近時、大きく変化してきている。

また今日、三位一体の改革など進められる中で、税財政面での自己決定権が強まれば、それに伴い、議会の執行機関に対する監視機能を強化し、自ら住民のための政策を発信していかなければならないのは必然である。

このような中、二元代表制の下での地方議会の役割は、一層、その重要性を増していることから、住民自治の代表機関である議会の機能の更なる充実と、その活性化を図ることが強く求められている。

一方、各議会においては自らの議会改革等を積極的に行っているところであるが、これらの環境に対応した議会の機能を十分発揮するためには解決すべき、さまざまな制度的課題がある。

こうした課題は、現行の地方自治法が制定後 60 年経過し、議会と首長との関係等に関わる状況が変化しているにも関わらず、ほとんど見直されておらず、議会にかかる制度が実態にそぐわなくなっていることから、議会制度全般にわたる見直しが急務である。

21 世紀における地方自治制度を考えると、住民自治の合議体である議会が自主性、自律性を発揮して、はじめて地方自治の本旨は実現するものであり、時代の趨勢に対応した議会改革なくして、地方分権改革は完結しないと考える。

よって、国におかれては、現在、第 28 次地方制度調査会において、議会のあり方を審議項目として取り上げ、活発な審議が行われているところであるが、地方議会制度の規制緩和・弾力化はもとより 議長に議会招集権を付与すること、委員会にも議案提出権を認めること、

議会に附属機関の設置を可能とすることなど、地方議会の権能強化および、その活性化のため、抜本的な制度改正が図れるよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 17 年 6 月 23 日  
北杜市議会議長 清水壽昌

衆議院議長 河野洋平殿  
参議院議長 扇 千景殿  
内閣総理大臣 小泉純一郎殿  
総務大臣 麻生太郎殿  
以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第4 発議第2号 地方議会制度の充実強化に関する意見書提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、植松一雄君から提案理由の説明を求めます。

2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出について

平成17年6月23日

北杜市議会議長 清水壽昌様

提出者	北杜市議会議員	植松一雄
賛成者	北杜市議会議員	保坂多枝子
	〃	小野喜一郎
	〃	中村隆一
	〃	細田哲郎
	〃	秋山九一

上記議案を別案のとおり、提出します。

地方六団体改革案の早期実現に関する意見書（案）

地方六団体は基本方針2004に基づく政府からの要請により、昨年8月に地方分権の理念に沿った三位一体の改革を実現すべく、地方六団体の総意として、その改革案を小泉内閣総理大臣に提出したところである。

しかしながら、昨年11月の三位一体の改革についての政府・与党合意の税源移譲案は、その移譲額を平成16年度分を含め、おおむね3兆円とし、その約8割を明示したものの、残りの約2割については、平成17年度中に検討を行い、結論を得るとし、多くの課題が先送りされ、真の地方分権改革とは言えない状況にある。

よって、政府においては平成5年の衆・参両院による地方分権推進に関する全会一致の国会

決議をはじめ、地方分権一括法の施行といった国民の意思を改めて確認し、真の三位一体の改革の実現を図るため、残された課題等について、地方六団体の提案を十分ふまえ、改革案の実現を強く求めるものであります。

#### 記

- 1．地方六団体の改革案をふまえた、おおむね3兆円規模の税源移譲を確実に実現すること。
  - 2．生活保護費負担金および義務教育費、国庫負担金等の個別事項の最終的な取り扱い、国と地方の協議の場において、協議・決定するとともに、国庫負担率の引き下げは絶対認められないこと。
  - 3．政府の改革案は、地方六団体の改革案の一部しか実現されておらず、地方六団体の改革案を優先して実施すること。
  - 4．地方六団体の改革案で示した平成19年度から21年度までの第2期改革案について、政府の方針を早期に明示すること。
  - 5．地方交付税制度については、基本方針2004および政府与党合意に基づき、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう、法定率分の引き上げを含み、地方交付税総額を確実に確保するとともに、財源保障機能、財源調整機能を充実強化すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月23日  
北杜市議会議長 清水壽昌

衆議院議長 河野洋平殿  
参議院議長 扇 千景殿  
内閣総理大臣 小泉純一郎殿  
内閣官房長官 細田博之殿  
郵政民営化経済  
財政政策担当大臣 竹中平蔵殿  
総務大臣 麻生太郎殿  
財務大臣 谷垣禎一殿  
以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第5 発議第3号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第6 発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、中村勝一君から提案理由の説明を求めます。

26番議員、中村勝一君。

中村勝一君。

○26番議員（中村勝一君）

発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見書の提出について

平成17年6月23日

北杜市議会議長 清水壽昌様

提出者 北杜市議会議員 中村勝一

賛成者 北杜市議会議員 渡邊陽一

〃 内田俊彦

〃 千野秀一

〃 風間利子

〃 鈴木今朝和

上記議案を別案のとおり、会議規則第126条の規定により提出します。

義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見書（案）

今、三位一体の改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点になっています。この制度は昭和28年以降、制度化され、義務教育諸学校等に勤務する教員、学校事務職員、学校栄養職員の給与を中心に構成されています。

これは学校教育が一人ひとりの子どもの教育を受ける権利を補償し、次代を担う主権者を育成するには、教員のみならず、学校の管理事務部門を司る学校事務職員や学校給食に携わる学校栄養職員の存在と協力があって、はじめて達成されることを財政上保障し、地方公共団体の財政能力によって、格差が生じないように、法制化されたものです。

しかしながら、もし、この制度が廃止され、全額都道府県に税源移譲された場合、全国で9都府県を除いて、現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかです。

山間地の多い山梨県においては、現在の額よりも25%程度も減額されるという試算もあります。

多くの県では財源が確保できず、現行の教育条件の維持すらも危惧される事態になります。このことは引いては、市町村財政を圧迫し、教育予算全体に影響を与え、保護者負担の増額につながる可能性もあります。

このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請を受け、国の責任として国民に対し、一定水準の義務教育を補償するものとして、極めて重要で不可欠な制度です。

また、学校運営を支えている学校事務職員および学校栄養職員を国庫負担の対象外とする負



担転嫁は義務教育制度の根幹にふれるものであり、学校の運営にも大きな影響を及ぼすものです。

よって、義務教育費国庫負担制度を見直し、交付金化や一般財源化することに断固反対し、併せて、教育の現状水準を維持、発展するためにも、学校事務職員および学校栄養職員を国庫負担の対象外とする措置に対し、断固反対するものです。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年6月23日

山梨県北杜市議会議長 清水壽昌

文部科学大臣 中山成彬殿

財務大臣 谷垣禎一殿

総務大臣 麻生太郎殿

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件につきましては、質疑・討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、追加日程第6 発議第4号 義務教育費国庫負担制度を堅持し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求めるための意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

暫時休憩。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時49分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第7 大内窪外老字恩賜県有財産保護組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

提案理由は、平成17年7月13日をもって任期が満了となるためであります。

同組合の規則に基づき、7名の組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時50分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

秋山俊和君、五味良一君は本案に関係いたしますので、退席を求めました。

議長において、指名をいたします。

氏名 小泉源紀

生年月日 昭和13年2月11日

住所 北杜市明野町三之蔵962番地

氏名 上野幸人

生年月日 昭和21年5月29日

住所 北杜市明野町小笠原3656番地

氏名 滝口忠雄

生年月日 昭和10年10月10日

住所 北杜市明野町小笠原3369番地

氏名 馬場君忠

生年月日 昭和15年8月18日

住所 北杜市明野町上手3108番地

氏名 篠原廣安

生年月日 昭和23年1月8日

住所 北杜市明野町上手8188番地

氏名 秋山俊和

生年月日 昭和26年6月1日

住所 北杜市明野町上手5018番地3

氏名 五味良一

生年月日 昭和24年8月5日

住所 北杜市明野町上手10211番地1

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました小泉源紀君、上野幸人君、滝口忠雄君、馬場君忠君、篠原廣安君、秋山俊和君、五味良一君の以上7名を大内窪外壱字恩賜具有財産保護組合議

会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました7名が、大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました、小泉源紀君、上野幸人君、滝口忠雄君、馬場君忠君、篠原廣安君、秋山俊和君、五味良一君に会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第8 議員の派遣を議題といたします。

内容について、申し上げます。

最終処分場の議員研修でございます。

目的は、廃棄物最終処分場の知識向上を図るためであります。

期間につきましては、平成17年7月6日から8日の3日間でございます。

内容につきましては、別紙であります。

次に、山梨県市議会議長会主催の市議会議員研修でございます。

目的は、市議会議員の資質向上を図るためであります。

期間につきましては、平成17年8月12日の1日間であります。

内容につきましては、別紙であります。

本件につきましては、同意をいただくことにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

小尾直知君。

○11番議員(小尾直知君)

最終処分場の議員研修は3日間ですが、これはまだ、今日出ず予定でございましたけれども、私と中村勝一議員、風間利子議員、3名の連名で1泊2日の議員研修ということでお願いしたいと、こんなふうに思いますけれども、よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時19分

○議長(清水壽昌君)

再開いたします。

先ほど、小尾直知議員から提案がございましたが、予定どおり、平成17年7月6日から8日の3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、申し上げましたとおりの内容で決定いたしました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第9 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加日程第9 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

よって、本日をもちまして、平成17年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時21分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和